

情報公開制度及び 個人情報保護制度の運用状況

令和元年度

(2019年度)

枚方市

目 次

| | |
|--|----|
| I. 情報公開制度の運用状況 | |
| 1. 保有情報公開の請求 | 1 |
| (1) 処理状況 | 1 |
| (2) 実施機関別請求状況 | 1 |
| (3) 部分公開、非公開の適用条項 | 3 |
| (4) 請求者の内訳 | 4 |
| 2. 保有情報公開の申出（任意的な公開） | 4 |
| (1) 処理状況 | 4 |
| (2) 実施機関別申出状況 | 5 |
| II. 個人情報保護制度の運用状況 | |
| 1. 保有個人情報開示等の請求 | 6 |
| (1) 処理状況 | 6 |
| (2) 実施機関別請求状況 | 7 |
| (3) 部分開示及び存否応答拒否の適用条項 | 8 |
| 2. 個人情報ファイル | 8 |
| (1) 届出状況 | 8 |
| 3. 個人情報の目的外利用等 | 9 |
| (1) 枚方市個人情報保護条例第9条第2項第6号及び同条例第10条第3項第5号の規定による目的外利用等の状況 | 9 |
| III. 情報公開・個人情報保護審議会 | |
| 1. 審議会委員 | 24 |
| (1) 審議会委員 | 24 |
| 2. 審議会開催状況 | 25 |
| (1) 開催日及び諮問案件 | 25 |

目 次

IV. 情報公開・個人情報保護審査会

| | |
|------------------|----|
| 1. 審査会委員 | 25 |
| (1) 審査会委員 | 25 |
| 2. 諮問した審査請求の処理状況 | 26 |
| (1) 処理状況 | 26 |
| 3. 審査会開催状況 | 27 |
| (1) 開催状況及び諮問案件 | 27 |

参考資料

| | |
|-----------------------|-----|
| 1. 保有情報公開の請求の内容等 | 33 |
| 2. 保有情報公開の申出の内容等 | 48 |
| 3. 保有個人情報開示等の請求の内容等 | 58 |
| 4. 審議会への諮問及び答申の内容等 | 63 |
| 5. 審査会答申 | 65 |
| 6. 条例及び施行規則 | 106 |
| 枚方市情報公開条例 | 106 |
| 枚方市情報公開条例施行規則（様式省略） | 110 |
| 枚方市個人情報保護条例 | 112 |
| 枚方市個人情報保護条例施行規則（様式省略） | 121 |
| 枚方市附属機関条例（一部抜粋） | 125 |

I. 情報公開制度の運用状況

1. 保有情報公開の請求

(1) 処理状況

令和元年度（2019年度）の保有情報公開請求は、175件ありました。

保有情報公開請求に対する処理状況を見ると、全部公開が37件、部分公開が96件、全部非公開が1件、不存在が37件、取下げが2件、却下が2件で、公開率は99.3%でした。

表1 保有情報公開請求処理状況

| 区 分 | | 令和元年度 (2019年度) | 平成30年度 (2018年度) |
|------------------|----------------|-------------------|--------------------|
| 請 求 者 数 | | 116人 | 115人 |
| 請 求 件 数 | | 175件 | 160件 |
| 処 理 状 況 | 全 部 公 開 | 37件 | 56件 |
| | 部 分 公 開 | 96件 | 79件 |
| | 全 部 非 公 開 | 1件 | — |
| | 存 否 応 答 拒 否 | — | — |
| | 不 存 在 | 37件 | 20件 |
| | 取 下 げ | 2件 | 4件 |
| | 却 下 | 2件 | 1件 |
| 公 開 率 | | 99.3% | 100% |
| 審 査 請 求 | | 1件 | 6件 |

※公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (請求件数 - 取下げ等) × 100

取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

※請求者数は延べ人数です。

※令和元年度（2019年度）の公開請求に対して決定を行った件数を計上しています。

※審査請求の件数は、令和元年度（2019年度）の公開請求に対する決定についての審査請求件数を計上しています。
(令和2年（2020年）10月1日現在)

(2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが123件（土木部38件、環境部23件など）、教育委員会に対するものが31件、上下水道事業管理者に対するものが20件（上下水道経営部2件、上下水道事業部18件）、議会の議長に対するものが1件でした。

表2 実施機関別請求件数

(単位:件)

| 実施機関名 | | 請求件数 | 処 理 状 況 | | | | | |
|---------------|-------------|------|---------|------|-----------|-------|-------|-----|
| | | | 全部公開 | 部分公開 | 全部 非公開 | 不 存 在 | 取 下 げ | 却 下 |
| 市 | 市長公室 | 4 | 1 | 2 | — | — | 1 | — |
| | 総合政策部 | 7 | 2 | 2 | — | 2 | — | 1 |
| | 市駅周辺等活性化推進部 | 1 | 1 | — | — | — | — | — |
| | 市民安全部 | 5 | 3 | 2 | — | — | — | — |
| | 総務部 | 10 | 5 | 2 | — | 3 | — | — |
| | 財務部 | 2 | 1 | 1 | — | — | — | — |
| | 産業文化部 | 5 | — | 5 | — | — | — | — |
| | 健康部 | 1 | — | 1 | — | — | — | — |
| | 長寿社会部 | 12 | 4 | 6 | — | 2 | — | — |
| | 福祉部 | 2 | — | 2 | — | — | — | — |
| | 子ども青少年部 | 4 | 2 | 1 | — | 1 | — | — |
| | 環境部 | 23 | 5 | 5 | — | 12 | 1 | — |
| | 都市整備部 | 9 | 1 | 6 | 1 | — | — | 1 |
| | 土木部 | 38 | 2 | 25 | — | 11 | — | — |
| 会計課 | — | — | — | — | — | — | — | |
| 小 計 | | 123 | 27 | 60 | 1 | 31 | 2 | 2 |
| 教育委員会 | 総合教育部 | 11 | 1 | 10 | — | — | — | — |
| | 学校教育部 | 14 | 7 | 3 | — | 4 | — | — |
| | 社会教育部 | 6 | — | 4 | — | 2 | — | — |
| | 小 計 | 31 | 8 | 17 | — | 6 | — | — |
| 選挙管理委員会 | | — | — | — | — | — | — | — |
| 公平委員会 | | — | — | — | — | — | — | — |
| 監査委員 | | — | — | — | — | — | — | — |
| 農業委員会 | | — | — | — | — | — | — | — |
| 固定資産評価審査委員会 | | — | — | — | — | — | — | — |
| 上下水道事業 管理者 | 上下水道経営部 | 2 | 2 | — | — | — | — | — |
| | 上下水道事業部 | 18 | — | 18 | — | — | — | — |
| | 小 計 | 20 | 2 | 18 | — | — | — | — |
| 病院事業管理者 | | — | — | — | — | — | — | — |
| 議会の議長 | | 1 | — | 1 | — | — | — | — |
| 合 計 | | 175 | 37 | 96 | 1 | 37 | 2 | 2 |

(3) 部分公開、全部非公開の適用条項

部分公開及び全部非公開と決定したものについて、非公開の理由として適用した条項の内訳は、枚方市情報公開条例第5条第1号の個人に関する情報が32件、同条第3号の法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が28件、同条第4号の任意提供情報が1件、同条第7号の事務又は事業に関する情報が59件でした。

表3 部分公開、全部非公開の適用条項

(単位：件)

| 区 | 分 | 令和元年度 (2019年度) | 平成30年度 (2018年度) |
|---------------|---|-------------------|--------------------|
| 請 | 求 | 175 | 160 |
| 部分公開及び全部非公開件数 | | 97 | 79 |

| | | 令和元年度 (2019年度) | 平成30年度 (2018年度) |
|----------|-------------------------|-------------------|--------------------|
| 条例第5条第1号 | 個人に関する情報 | 32 | 38 |
| 第2号 | 法令秘情報 | — | — |
| 第3号 | 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報 | 28 | 31 |
| 第4号 | 任意提供情報 | 1 | 2 |
| 第5号 | 公共安全等に関する情報 | — | — |
| 第6号 | 審議、検討等情報 | — | 4 |
| 第7号 | 事務又は事業に関する情報 | 59 | 29 |

(注) 1件の中に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

(4) 請求者の内訳

請求者の内訳は、市内に住所を有する者が77人、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が32人、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものが7人でした。

表4 請求者の内訳

(単位:人)

| 区 分 | 令和元年度 (2019年度) | 平成30年度 (2018年度) |
|-----------------------------|-------------------|--------------------|
| 市内に住所を有する者 | 77 | 93 |
| 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 | 32 | 15 |
| 市内の事務所又は事業所に勤務する者 | — | 3 |
| 市内の学校に在学する者 | — | — |
| 市税の納税義務を有する者 | — | — |
| 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの | 7 | 4 |
| 合 計 | 116 | 115 |

2. 保有情報公開の申出 (任意的な公開)

(1) 処理状況

令和元年度(2019年度)の保有情報公開申出は、84件ありました。

保有情報公開申出に対する処理状況を見ると、全部公開が58件、部分公開が24件、全部非公開が1件、不存在が1件、公開率は98.8%でした。

表5 保有情報公開申出処理状況

| 区 分 | 令和元年度 (2019年度) | 平成30年度 (2018年度) | |
|------------------|-------------------|--------------------|-----|
| 申 出 者 数 | 67人 | 61人 | |
| 申 出 件 数 | 84件 | 94件 | |
| 処 理 状 況 | 全 部 公 開 | 58件 | 59件 |
| | 部 分 公 開 | 24件 | 30件 |
| | 全 部 非 公 開 | 1件 | —件 |
| | 存 否 応 答 拒 否 | —件 | —件 |
| | 不 存 在 | 1件 | 4件 |
| | 取 下 げ | —件 | 1件 |
| | 却 下 | —件 | —件 |
| 公 開 率 | 98.8% | 100% | |

※公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (申出件数 - 取下げ等) × 100

取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

※申出者数は延べ人数です。

※令和元年度(2019年度)の公開申出に対して回答を行った件数を計上しています。

(2) 実施機関別申出状況

実施機関別の申出状況は、市長に対するものが60件、教育委員会に対するものが17件、上下水道事業管理者に対するものが7件でした。

表6 実施機関別申出件数

(単位:件)

| 実施機関名 | | 申出件数 | 処 理 状 況 | | | | | |
|--|---------|------|---------|------|-----------|-------|-------|-----|
| | | | 全部公開 | 部分公開 | 全部 非公開 | 不 存 在 | 取 下 げ | 却 下 |
| 市 長 | 市長公室 | 1 | — | 1 | — | — | — | — |
| | 市民安全部 | 8 | 7 | 1 | — | — | — | — |
| | 総務部 | 6 | 4 | 2 | — | — | — | — |
| | 財務部 | 2 | — | 1 | 1 | — | — | — |
| | 産業文化部 | 2 | 1 | 1 | — | — | — | — |
| | 健康部 | 13 | 12 | 1 | — | — | — | — |
| | 長寿社会部 | 1 | — | 1 | — | — | — | — |
| | 福祉部 | 2 | — | 2 | — | — | — | — |
| | 子ども青少年部 | 2 | 1 | 1 | — | — | — | — |
| | 環境部 | 5 | 2 | 3 | — | — | — | — |
| | 都市整備部 | 17 | 15 | 1 | — | 1 | — | — |
| | 会計課 | 1 | 1 | — | — | — | — | — |
| 小 計 | | 60 | 43 | 15 | 1 | 1 | — | — |
| 委 教 員 会 会 育 | 総合教育部 | 7 | 7 | — | — | — | — | — |
| | 学校教育部 | 1 | 1 | — | — | — | — | — |
| | 社会教育部 | 9 | 6 | 3 | — | — | — | — |
| 小 計 | | 17 | 14 | 3 | — | — | — | — |
| 業 上 管 下 理 水 者 道 事 事 業 業 部 部 | 上下水道経営部 | 1 | 1 | — | — | — | — | — |
| | 上下水道事業部 | 6 | — | 6 | — | — | — | — |
| 小 計 | | 7 | 1 | 6 | — | — | — | — |
| 合 計 | | 84 | 58 | 24 | 1 | 1 | — | — |

(注) 申出のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

Ⅱ. 個人情報保護制度の運用状況

1. 保有個人情報開示等の請求

(1) 処理状況

令和元年度（2019年度）の保有個人情報開示等請求は104件あり、全て開示請求で、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び提供の停止の請求はありませんでした。

保有個人情報開示請求に対する処理状況を見ると、全部開示が43件、部分開示が46件、存否応答拒否が1件、不存在が10件、取下げが3件、却下が1件、開示率は98.9%でした。

表7 保有個人情報開示等請求処理状況

| 区 分 | 令和元年度 (2019年度) | 平成30年度 (2018年度) | |
|------------------|-------------------|--------------------|-----|
| | 保有個人情報 開示請求 | 保有個人情報 開示請求 | |
| 請 求 者 数 | 87人 | 80人 | |
| 請 求 件 数 | 104件 | 96件 | |
| 処 理 状 況 | 全部開示等 | 43件 | 36件 |
| | 部分開示等 | 46件 | 35件 |
| | 全 部 非 開 示 等 | 1件 | 2件 |
| | 存 否 応 答 拒 否 | 1件 | 3件 |
| | 不 存 在 | 10件 | 18件 |
| | 取 下 げ | 3件 | 2件 |
| | 却 下 | 1件 | 1件 |
| 開 示 等 率 | 98.9% | 93.4% | |
| 審 査 請 求 | 2件 | 1件(注) | |

※保有個人情報訂正請求、利用の停止請求、消去請求、提供の停止請求の欄は省略しています。

※開示等率 = (全部開示等件数 + 部分開示等件数) ÷ (請求件数 - 取下げ等) × 100

取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

※請求者数は延べ人数です。

※令和元年度（2019年度）の開示等請求に対する決定を行った件数を計上しています。

※審査請求の件数は、令和元年度（2019年度）の開示等請求に対する決定についての審査請求件数を計上しています。
(令和2年（2020年）10月1日現在)

(注) 諮問までに終了

(2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが99件(市民安全部47件、長寿社会部15件、福祉部10件など)、教育委員会に対するものが4件、病院事業管理者に対するものが1件でした。

表8 実施機関別請求件数

(単位：件)

| | | 請求件数 | 処 理 状 況 | | | | | | |
|-----------------------|--------------|------|-----------|-----------|------------|------------|-------|-------|-----|
| | | | 全部 開示等 | 部分 開示等 | 全部 非開示等 | 存否応 答拒否 | 不 存 在 | 取 下 げ | 却 下 |
| 市 長 | 市 長 公 室 | 3 | 3 | — | — | — | — | — | — |
| | 市 民 安 全 部 | 47 | 7 | 36 | — | — | 3 | 1 | — |
| | 総 務 部 | 4 | 4 | — | — | — | — | — | — |
| | 財 務 部 | 8 | 7 | — | — | — | 1 | — | — |
| | 健 康 部 | 9 | 3 | 1 | — | — | 4 | 1 | — |
| | 長 寿 社 会 部 | 15 | 11 | 2 | — | — | 1 | — | 1 |
| | 福 祉 部 | 10 | 3 | 5 | — | 1 | — | 1 | — |
| | 子 ども 青 少 年 部 | 1 | 1 | — | — | — | — | — | — |
| | 土 木 部 | 2 | 1 | — | — | — | 1 | — | — |
| 小 計 | | 99 | 40 | 44 | — | 1 | 10 | 3 | 1 |
| 教 育 委 員 会 | 総 合 教 育 部 | 1 | 1 | — | — | — | — | — | — |
| | 学 校 教 育 部 | 3 | 2 | 1 | — | — | — | — | — |
| | 小 計 | 4 | 3 | 1 | — | — | — | — | — |
| 病 院 事 業 管 理 者 | | 1 | — | 1 | — | — | — | — | — |
| 合 計 | | 104 | 43 | 46 | — | 1 | 10 | 3 | 1 |

(注) 請求のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

(3) 部分開示及び存否応答拒否の適用条項

部分開示及び存否応答拒否と決定したものについて、その理由として適用した条項の内訳は、枚方市個人情報保護条例第15条第1項第1号の開示請求者に関する情報が2件、同項第2号の開示請求者以外の個人に関する情報が33件、同項第4号の法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が38件、同項第8号の事務又は事業に関する情報が6件でした。

表9 部分開示及び存否応答拒否の適用条項

(単位：件)

| 区 | 分 | 令和元年度 (2019年度) | 平成30年度 (2018年度) |
|---|---|-------------------|--------------------|
| 請 | 求 | 104 | 96 |
| 部 | 分 | 47 | 40 |
| 開 | 示 | | |
| 及 | び | | |
| 存 | 否 | | |
| 応 | 答 | | |
| 拒 | 否 | | |
| 件 | 数 | | |

| | | 令和元年度 (2019年度) | 平成30年度 (2018年度) |
|--------------|-------------------------|-------------------|--------------------|
| 条例第15条第1項第1号 | 開示請求者に関する情報 | 2 | — |
| 第2号 | 開示請求者以外の個人に関する情報 | 33 | 20 |
| 第3号 | 法令秘情報 | — | 1 |
| 第4号 | 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報 | 38 | 22 |
| 第5号 | 任意提供情報 | — | — |
| 第6号 | 公共の安全等に関する情報 | — | — |
| 第7号 | 審議、検討等情報 | — | — |
| 第8号 | 事務又は事業に関する情報 | 6 | 6 |
| 第9号 | 公益的非開示情報 | — | — |

(注) 1件の中に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

2. 個人情報ファイル

(1) 届出状況

各実施機関が作成した個人情報ファイルの届出状況は、令和2年(2020年)3月31日現在、451件となっています。

実施機関別の届出状況は、市長が375件(健康部64件、福祉部55件、財務部52件、市民安全部37件など)、教育委員会が24件(学校教育部10件、社会教育部8件など)、選挙管理委員会が8件、農業委員会が11件、上下水道事業管理者が32件、議会の議長が1件です。

表10 実施機関別届出件数

(令和2年(2020年)3月31日現在、単位:件)

| 実施機関名 | | 届出件数 | 実施機関名 | | 届出件数 |
|-------|---------|------|---------------|---------|------|
| 市 | 市長公室 | 11 | 選挙管理委員会 | | 8 |
| | 総合政策部 | 3 | 公平委員会 | | — |
| | 市民安全部 | 37 | 監査委員 | | — |
| | 総務部 | 8 | 農業委員会 | | 11 |
| | 財務部 | 52 | 固定資産評価審査委員会 | | — |
| | 産業文化部 | 2 | 上下水道事業 管理者 | 上下水道経営部 | 28 |
| | 健康部 | 64 | | 上下水道事業部 | 4 |
| | 長寿社会部 | 30 | 小計 | | 32 |
| | 福祉部 | 55 | 病院事業管理者 | | — |
| | 子ども青少年部 | 13 | 議会の議長 | | 1 |
| | 環境部 | 31 | | | |
| | 都市整備部 | 33 | | | |
| | 土木部 | 36 | | | |
| | 会計課 | — | | | |
| 小計 | 375 | | | | |
| 教育委員会 | 総合教育部 | 6 | | | |
| | 学校教育部 | 10 | | | |
| | 社会教育部 | 8 | | | |
| | 小計 | 24 | 合計 | | 451 |

3. 個人情報の目的外利用等

(1) 枚方市個人情報保護条例第9条第2項第6号及び同条例第10条第3項第5号の規定による目的外利用等の状況

枚方市個人情報保護条例第9条第2項第6号の規定により目的外利用をし、又は同条例第10条第3項第5号の規定による提供を受けて目的外利用をしたのは97件で、実施機関内（市長、教育委員会及び上下水道事業管理者）及び実施機関相互（市長と教育委員会、市長と上下水道事業管理者など）での利用です。

- <参考>
- ・枚方市個人情報保護条例第9条第2項第6号
正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があると実施機関が認めるとき。
 - ・同条例第10条第3項第5号
正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があると実施機関が認める場合において、他の実施機関に提供するとき

表1-1 目的外利用の状況

| NO | 目的外利用をした課名 | 個人情報を保管する課名 | 利用を認めた個人情報ファイルの名称 | 利用を認めた個人情報の項目 | 利用目的 | 令和元年度中に利用を認めた期間 |
|----|-------------|-------------|-------------------|--|---|------------------|
| 1 | 人権政策室 | 市民室 | 住民基本台帳 | 氏名（外国人登録は通称名）、生年月日、年齢、性別、住所、郵便番号 | 第3次枚方市男女共同参画計画策定にかかる市民意識調査の実施にあたり、調査票を郵送するため。 | 9月26日から12月31日まで |
| 2 | 市駅周辺等活性化推進部 | 資産税課 | 土地課税台帳、家屋課税台帳 | 【土地】所有者の住所、氏名 【建物】所有者の住所、氏名 | 枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業の事業計画書の縦覧手続を行うに当たり、関係権利者に対して事業計画の縦覧及び意見書の提出期間等についてお知らせするため | 2月4日から2月27日まで |
| 3 | 市駅周辺等活性化推進部 | 資産税課 | 土地課税台帳 | 【土地】所有者の住所、氏名、課税地積、評価額等 | 枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業に係る権利者の従前資産額算定のため | 2月4日から2月27日まで |
| 4 | 市民活動課 | 市民室 | 住民基本台帳 | 住所、生年月日、性別、世帯番号、住所キー | 自治会区域ごとの人口、世帯数、高齢化率等を算出し、自治会に提供する | 4月5日から3月31日まで |
| 5 | 危機管理室 | 市民室 | 住民基本台帳 | 避難者の住所及び氏名、世帯主の氏名及び続柄、異動発生事由（転居、転出、死亡等）、異動日 | 東日本大震災による市内避難者の転出等の異動にかかる現況確認のため | 10月21日から10月21日まで |
| 6 | 税制課 | 市民室 | 住民基本台帳 | 個人カナ氏名、個人漢字氏名、宛名番号、性別、生年月日、続柄、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民届出日、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出日、地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、外国人住民日 | 住基連携データとの整合性確認のため | 4月2日から3月31日まで |

| NO | 目的を した 利用 外課 名 | 個人情報 を 保管 する 課名 | 利用を認めた 個人情報 ファイル の名称 | 利用を認めた個人情報 の項目 | 利 用 目 的 | 令和元年度中に 利用を認めた期間 |
|----|----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|--|--|---------------------|
| 7 | 市民税課 | 市民室 | DV等支援措置申出者情報 | 支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間 | DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報の保護を図るため | 5月20日から 3月31日まで |
| 8 | 資産税課 | 市民室 | DV等支援措置申出者情報 | 支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間 | DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報の保護を図るため | 5月20日から 3月31日まで |
| 9 | 納税課 | 市民室 | DV等支援措置申出者情報 | 支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間 | DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報の保護を図るため | 5月20日から 3月31日まで |
| 10 | 国民健康保険室 | 市民室 | 住民基本台帳 | 個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理(宛名)番号、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、転主漢字氏名、異動日、世帯事由、住民届出日、転出地住所、減届出日、転出事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地等 | 国民健康保険業務における世帯構成等の確認のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 11 | 国民健康保険室 | 市民室 | 住民基本台帳 | 個人番号、氏名、性別、生年月日、続柄、届出日、現住所、通称番号、前住所、転入前住所、世帯事由、世帯主氏名、異動日、住定届出日、住定事由、住定事由、転出地住所、在留資格、在留期間等、外国人住民日、国籍等 | 後期高齢者医療被保険者の資格を管理するため | 4月1日から 3月31日まで |

| NO | 目的外 利用名 | 個人情報を 保管する課名 | 利用を認めた 個人情報ファイルの名称 | 利用を認めた個人情報 の項目 | 利 用 目 的 | 令和元年度中に 利用を認めた期間 |
|----|------------|-----------------|--|---|---|---------------------|
| 12 | 国民健康保険室 | 市民税課 | (1)個人基本ファイル (2)世帯員一覧ファイル (3)課税台帳ファイル (4)資料ファイル (5)給与支払報告書綴 (6)市・府民税申告書綴 | 年度、個人番号、優先資料情報 (区分・番号)、入力日、納税通 知番号、カナ氏名、生年月日、性 別、徴収区分、更正理由、所得項 目、(所得区分・給与収入(専給 含)・給与所得・公的年金収入・ 公的年金所得・営業所得・事業所 得・不動産所得・利子所得・配当 所得・農業所得・雑所得・総合譲 渡一時調整・分離土地・短期分離 譲渡・長期分離譲渡・株式の配当 譲渡・分離山林・特別控除条文区 分・特別控除・繰越純損・繰越雑 損・扶養判定所得)、退職所得・ 専従者項目(給与収入・控除・人 数・区分・主住記・特徴指定番 号・退職日・扶養主住記・市民税 均等割・市民税所得割・課税標準 額)等 | 国民健康保険被保険者の一部負担 金の割合判定、高額医療費の金額 算定及び保険料の賦課のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 13 | 国民健康保険室 | 市民税課 | (1)個人基本ファイル (2)世帯員一覧ファイル (3)課税台帳ファイル (4)資料ファイル (5)給与支払報告書綴 (6)市・府民税申告書綴 | 氏名、性別、生年月日、住所、個 人番号、所得金額及び種類、各種 控除額、市民税額 | 後期高齢者医療被保険者の一部負 担金の割合判定、高額医療費の額 の算定、保険料の賦課のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 14 | 国民健康保険室 | 生活福祉室 | 生活保護システムファイル | 宛名番号、生活保護開始年月日、 生活保護廃止年月日等 | 国民健康保険の資格を適正に管理 するため | 4月1日から 3月31日まで |
| 15 | 国民健康保険室 | 生活福祉室 | (1)生活保護ケースファイル (2)中国残留邦人等支援給付システ ムファイル | 氏名、生年月日、性別、住所、個 人番号、ケース番号、保護の開 始・廃止・停止・再開年月日 | 後期高齢者医療被保険者の適用除 外判定のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 16 | 国民健康保険室 | 市民室 | DV等支援措置申出者情報 | 支援措置申出者の氏名、生年月 日、住所、宛名番号、同時に支援 を求め人の氏名、生年月日、住 所、宛名番号、申出者との関係、 受付日、支援措置期間 | DV等支援措置対象者について、現 住所の漏えい防止等、個人情報 保護を図るため | 5月20日から 3月31日まで |

| NO | 目的 をした 利用名 | 個人情報 を保管する 課名 | 利用を認めた 個人情報 の名称 | 利用を認めた 個人情報の項目 | 利 用 目 的 | 令和元年度中に 利用を認めた期間 |
|----|------------------|---------------------|-------------------------------------|---|--|---------------------|
| 17 | 年金児童手当課 | 市民室 | DV等支援措置申出者情報 | 支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間 | DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報保護を図るため | 5月20日から 3月31日まで |
| 18 | 医療助成課 | 市民室 | DV等支援措置申出者情報 | 支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間 | DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報保護を図るため | 5月20日から 3月31日まで |
| 19 | 保健衛生課 | 市民室 | 住民基本台帳 | 氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転出先・転入前住所、世帯主氏名、世帯番号、宛名番号、異動日、住民届出日、異動事由、住民届出日、住定事由、方書、処理日、誤謬、外国人住民日、コード等 | 狂犬病予防法に基づき犬の登録及び予防接種に係る業務に必要なため | 4月1日から 3月31日まで |
| 20 | 保健衛生課 | 市民室 | 住民基本台帳 | 氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転出先・転入前住所、世帯主氏名、世帯番号、宛名番号、異動日、住民届出日、異動事由、住民届出日、住定事由、方書、処理日、誤謬、外国人住民日、コード等 | 無許可営業等の旅館業に対する監視・指導業務に使用するため | 4月1日から 3月31日まで |
| 21 | 保健衛生課 | 下水道管理課 | 宅内改造工事に係る申請履歴 | 浄化槽から公共下水道に改造工事を行った住所、氏名 | 浄化槽台帳に登録されている浄化槽の中で、廃止届未提出のものを廃止するため | 4月1日から 3月31日まで |
| 22 | 保健予防課 | 障害福祉室 | 自立支援医療（精神通院）事務連絡 自立支援医療（精神通院）進達綴 | 自立支援医療（精神通院）受給の有無、内容（有効期限、通院先医療機関、使用している健康保険種別） | 自動車税減免申請に係る生計同一証明書交付にかかる受給資格要件の確認及び精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第22条から第26条の3までの規定による申請、通報又は届出があつたものについての調査を行うため | 4月1日から 3月31日まで |

| NO | 目的を した 外 利 用 名 | 個人情報 を 保 管 す る 課 名 | 利用を認めた 個人情報ファイルの名称 | 利用を認めた個人情報 の項目 | 利 用 目 的 | 令和元年度中に 利用を認めた期間 |
|----|-------------------------------|---|---|--|--|---------------------|
| 23 | 保健予防課 | 障害福祉室 | 精神障害者保健福祉手帳事務連絡 等級 | 精神保健福祉手帳所持の有無、精神保健福祉手帳の内容（等級、有効期限、更新手続の有無） | 自動車税減免申請に係る生計同一証明書交付にかかると精神障害者福祉に及び精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第22条から第26条の3までの規定による申請、通報又は届出があったものについての調査を行うため | 4月1日から 3月31日まで |
| 24 | 保健センター | 市民室 | 住民基本台帳 | 国籍、本籍、在留カード等の番号 | 乳幼児健診未受診児のうち、枚方市に住民票を置いたまま海外居住していること把握したものに ついて、東京出入国在留管理局へ出入（帰）国記録を照会するため | 4月1日から 3月31日まで |
| 25 | 保健センター | 市民室 | 住民基本台帳 | 個人番号（履歴）、氏名（通称名）、生年月日、住所、性別、市民となった年月日、異動日、異動事由、異動年月日、消除日、処理日 | 健康増進事業、予防接種事業、母子保健事業等の保健センター業務の実施のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 26 | 保健センター | 生活福祉室 | 生活保護ケースファイル | 氏名、氏名かな、性別、生年月日、住所、ケース番号 | 乳幼児健康診査未受診児の状況把握のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 27 | 保健センター | 生活福祉室 | (1)生活保護ケースファイル (2)中国残留邦人等支援給付システムファイル | 氏名、氏名かな、性別、生年月日、住所、ケース番号 | 生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者の検診の実施及びフォローを実施するため | 4月1日から 3月31日まで |
| 28 | 保健センター | 保育幼稚園課 | 児童台帳 | 保育所在籍状況、認定こども園の在籍状況 | 乳幼児健診未受診児の保育所及び認定こども園の在籍状況の確認のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 29 | 保健センター | 保育幼稚園課 | 私立幼稚園就園補助金の対象者データ | 氏名、住所、生年月日、所属幼稚園名、申請日 | 乳幼児健診未受診児に係る私立幼稚園就園補助金申請状況を確認するため | 4月1日から 3月31日まで |
| 30 | 保健センター | 医療助成課 | 医療助成事務支援システム 「子ども医療費助成」「ひとり親家庭医療費助成」「重度障害者医療費助成」の各給付ファイル | 各医療の受給者に対する医療助成状況 | 乳幼児健診未受診児の状況把握のため | 4月1日から 3月31日まで |

| NO | 目的を した 利用 外課名 | 個人情報を 保管する 課名 | 利用を認めた 個人情報 ファイルの 名称 | 利用を認めた 個人情報の 項目 | 利 用 目 的 | 令和元年度中に 利用を認めた期間 |
|----|------------------------|---------------------|--|--|---|---------------------|
| 31 | 保健センター | 広報課 | 点字・録音広報読者名簿 | 点字広報・録音広報配布対象者の氏名及び住所 | 広報ひらかたにはさみ込みしている保健センター便利帳等の行政情報の点字版・録音版の発送のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 32 | 保健センター | 市民室 | DV等支援措置申出者情報 | 支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求め人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間 | DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報保護を図るため | 7月1日から 3月31日まで |
| 33 | 長寿社会課 総務 | 介護保険課 | 介護保険システム情報ファイル | 基本情報、資格情報、受給情報、給付情報、宛名情報 | 高齢者福祉施策の敬老事業の対象者の住所(居所)等の把握が必要であるため | 4月1日から 3月31日まで |
| 34 | 長寿社会課 総務 | 市民室 | 住民基本台帳(異動変動)ファイル 住民基本台帳(最新)ファイル 住民基本台帳(全件)ファイル | 氏名、宛名番号、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、住所(現・前・転入前・転出先・転出先(現・前・転入前・転出先)方書(現・前・転入前・転出先(現・前・転入前・転出先)氏名、通称名、世帯番号、世帯主氏名、異動事由、住民届出日、異動日、住居異動日、住居異動日、減退日、再転入フラグ、外国人住民日 | 高齢者福祉施策の対象者の資格取得、資格異動等を把握するため | 4月1日から 3月31日まで |
| 35 | 長寿社会課 総務 | 市民室 | DV等支援措置申出者情報 | 支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求め人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間 | DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報保護を図るため | 5月20日から 3月31日まで |
| 36 | 地域包括ケア 推進課 | 市民室 | DV等支援措置申出者情報 | 支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求め人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間 | DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報保護を図るため | 5月20日から 3月31日まで |

| NO | 目的を した 利用 名 | 個人情 報を 保管 する 課名 | 利用を認め た 個人 情報 ファイル の 名称 | 利用を認め た 個人 情報 の 項目 | 利 用 目 的 | 令和元年度 中に 利用 を 認め た 期間 |
|----|----------------------|-----------------------------|---|--|--|---|
| 37 | 介護保険課 | 市民室 | DV等支援措置申出者情報 | 支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求め人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間 | DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報保護を図るため | 5月20日から 3月31日まで |
| 38 | 介護保険課 | 市民室 | 死亡による資格喪失者一覧 | 住基宛名番号、氏名、カナ氏名、生年月日、異動日 | 災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者登録制度」の実施に伴い作成した登録者名簿について、死亡により資格喪失している対象者の登録を抹消するため | 11月7日から 3月31日まで |
| 39 | 福祉総務課 | 市民室 | 住民基本台帳 | 個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、生年月日、続柄、郵便番号、現住所、現住所方書、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、処理日 | 民生委員・児童委員の委嘱及び表彰に関する事務に使用するため | 4月1日から 3月31日まで |
| 40 | 福祉総務課 | 広報課 | 点字・録音広報読者名簿 | 氏名、住所 | 民生委員・児童委員の一斉改選に伴い、民生委員・児童委員名簿の点字・録音版を市内の対象世帯に配布するため | 3月5日から 3月31日まで |
| 41 | 障害福祉室 | 市民室 | 住民基本台帳 | 異動年月日、異動届年月日、異動事由、世帯番号、宛名番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、続柄、住所、消除日、前住所、転出予定地 | 障害福祉サービス等の支給決定事務の効率化のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 42 | 障害福祉室 | 介護保険課 | 介護給付費資格照合表 | 居宅サービス等の利用の有無 | 介護保険法に基づくケアプランと障害者総合支援法に基づくケアプランとの重複確認のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 43 | 障害福祉室 | 介護保険課 | 高額介護サービス費給付対象者一覧 | 自己負担額、負担上限額、高額介護サービス費 | 高額障害福祉サービス等給付費の算出を行うにあたり、介護保険の利用者負担額についても合算の対象となるため | 4月1日から 3月31日まで |
| 44 | 障害福祉室 | 生活福祉室 | 生活保護ケースファイル | 氏名、生年月日、性別、住所、保護開始日、保護廃止日、保護停止日、保護解除日、被保険者番号、要介護度 | 介護保険法に基づくケアプランと障害者総合支援法に基づくケアプランとの重複確認、自立支援医療の給付決定、日常生活用具・補装具給付券の給付決定、高額障害福祉サービス等給付費の支給処理のため | 4月1日から 3月31日まで |

| NO | 目的外利用を した課名 | 個人情報を 保管する課名 | 利用を認めた 個人情報ファイルの名称 | 利用を認めた個人情報 の項目 | 利 用 目 的 | 令和元年度中に 利用を認めた期間 |
|----|----------------|-----------------|-----------------------|--|--|---------------------|
| 45 | 障害福祉室 | 市民室 | DV等支援措置申出者情報 | 支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間 | DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報保護を図るため | 5月20日から 3月31日まで |
| 46 | 生活福祉室 | 市民室 | DV等支援措置申出者情報 | 支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間 | DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報保護を図るため | 7月1日から 3月31日まで |
| 47 | 福祉指導監査課 | 介護保険課 | 受給者別給付状況一覧ファイル | サービス提供年月日、被保険者氏名、被保険者番号、事業所番号、業所番号、保険者名、保険者番号、要介護度、サービス種類、計画単位数、給付単位数、保険給付額、公費負担額、利用者負担額 | サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、行政上の措置に該当若しくはその疑いのある場合、又は介護報酬の請求について不正等が疑われる場合に、事実関係を適確に把握し、公正かつ適切な措置をとるため | 4月1日から 3月31日まで |
| 48 | 子育て事業課 | 市民室 | 住民基本台帳 | 宛名番号、世帯番号、住所、町名、コード、氏名、生年月日、性別、続柄、異動事由、異動年月日、届出年月日、本名、通称名 | 保育所体験事業及び枚方版ブックスタート事業における事業案内通知の送付並びに乳児家庭全戸訪問事業の対象者の把握のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 49 | 子育て事業課 | 年金児童手当課 | 特別児童扶養手当台帳ファイル | 証書番号、受給者氏名、請求年月日、府受付年月日、支給区分、等級、有期年月 | 厚生労働省に回答する福祉行政報告例の項目の一つである、「児童福祉施設入所者のうちの特別児童扶養手当受給児童数」の確認のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 50 | 子育て事業課 | 保健センター | 新生児訪問状況一覧表 | 訪問日、児の氏名(カナ)、生年月日、自宅住所、年齢(訪問時点での月齢) | こんにちは赤ちゃん事業における訪問対象家庭を把握するため | 4月1日から 3月31日まで |
| 51 | 子育て事業課 | 保育幼稚園課 | 保育児童台帳 | 児童氏名、生年月日、保護者氏名、住所、事業所名、利用期間、公定価格、支給認定区分、負担区分、利用者負担額、請求額 | 病児保育事業において、減免対象者の該当判定に、保育料の階層区分を確認するため | 4月1日から 3月31日まで |
| 52 | 子育て運営課 | 市民室 | 住民基本台帳 | 宛名番号、世帯番号、住所、町名、コード、氏名、生年月日、性別、続柄、異動事由、異動年月日、届出年月日、本名、通称名 | 保育料無償化に伴う公立保育所給食費徴収事務を行うため | 8月13日から 3月31日まで |

| NO | 目的外利用を した課名 | 個人情報を 保管する課名 | 利用を認めた 個人情報名称 | 利用を認めた個人情報 の項目 | 利用目的 | 令和元年度中に 利用を認めた期間 |
|----|-----------------|-----------------|---------------------------------|---|--|---------------------|
| 53 | 子育て運営課 | 市民税課 | 個人基本ファイル、世帯員一覧 ファイル、課税台帳ファイル | 所得の種類および金額、所得控除 の種類および金額、寄付金控除 額、扶養人数等、人的控除の人数 及び内訳、租税特別措置法による 住宅借入金等特別税額控除額、市 府民税所得割額および均等割額・ 税額控除額、所得税法における配 当控除および外国税額控除額 | 保育料無償化に伴う公立保育所給 食費徴収事務を行うため | 8月13日から 3月31日まで |
| 54 | 保育幼稚園課 | 市民室 | DV等支援措置申出者情報 | 支援措置申出者の氏名、生年月 日、住所、宛名番号、同時に支援 を求める人の氏名、生年月日、住 所、宛名番号、申出者との関係、 受付日、支援措置期間 | DV等支援措置対象者について、現 住所の漏えい防止等、個人情報 保護を図るため | 5月20日から 3月31日まで |
| 55 | 子ども総合 相談センター | 市民室 | 住民基本台帳 | 個人番号、宛名番号、世帯番号、 住所、町名、氏名、生年月 日、性別、続柄、異動事由、異動 年月日、届出年月日、本名、通称 名 | 助産施設入所措置等事務における 利用料算定のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 56 | 子ども総合 相談センター | 市民室 | 住民基本台帳 | 氏名、通称名、生年月日、性別、 続柄、住所、個人番号、世帯番 号、届出年月日、異動事由、異動 年月日 | ひとり親家庭等対象事業の申請者 の世帯構成等及び母子父子寡婦福 祉資金貸付事業に係る債務者の所 在等の確認のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 57 | 子ども総合 相談センター | 市民税課 | 課税台帳 | 合計所得金額、総所得金額、所得 の内訳、専従者控除額、配偶者の 合計所得、所得控除額合計、所得 控除の内訳、扶養人数、扶養障害 者数、本人障害の有無、寡婦控除 の有無、寡夫控除の有無、課税標 準額合計、所得税額、市民税額、 府民税額、年税額、市民税所得割 額、市税額控除等、府民税所得割 額、府税額控除等 | 助産施設入所措置等事務における 利用料算定のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 58 | 子ども総合 相談センター | 生活福祉室 | 生活保護システムファイル | 個人番号、カナ氏名、生年月日、 性別、住所、方書、ケース番号、 扶助費目、保護開始日、保護廃止 日、保護停止日、保護停止解除日 | 助産施設入所措置者及び母子生活 支援施設入所者の費用負担額の確 認並びにひとり親家庭等日常生活 支援事業に係る利用者負担額の算 定のため | 4月1日から 3月31日まで |

| NO | 目的外利用名 をした課名 | 個人情報を 保管する課名 | 利用を認めた 個人情報名称 | 利用を認めた個人情報 の項目 | 利 用 目 的 | 令和元年度中に 利用を認めた期間 |
|----|-----------------|-----------------|------------------------|---|---|---------------------|
| 59 | 子ども総合 相談センター | 市民室 | DV等支援措置申出者情報 | 支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間 | DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報保護を図るため | 9月3日から 3月31日まで |
| 60 | 環境保全課 | 市民室 | 住民基本台帳 | 住所、氏名、生年月日、性別、本籍地、世帯主氏名 | 空家対策の推進に関する特別措置法、枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例、枚方市住み良い環境に関する条例に基づき当該物件の所有者の確認及びやすらぎの杜で火葬を行う際に市民料金で利用した利用者の資格確認のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 61 | 環境保全課 | 資産税課 | 土地・家屋課税台帳及び地番図 | 土地及び家屋の所有者、共有者、所在地番、家屋番号、納税通知書の送付先、公示送達の有無、納税通知書の送付先の電話番号 | 空家対策の推進に関する特別措置法、枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例、枚方市住み良い環境に関する条例に基づき当該物件の所有者確認のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 62 | 都市計画課 | 資産税課 | 土地課税台帳 | 土地課税台帳の納税者氏名、住所 | 地区計画の都市計画提案書の内容について、土地の所有権を有する者のうち、登記事項証明書に記載されている住所と現住所が異なる者の照合を行うため | 7月19日から 7月19日まで |
| 63 | 都市計画課 | 資産税課 | (1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳 | 【土地】町名、地番、課税地目 【家屋】町名、地番、家屋番号、構造、種類、用途、階数、延床面積、1階床面積、建築年月日、延床面積、建築面積(1階面積) | 平成29年度に実施した「都市計画法第6条第1項に基づき都市計画基礎調査」の結果を活用して、災害リスク情報の可視化の取り組みを検討するため | 10月1日から 3月31日まで |
| 64 | 開発調整課 | 資産税課 | 平成31年航空写真及び地番図データ | 枚方市全域の家屋が撮影されている航空写真、枚方市全域の地番図データ | 開発情報マップシステムの更新に利用するため | 7月19日から 7月31日まで |

| NO | 目的外利用名 をした課 | 個人情報を 保管する課名 | 利用を認めた 個人情報ファイルの名称 | 利用を認めた個人情報 の項目 | 利 用 目 的 | 令和元年度中に 利用を認めた期間 |
|----|----------------|-----------------|---|---|--|---------------------|
| 65 | 建築安全課 | 資産税課 | (1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳 | 土地・家屋所有者（共有構成員含む）の氏名、住所、地番、地目、地積、家屋番号、構造、床面積、建築年次、家屋の種類、用途、課税評価額 | 物件の適切な維持保全のための行政指導を行うに当たり、所有者、連絡先の確認及び当該物件の状況を把握するため | 4月16日から 3月19日まで |
| 66 | 道管 | 市民税課 | 軽自動車税課税台帳 | 軽自動車税課税者の住所、氏名 | 市道に放置されていた原動機付自転車の所有者に連絡し、引取りを指導するため | 6月4日から 3月31日まで |
| 67 | みどり室 | 市民税課 | 住民基本台帳 | 住所、氏名 | 市内全域から無作為抽出で選定した市民を対象に、今後の王仁公園のあり方に関する市民アンケート調査を行うため | 2月10日から 3月15日まで |
| 68 | 交通対策課 | 市民税課 | 軽自動車税課税台帳 | 軽自動車税課税者の住所、氏名 | 枚方市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、駅前から撤去した原動機付自転車の返還を行うため | 4月22日から 2月18日まで |
| 69 | 上下水道経営室 | 市民税課 | 住民基本台帳（異動変動） ファイ ル、住民基本台帳（全件） ファイ ル | 氏名、住所、生年月日、宛名番号、世帯員氏名・生年月日、転居年月日、転入年月日 | 水道料金等の請求・還付及び水道料金等減免資格認定のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 70 | 上下水道経営室 | 市民税課 | 住民基本台帳 | 住所、氏名、生年月日、転居年月日及び住所、転出年月日及び住所 | 下水道事業受益者負担金の請求及び未収金徴収のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 71 | 上下水道室 | 資産税課 | 土地課税台帳及び固定資産（土地）地番参考図 | 土地に係る項目（地番、登記及び現況地目、所有者の氏名、フリガナ及び住所、地積、生産緑地並びに市街化調整区域の有無、私道負担部分の有無、特別高圧送電線路線下指定の有無）及び、課税状況に係る項目（相続関連、送付先） | 賦課対象者（受益者）及び賦課対象地の確定と受益者負担金額の算定のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 72 | 上下水道室 | 年金手当課 | 特別児童扶養手当資格喪失届一覧表 特別児童扶養手当支給区分変更者一覧表 | 証書番号、受給者氏名、宛名番号、住所、停止年月日、理由 | 水道料金等の減免資格認定のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 73 | 上下水道室 | 年金手当課 | 児童扶養手当資格ファイル | 証書番号、受給者氏名、宛名番号、住所、喪失年月日、理由 | 水道料金等減免資格認定のため | 4月1日から 3月31日まで |

| NO | 目的を した 利用名 | 個人情報を 保管する課名 | 利用を認めた 個人情報ファイルの名称 | 利用を認めた個人情報 の項目 | 利 用 目 的 | 令和元年度中に 利用を認めた期間 |
|----|------------------|-----------------|--|---|--|---------------------|
| 74 | 上水道 営 道室 | 生活福祉室 | 生活保護DB、生活保護ケース ファイル | 個人番号、カナ氏名、保護開始 日、保護廃止日、保護停止日、保 護停止解除日、世帯員氏名、住 所、居住地(施設入所先等)、施 設等入退所年月日 | 水道料金等減免資格認定のため | 4月26日から 3月31日まで |
| 75 | 上水道 営 道室 | 障害福祉室 | 身体障害者更正指導手帳・療育手 帳関係綴・精神保健に関する綴 (精神保健福祉手帳) | 氏名、住所、宛名番号、交付日、 再交付日、障害の等級、有効期 限、喪失年月日 | 水道料金等減免資格認定のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 76 | 上水道 営 道室 | 市民税課 | (1)課税台帳 (2)個人基本ファイル | 合計所得金額、所得の内訳、分離 所得、市民税額、府民税額、年税 額、専従者控除額、資料番号、控 除対象配偶者、扶養人数、専従者 区分、専従者人数、年度、宛名 コード、徴収区分、非課税区分、 賦課氏名カナ | 水道料金等減免資格認定のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 77 | 上水道 営 道室 | 介護保険課 | 要介護認定情報 | 要介護状態区分、認定日、有効期 間 | 水道料金等減免資格の確認のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 78 | 上水道 営 道室 | 市民室 | DV等支援措置申出者情報 | 支援措置申出者の氏名、生年月 日、住所、宛名番号、同時に支援 を求める人の氏名、生年月日、住 所、宛名番号、申出者との関係、 受付日、支援措置期間 | DV等支援措置対象者について、現 住所の漏えい防止等、個人情報 保護を図るため | 9月24日から 3月31日まで |
| 79 | 上水道管理課 | 上下水道 営 道室 | (1)水栓マスターファイル (2)使用者マスターファイル (3)測定マスターファイル | 水栓番号(A・B)、使用者番号、 カナ氏名、電話番号、住所、業 種、メーター番号、口径、訂正水量 (なければ今回使用水量。なお、 受水槽方式は親水量)、測定年 月、地区番号 | 枚方市上下水道施設情報管理シス テムにデータをとり込み、各種業 務(断水情報、水理解析、菅網計 算、基図修正等)に利用するため | 4月1日から 3月31日まで |
| 80 | 下水道管理課 | 資産税課 | 家屋課税台帳 | 家屋の所在地番、家屋番号、種 類、構造、床面積、所有者の住 所・氏名 | 下水道改造資金の助成を行うため | 4月1日から 3月31日まで |
| 81 | 下水道管理課 | 生活福祉室 | 生活保護ケースファイル | 公共下水道開始区域内にて、生活 保護受給者が所有する建築物の件 数 | 枚方市水洗便所等改造資金助成規 則に基づいた補助金の適用に使用 するため | 4月1日から 3月31日まで |

| NO | 目的外利用名 をした課 | 個人情報を 保管する課名 | 利用を認めた 個人情報ファイルの名称 | 利用を認めた個人情報 の項目 | 利 用 目 的 | 令和元年度中に 利用を認めた期間 |
|----|----------------|-----------------|--|---|---|---------------------|
| 82 | 上水道工務課 | 資産税課 | 固定資産税課税台帳 | 土地所有者の氏名、住所 | 配水管更新工事に係る地権者連絡 先確認のため | 7月2日から 3月31日まで |
| 83 | おいししい課 | 生活福祉室 | 生活保護システムファイル | ケース番号、地区名、世帯主名、 児童氏名、学校名、学年、保護開 始日、保護廃止日、居住地、担当 者 | 中学校給食費の負担者を確定する ため | 4月1日から 3月31日まで |
| 84 | おいししい課 | 学務課 | 就学援助受給認定者情報 | 学校名、生徒氏名カナ、申請番 号、受給開始年月日 | 枚方市学校給食管理運営システム における中学校給食予約管理事務 に使用するため | 4月1日から 3月31日まで |
| 85 | 学務課 | 市民室 | 住民基本台帳 | 学齢児童・生徒の保護者氏名 | 学齢簿の作成並びに就学時健康診 断通知及び就学通知の郵送に利用 するため | 4月17日から 3月31日まで |
| 86 | 学務課 | おいしい給食課 | 枚方市就学援助受給中学生の学校 給食注文情報 | 申請番号、氏名カナ、月別の注文 分学校給食費 | 就学援助の学校給食費支給のため | 8月7日から 3月31日まで |
| 87 | 学務課 | 市民室 | DV等支援措置申出者情報 | 支援措置申出者の氏名、生年月 日、住所、宛番号、同時に支援 を求める人の氏名、生年月日、住 所、宛番号、申出者との関係、 受付日、支援措置期間 | DV等支援措置対象者について、現 住所の漏えい防止等、個人情報 保護を図るため | 10月30日から 3月31日まで |
| 88 | 児童生徒支援室 | 子育て運営課 | (1)保育所入所申込書 (2)認定子ども園利用調整申込書兼 保育児童台帳 | 令和2年度就学予定児童生徒支援 室のうち、特別な配慮を要する幼 児の氏名、性別、生年月日、保育 所名 | 就学指導のため | 5月27日から 7月31日まで |
| 89 | 児童生徒支援室 | 保育幼稚園課 | (1)保育所入所申込書 (2)認定子ども園利用調整申込書兼 保育児童台帳 | 令和2年度就学予定児童生徒支援 室のうち、障害児保育制度対象幼 児の氏名、性別、生年月日、保育 所名、特例加配対象幼児の保護者 氏名、住所 | 就学指導のため | 5月27日から 7月31日まで |
| 90 | 社会教育課 | 市民室 | 住民基本台帳 | 氏名、住所、通称名、生年月日、 性別 | 枚方市成人祭事業に伴う案内通知 及びアンケートの発送のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 91 | 放課後子ども課 | 市民室 | 住民基本台帳 | 氏名、通称名、生年月日、性別、 続柄、住所、個人番号、世帯番 号、届出年月日、異動事由、異動 年月日 | 留守家庭児童会室への入室資格の 確認及び入室減免等の必要な通 知を行うため | 4月1日から 3月31日まで |

| NO | 目的を した 外 利 用 名 | 個人情報を 保管する課名 | 利用を認めた 個人情報ファイルの名称 | 利用を認めた個人情報の項目 | 利 用 目 的 | 令和元年度中に 利用を認めた期間 |
|----|--|------------------|------------------------|--|---------------------------------------|---------------------|
| 92 | 放 子 後 課 も | 市 民 税 課 | 課税台帳 | 合計所得金額、総所得金額、所得の内訳、専従者控除額、配偶者の合計所得、所得控除合計、所得控除の内訳、扶養人数、扶養障害者数、本人障害の有無、寡婦控除の有無、寡夫控除の有無、課税標準額合計、所得税額、市民税額、市民税額、年税額、市民税所得割額、市税額控除等、市民税所得割額、府税額控除等 | 留守家庭児童会室保育料減免申請 審査のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 93 | 放 子 後 課 も | 市 民 税 課 | 住民基本台帳 | 氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、住所、個人番号、世帯番号、届出年月日、異動事由、異動年月日 | 留守家庭児童会室への入室資格の確認及び入室減免等の必要な通知を行うため | 4月1日から 3月31日まで |
| 94 | 放 子 後 課 も | 市 民 税 課 | 課税台帳 | 合計所得金額、総所得金額、所得の内訳、専従者控除額、配偶者の合計所得、所得控除合計、所得控除の内訳、扶養人数、扶養障害者数、本人障害の有無、寡婦控除の有無、寡夫控除の有無、課税標準額合計、所得税額、市民税額、市民税額、年税額、市民税所得割額、市税額控除等、市民税所得割額、府税額控除等 | 留守家庭児童会室保育料減免申請 審査のため | 4月1日から 3月31日まで |
| 95 | 放 子 後 課 も | 市 民 税 課 | DV等支援措置申出者情報 | 支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間 | DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報保護を図るため | 5月20日から 3月31日まで |
| 96 | 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 | 市 民 税 課 | 住民基本台帳 | DV等被害に係る支援対象者の個人番号、住所、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別 | 閲覧に供する選挙人名簿抄本からDV等被害に係る支援対象者を除外するため | 4月1日から 3月31日まで |
| 97 | 農 業 委 員 会 事 務 局 | 資 産 税 課 | (1)土地課税台帳 (2)宛名システム | 納税義務者の氏名、生年月日、性別、続柄、住所、世帯、共有構成員、所在地、市街化区分、土地評価情報（地目・地積）、登記情報 | 農地基本台帳管理システム運用に係る固定データ確認のため | 4月1日から 3月31日まで |

※個人番号は番号法に規定された個人番号ではありません。

※救方市個人情報保護条例第9条第2項第6号の規定により目的外利用をし、又は同条例第10条第3項第5号の規定による提供を受けて目的外利用したときを合わせて「目的外利用」としています。

Ⅲ. 情報公開・個人情報保護審議会

1. 審議会委員

(1) 審議会委員

審議会は、13人の市民及び学識経験者の委員で構成され、枚方市附属機関条例の規定により「枚方市個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項」、「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項」について調査審議し、実施機関に意見を述べるすることができます。

表12 審議会委員名簿

(令和2年(2020年)3月31日現在)

| 役職 | 氏名 | 推薦団体・役職等 |
|-----|-------|------------------|
| 会長 | 道上達也 | 弁護士 |
| 副会長 | 畑山満則 | 京都大学防災研究所教授 |
| 委員 | 上山ノブヨ | 枚方・交野地区更生保護女性会 |
| 委員 | 岸本和代 | 枚方市民生委員児童委員協議会 |
| 委員 | 笹田庄次 | 枚方市コミュニティ連絡協議会 |
| 委員 | 高橋節子 | 枚方地区人権擁護委員会 |
| 委員 | 田代香織 | 一般社団法人枚方市医師会 |
| 委員 | 塚本勝俊 | 大阪工業大学教授 |
| 委員 | 野田隆 | 奈良女子大学教授 |
| 委員 | 三成美保 | 奈良女子大学副学長 |
| 委員 | 山下安則 | 北大阪商工会議所 |
| 委員 | 山田昇 | 枚方市青少年育成指導員連絡協議会 |
| 委員 | 渡代勝利 | 枚方市PTA協議会 |

(注) 委員の任期は、令和2年(2020年)10月25日までの2年間

2. 審議会開催状況

(1) 開催日及び諮問案件

令和元年度（2019年度）の審議会は、以下のとおり2回開催されました。

第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 令和元年（2019年）5月31日（金）

諮問案件

第615号 プレミアム付商品券販売事務に係る個人情報の本人又はその法定代理人以外のものからの収集について

第616号 プレミアム付商品券販売事務に係る要配慮個人情報の収集について

第617号 プレミアム付商品券販売事務に係る保有個人情報の外部提供について

第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 令和元年（2019年）8月26日（月）

諮問案件はなし

IV. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員

(1) 審査会委員

審査会は、5人の学識経験者の委員で構成され、枚方市情報公開条例第14条、枚方市個人情報保護条例第28条に規定する審査請求について審査します。

表13 審査会委員名簿

(令和2年(2020年)3月31日現在)

| 役 職 | 氏 名 | 職 業 ・ 役 職 等 |
|-------|-----------|-----------------------------------|
| 会 長 | 佐 伯 彰 洋 | 同 志 社 大 学 法 学 部 教 授 |
| 副 会 長 | 片 桐 直 人 | 大 阪 大 学 大 学 院 高 等 司 法 研 究 科 准 教 授 |
| 委 員 | 小 関 伸 吾 | 弁 護 士 |
| 委 員 | 平 良 小 百 合 | 京 都 女 子 大 学 法 学 部 法 学 科 准 教 授 |
| 委 員 | 山 本 香 織 | 弁 護 士 |

(注) 委員の任期は、令和2年(2020年)10月14日までの2年間

2. 諮問した審査請求の処理状況

(1) 処理状況

令和元年度（2019年度）に審査会に新たに諮問した審査請求は6件で、このうち、保有情報公開請求に係る決定についてのものは5件（平成30年度（2018年度）の請求に対する決定についての市長に対するもの）、保有個人情報開示請求に係る決定についてのもの（市長に対するもの）が1件でした。

令和元年度（2019年度）に審査会で審査された諮問案件は5件で、このうち、5件について同年度に答申がありました。

表14 審査された諮問案件の処理状況

（単位：件）

| 区 分 | 諮問件数 | 処 理 内 訳 | | | | | 審 査 中 |
|------------|------|---------|------|------|-----|-------|-------|
| | | 却 下 | 全部認容 | 一部認容 | 棄 却 | 取 下 げ | |
| 保有情報公開請求 | 5（注） | — | — | 3 | 2 | — | — |
| 保有個人情報開示請求 | — | — | — | — | — | — | — |

（注）審査請求は6件あり、うち2件を1件に併合。

3. 審査会開催状況

(1) 開催状況及び諮問案件

令和元年度（2019年度）は、次の案件の審査のため、11回開催されました。

案件① 「枚方市〇〇で行われている〇〇マンション建替事業に関し、マンション建替円滑化法に基づく枚方市の許認可等に関連する一切の資料（登記を除く）」の部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について

案件② 「添付資料公相第〇〇号（平成〇〇年〇〇月〇〇日）及び放置自転車等の処理に関する確認書（昭和62年6月30日）にある「甲」枚方市の管理区分を「公共の場所」と認定した文書（条例第1条2条適用文書）」の公開決定に係る審査請求に対する裁決について

案件③ 「説明資料『道路占用の許可申請について』の決裁文書その他の関連文書」の不存在決定に係る審査請求に対する裁決について

案件④ 「枚方市駅東地区再整備検討協議会及び市駅周辺地区市街地再開発準備組合の設立会議に関する資料」の部分公開決定についての審査請求に対する裁決について

案件⑤ 「土地分筆申告書」の部分公開決定及び「土地分筆申告書に添付されている地積測量図」の却下決定についての審査請求に対する裁決について

第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和元年（2019年）5月21日（火）

審査事項 上記案件①について

第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和元年（2019年）6月27日（木）

審査事項 上記案件②について

第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和元年（2019年）7月18日（木）

審査事項 上記案件①について

第4回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和元年（2019年）8月1日（木）

審査事項 上記案件②について

第5回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和元年（2019年）8月22日（木）

審査事項 上記案件①について

第6回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和元年（2019年）10月21日（月）

審査事項 上記案件③について

第7回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和元年（2019年）11月18日（月）

審査事項 上記案件④について

第8回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和元年（2019年）12月9日（月）

審査事項 上記案件⑤について

第9回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和2年（2020年）1月27日（月）

審査事項 上記案件③及び⑤について

第10回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和2年（2020年）2月20日（木）

審査事項 上記案件④について

第11回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和2年（2020年）3月19日（木）

審査事項 上記案件④について

表15 諮問された審査請求の内容等 (令和2年(2020年)3月31日現在)

| 審査請求日 | 審査請求に係る情報の内容及び実施機関 | 決定内容等 | 諮問日、答申日及び裁決内容 |
|--|--|-------|---|
| 審査請求 H30.12.28 保有情報公開 | 枚方市〇〇で行われている〇〇マンション建替事業に関し、マンション建替円滑化法に基づく枚方市の許認可等に関連する一切の資料（登記を除く） 市長（景観住宅整備課） | 部分公開 | 諮問日 H30.5.21 答申日 R1.9.11 答申内容 実施機関の決定は、一部妥当でない 裁決日 R1.9.27 裁決内容 一部認容 |

| 審査請求日 | 審査請求に係る情報の内容及び実施機関 | 決定内容等 | 諮問日、答申日及び裁決内容 |
|-------------------------------------|--|--------------------|---|
| 審査請求 H31.2.22 保有情報 公開 | 添付資料公相第〇〇号（平成〇〇年〇〇月〇〇日）及び放置自転車等の処理に関する確認書（昭和62年6月30日）にある「甲」枚方市の管理区分を「公共の場所」と認定した文書（条例第1条2条適用文書） 市長（交通対策課） | 公開 | 諮問日 R1.5.28 答申日 R1.8.1 答申内容 実施機関の決定は、一部妥当でない 裁決日 R1.8.16 裁決内容 一部認容 |
| 審査請求 R1.7.1 保有情報 公開 | 説明資料『道路占用の許可申請について』の決裁文書その他の関連文書 市長（道路河川管理課） | 不存在 | 諮問日 R1.9.9 答申日 R2.2.3 答申内容 実施機関の決定は、妥当である 裁決日 R2.2.17 裁決内容 棄却 |
| 審査請求 R1.6.28 保有情報 公開 | 枚方市駅東地区再整備検討協議会及び市駅周辺地区市街地再開発準備組合の設立会議に関する資料 市長（市駅周辺等活性化推進部） | 部分公開 | 諮問日 R1.11.15 答申日 R2.3.19 答申内容 実施機関の決定は、妥当である 未裁決 |
| 審査請求 H31.2.20 保有情報 公開 | 土地分筆申告書及び土地分筆申告書に添付されている地積測量図 市長（資産税課） | 部分公開 却下 | 諮問日 R1.7.12 答申日 R2.2.3 答申内容 実施機関の決定は、一部妥当でない 裁決日 R2.2.12 裁決内容 一部認容 |
| 審査請求 R1.8.16 保有個人 情報開示 | 請求者について会議した記録及び請求者について相談に来た者の記録文書、保健予防課の訪問に関する文書 | 部分開示 存否応答拒否 | 諮問日 R2.2.19 (審査中) |

参 考 资 料

1. 情報公開の請求の内容等

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 決定内容等 | 主管課 | 備考 |
|----|-----------|------------|--|-------------|------------------------------|----|
| 1 | H31. 4. 2 | H31. 4. 16 | 杉1丁目調整池他除草委託 上記業務に係る平成26年度～30年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更があれば変更分も) <対象文書> 杉1丁目調整池他除草委託 平成27年度 金入り設計書、平成28年度 金入り設計書(当初)、平成28年度 金入り設計書(変更)、平成29年度 金入り設計書、平成30年度 金入り設計書 | 部分公開 5-7 | 上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課 | |
| 2 | H31. 4. 2 | H31. 4. 16 | ・急傾斜地除草委託 ・八田川他除草委託 ・公園等夏期剪定作業委託(北部A地区) ・公園等夏期剪定作業委託(北部B地区) ・公園等夏期剪定作業委託(中部A地区) ・公園等夏期剪定作業委託(中部B地区) ・公園等夏期剪定作業委託(南部A地区) ・公園等夏期剪定作業委託(南部B地区) ・公園等夏期剪定作業委託(北部小規模) ・公園等冬期剪定作業委託(北部A地区) ・公園等冬期剪定作業委託(中部A地区) ・公園等冬期剪定作業委託(南部A地区) 上記業務に係る平成26年度～30年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | |
| 3 | H31. 4. 2 | H31. 4. 16 | 香里こもれび水路樹木管理委託に係る平成30年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更があれば変更分も) <対象文書> 香里こもれび水路樹木管理委託 平成30年度 金入り設計書 | 部分公開 5-7 | 上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課 | |
| 4 | H31. 4. 2 | H31. 4. 16 | 淀川衛生事業所除草樹木剪定等委託に係る平成26年度から30年度の金入り設計書(代価表を含む) | 部分公開 5-7 | 環境部 淀川衛生事業所 | |
| 5 | H31. 4. 2 | H31. 4. 16 | 公園等冬期剪定作業委託(中部小規模) 上記業務に係る平成26年度～30年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | |
| 6 | H31. 4. 2 | H31. 4. 16 | 東中振2丁目調整池他除草委託に係る平成26年度～30年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更があれば変更分も) <対象文書> 東中振2丁目調整池他除草委託 平成30年度 金入り設計書(当初)、平成30年度 金入り設計書(変更) | 部分公開 5-7 | 上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課 | |
| 7 | H31. 4. 2 | H31. 4. 16 | 「平成30年度道路用地除草委託業務に係る平成26年度～30年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更があれば変更分も)」のうち以下のもの <対象文書> (1)道路用地除草委託(平成26年度設計書) (2)道路用地除草委託(平成26年度変更設計書) (3)道路用地除草委託(平成27年度設計書) (4)道路用地除草委託(平成27年度変更設計書) (5)道路用地除草委託(平成28年度設計書) (6)道路用地除草委託(平成28年度変更設計書) (7)道路用地除草委託(平成29年度設計書) (8)道路用地除草委託(平成29年度変更設計書) (9)平成30年度 道路用地除草委託(平成30年度設計書) | 部分公開 5-7 | 土木部 道路河川整備課 | |
| 8 | H31. 4. 3 | H31. 4. 11 | 平成30年度京阪連続立体交差事業用地の除草業務委託の金入り設計書 | 部分公開 5-7 | 都市整備部 連続立体交差推進室 | |
| 9 | H31. 4. 3 | H31. 4. 17 | 「道路用地伐採委託及び平成30年度京阪連続立体交差事業用地の除草委託業務に係る平成26年度～30年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更があれば変更分も)」のうち以下のもの <対象文書> ・道路用地伐採委託(御殿山小倉線)(平成29年度設計書) ・御殿山小倉線伐採委託(平成30年度設計書) ・道路用地樹木伐採委託(平成30年度設計書) ・道路用地樹木伐採委託(その2)(平成30年度設計書) ・道路用地伐採委託(平成30年度設計書) ・道路用地伐採委託(平成30年度変更設計書) | 部分公開 5-7 | 土木部 道路河川整備課 | |
| 10 | H31. 4. 3 | H31. 4. 16 | 都市計画施設用地等管理委託の金入り設計書(平成26年度～30年度)(変更設計書があれば変更分のみ) | 部分公開 5-7 | 都市整備部 都市計画課 | |
| 11 | H31. 4. 3 | H31. 4. 17 | 公園等冬期剪定作業委託(北部B地区) 上記業務に係る平成30年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | |
| 12 | H31. 4. 4 | H31. 4. 19 | 2011年度の枚二校区及び牧野校区の未来トークの記録 <対象文書> ・「市民と市長の地域対話集会」報告書 ・枚方第二校区 対談内容要旨 ・牧野校区 対談内容要旨 | 公開 | 市長公室 広聴相談課 | |

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 決定内容等 | 主管課 | 備考 |
|----|------------|------------|--|--------------------|---------------------------|----|
| 13 | H31. 4. 5 | H31. 4. 18 | 東部清掃工場管理区域除草委託に係る金入り設計書 | 部分公開 5-7 | 環境部 東部清掃工場 | |
| 14 | H31. 4. 8 | H31. 4. 22 | 枚方市立図書館・生涯学習市民センター複合施設の2018年12月、2019年1月、2月業務報告書 <対象文書> 楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館、蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館、御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館、牧野生涯学習市民センター・牧野図書館・牧野北分館、津田生涯学習市民センター・津田図書館、菅原生涯学習市民センター・菅原図書館の平成30年12月度、平成31年1月度、平成31年2月度月例報告 | 部分公開 5-1 | 産業文化部 生涯学習課 | |
| 15 | H31. 4. 9 | H31. 4. 23 | 別紙関連(添付資料)の日本たばこ産業(株)より寄贈を受けた喫煙所に係る全ての文書(経緯、公園占用許可、喫煙所/図面、仕様等) <対象文書> ・岡東中央公園内喫煙所の新設及び整備に係るJTとの覚書の締結、その関連手続き並びに樟葉駅タクシー乗り場に係る覚書の締結について ・道路使用許可証 ・公園施設設置許可証 ・覚書 ・岡東中央公園喫煙所設備(パーテーション)の寄付收受について ・岡東中央公園喫煙所設置工事に係る総務管理課への協力依頼について | 部分公開 5-1 5-3 | 環境部 環境保全課 | |
| 16 | H31. 4. 9 | H31. 4. 23 | 別紙関連(添付資料)の日本たばこ産業(株)より寄贈を受けた喫煙所に係る全ての文書(経緯、公園占用許可、喫煙所/図面、仕様等)のうち、みち・みどり室所管分 <対象文書> 公園施設設置許可書(平成30年9月11日付け土み公第259号) | 部分公開 5-3 | 土木部 みち・みどり室 | |
| 17 | H31. 4. 10 | H31. 4. 25 | 「公益社団法人〇〇に対する平成30年度補助金の額及び同〇〇に対する国の補助金の額。併せて、これらの手続きに関する説明。」のうち、平成30年度市補助金の額 <対象文書> 平成30年度補助金交付決定通知書 | 公開 | 長寿社会部 長寿社会総務課 | |
| 18 | H31. 4. 10 | H31. 4. 25 | 「公益社団法人〇〇に対する平成30年度補助金の額及び同〇〇に対する国の補助金の額。併せて、これらの手続きに関する説明。」のうち、国の補助金の額及び手続きに関する説明 | 不存在 ※1 | 長寿社会部 長寿社会総務課 | |
| 19 | H31. 4. 10 | H31. 4. 22 | 枚方市立すぎの木園及びびくすの木園除草作業委託 上記業務に係る平成26年度～31年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更があれば変更分も) | 不存在 ※2 | 子ども青少年部 子育て運営課 | |
| 20 | H31. 4. 10 | H31. 4. 22 | 穂谷川清掃工場緑地帯管理委託 上記業務に係る平成26年度～30年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更があれば変更分も)のうち、当初分 <対象文書> 穂谷川清掃工場緑地帯管理委託 金入り設計書 平成26年度～30年度(当初分) | 部分公開 5-7 | 環境部 穂谷川清掃工場 | |
| 21 | H31. 4. 10 | H31. 4. 22 | 穂谷川清掃工場緑地帯管理委託 上記業務に係る平成26年度～30年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更があれば変更分も)のうち、変更分(平成28・29年度) | 不存在 ※3 | 環境部 穂谷川清掃工場 | |
| 22 | H31. 4. 10 | H31. 4. 16 | 文化財用地等除草委託 上記業務に係る平成26年度～32年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更があれば変更分も) | 不存在 ※4 | 教育委員会 社会教育部 文化財課 | |
| 23 | H31. 4. 10 | H31. 4. 16 | 枚方市〇〇における筆界確認書 <対象文書> 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け枚方市〇〇における筆界確認書 | 部分公開 5-3 | 都市整備部 開発指導室 開発審査課 | |
| 24 | H31. 4. 15 | H31. 4. 18 | 工事名:公共下水道第62工区新安居川ポンプ場整備工事(機械設備その2) 開札年月日:平成30年8月8日 上記工事の金入り設計内訳書 | 部分公開 5-7 | 上下水道局 上下水道事業部 雨水整備課 | |
| 25 | H31. 4. 15 | R1. 5. 7 | 人権政策室が所管する相談業務(男女共生フロア・ウィルでの相談業務を含む)について、相談員の派遣にかかわる契約、もしくは主に相談員として業務にあたる個人(枚方市の非常勤職員として雇用している場合を含む)との契約(雇用契約を含む)書類一式 相談員には、法律相談など資格が必要な相談業務に従事する者を含む <対象文書> 平成31年度に締結した「人権ケースワーク事業委託契約書」、「男女共生フロア相談事業委託契約書」及び「LGBT電話相談員の派遣依頼状」 | 部分公開 5-1 5-3 | 市長公室 人権政策室 | |

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 決定内容等 | 主管課 | 備考 |
|----|------------|------------|---|--------------------|------------------------------|--------------------------|
| 26 | H31. 4. 15 | R1. 5. 7 | 人権政策室が所管する相談業務(男女共生フロア・ウィルでの相談業務を含む)について、相談員の派遣にかかわる契約、もしくは主に相談員として業務にあたる個人(枚方市の非常勤職員として雇用している場合を含む)との契約(雇用契約を含む)書類一式 相談員には、法律相談など資格が必要な相談業務に従事する者を含む <対象文書> 非常勤職員採用試験の第2次試験の結果及び平成29年7月1日付採用について | 部分公開 5-1 5-7 | 総務部 人事課 | |
| 27 | H31. 4. 17 | R1. 5. 20 | 市民会館の指定管理者に係る次の文書 ①基本協定書 ②①の変更協定書 ③年度協定書 ④募集要項 ※いずれも最新のもの ※個人情報及び印影を除く <対象文書> (1)枚方市市民会館指定管理者 基本協定書(平成28年12月9日締結分) (2)大阪北部地震に起因した枚方市市民会館大ホール廃止及び建築基準法の改正による枚方市市民会館管理運営業務基本仕様書等の変更に関する覚書 (3)平成31年度枚方市市民会館指定管理者年度協定書 (4)枚方市市民会館指定管理者募集要項(指定期間が平成29年4月1日から平成32年3月31日までの分) | 部分公開 5-1 5-3 | 産業文化部 文化振興課 | 決定期間 延長決定 R2. 5. 7 |
| 28 | H31. 4. 18 | H31. 4. 26 | 枚方市〇〇 自治会等区域図 | 公開 | 市民安全部 市民活動課 | |
| 29 | H31. 4. 25 | R1. 5. 9 | 岡東中央公園他管理業務委託 御殿山・牧野駅前花壇等管理委託 枚方市駅前花壇他管理委託 樟葉駅前花壇等管理委託 津田・枚方公園駅前花壇等管理委託 車塚公園管理業務委託 天野川緑道管理業務委託 関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その1) 関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その2) 関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その3) 公園等草刈作業委託(中部A地区) 公園等草刈作業委託(南部A地区) 公園等草刈作業委託(南部B地区) 公園等草刈作業委託(北部A地区) 公園等草刈作業委託(北部B地区) 公園等春期剪定作業委託(北部A地区) 街路樹病虫害防除委託 上記案件に係る平成31年度の金入り設計書(代価表は除く)、当初分のみ | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | |
| 30 | H31. 4. 25 | R1. 5. 16 | 設計書「平成31年度 楠葉台場跡史跡公園管理業務委託」(代価表は除く) | 部分公開 5-7 | 教育委員会 社会教育部 文化財課 | |
| 31 | H31. 4. 25 | R1. 5. 8 | 香里小学校他5校除草作業委託 西牧野小学校他5校除草作業委託 上記案件に係る設計図書(代価表は除く)、当初分のみ | 部分公開 5-7 | 教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 | |
| 32 | H31. 4. 25 | R1. 5. 8 | 水面廻廊樹木管理委託 上記案件に係る設計図書(代価表は除く)、当初分のみ <対象文書> 水面廻廊樹木管理委託 平成31年度 金入り設計書 | 部分公開 5-7 | 上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課 | |

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 決定内容等 | 主管課 | 備考 |
|----|-----------|-----------|--|--------------------|---------------------------|---------------------------|
| 33 | R1. 5. 9 | R1. 6. 12 | <p>「枚方市ふるさと寄附金において、株式会社〇〇から提供を受けた返礼品に関連する別紙事項に係る保有情報すべて」のうち、A-4、B-7、C-1の一部、C-2、C-3、D-1、D-3、D-4</p> <p><対象文書></p> <p>A-4 ・平成30年11月30日付け決裁「ふるさと寄附金推進事業における返礼品協力事業者及び返礼品の公募について」</p> <p>B-7 ・平成30年3月9日付け回覧「ふるさと寄附金の寄附者からの問い合わせ対応について」</p> <p>C-1 ・平成30年5月28日19:02 大阪府消費生活センターからのメール ・平成30年5月28日19:33 大阪府消費生活センターからのメール ・平成30年8月31日09:24 大阪府消費生活センターからのメール ・平成30年9月3日14:34 大阪府消費生活センターからのメール ・平成30年9月13日09:43 大阪府市町村課税政グループからのメール ・平成31年1月23日付け大阪府総務部市町村課長からの送付文書「ふるさと納税に係る牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく特定牛肉の個体識別番号の表示等に関する確認について(送付)」</p> <p>C-2 ・令和元年5月23日18:19 株式会社さとふるからのメール ・令和元年5月24日17:32 株式会社さとふるへのメール ・令和元年5月24日19:53 株式会社さとふるからのメール ・令和元年5月27日10:44 株式会社さとふるからのメール</p> <p>C-3 ・株式会社さとふるとの業務委託契約書及び仕様書等の付随文書</p> <p>D-1 ・平成30年12月19日收受 本市代理人弁護士からの面談文書「(株)〇〇」の件</p> <p>D-3 ・平成30年2月5日付け決裁「法律相談報告書(平成30年1月31日相談)」 ・平成30年9月14日付け決裁「法律相談の申込について(〇〇弁護士)(平成30年9月18日相談)」 ・平成30年10月23日付け決裁「法律相談報告書(平成30年10月19日相談)」 ・平成30年11月15日付け決裁「法律相談報告書(平成30年11月14日相談)」 ・平成30年12月11日收受 株式会社〇〇代理人弁護士から本市代理人弁護士宛にFAX送信された文面 ・平成30年12月11日付け決裁「枚方市から本市代理人弁護士宛の回答」 ・平成30年12月19日收受 本市代理人弁護士からの面談文書「〇〇」の件</p> <p>D-4 ・平成30年3月9日付け回覧「ふるさと寄附金の寄附者からの問い合わせ対応について」</p> | 部分公開 5-1 5-3 | 総合政策部 ひらかた魅力推進課 | 決定期間 延長決定 R1. 5. 23 |
| 34 | R1. 5. 9 | R1. 6. 12 | <p>「枚方市ふるさと寄附金において、株式会社〇〇から提供を受けた返礼品に関連する別紙事項に係る保有情報すべて」のうち、A-1、A-2、A-3、B-1、B-2、B-3、B-4、B-5、B-6、C-1の一部、C-4、D-2</p> | 不存在 ※5 | 総合政策部 ひらかた魅力推進課 | 決定期間 延長決定 R1. 5. 23 |
| 35 | R1. 5. 14 | R1. 5. 28 | <p>枚方市立の各中学校において、平成31年度の入学予定生徒の保護者対象に行われた入学説明会(会の名称は拘らない)において配布された文書のうち、当該中学校の服装(標準服を含む)の「きまり」に触れた部分。標準服取扱業者より、当該保護者への配布を依頼された文書を含む。を、すべての中学校分。</p> <p><対象文書></p> <p>平成31年度入学説明会資料(服装のきまり)、業者配布依頼文書を含む</p> | 公開 | 教育委員会 学校教育部 教職員課 | |
| 36 | R1. 5. 14 | R1. 5. 28 | <p>保有情報公開請求のあった3件のうち、「(2)枚方市立の各中学校において、平成31年度の新入学生徒を対象に行われた学校生活のオリエンテーション(集会の名称は拘らない)において配布された文書のうち、当該中学校の服装(標準服を含む)の「きまり」に触れた部分。を、すべての中学校分。」のうち15校分、及び「(3)枚方市立の各中学校において、平成31年度の新入学生徒に配布された生徒手帳(冊子の名称は拘らない)の各ページのうち、当該中学校の服装(標準服を含む)の「きまり」に触れた部分。を、すべての中学校分。」のうち15校分</p> <p><対象文書></p> <p>(1)令和元年度新入生オリエンテーション資料(服装のきまりに触れた部分に限る。)</p> <p>津田中学校、枚方中学校、中宮中学校、招提中学校、楠葉中学校、楠葉西中学校、東香里中学校、長尾中学校、杉中学校、山田中学校、渚西中学校、桜丘中学校、蹉跎中学校、招提北中学校、長尾西中学校</p> <p>(2)令和元年度生徒手帳(服装のきまりに触れた部分に限る。)</p> <p>第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、津田中学校、枚方中学校、招提中学校、楠葉西中学校、東香里中学校、長尾中学校、杉中学校、桜丘中学校、蹉跎中学校、招提北中学校、長尾西中学校</p> | 公開 | 教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室 | |

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 決定内容等 | 主管課 | 備考 |
|----|-----------|-----------|--|--------------------|---------------------------|----|
| 37 | R1. 5. 14 | R1. 5. 28 | 「(2) 枚方市立の各中学校において、平成31年度の新入学生徒を対象に行われた学校生活のオリエンテーション(集会の名称は拘らない)において配布された文書のうち、当該中学校の服装(標準服を含む)の「きまり」に触れた部分。を、すべての中学校分。」のうち4校分(第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校)、及び「(3) 枚方市立の各中学校において、平成31年度の新入学生徒に配布された生徒手帳(冊子の名称は拘らない)の各ページのうち、当該中学校の服装(標準服を含む)の「きまり」に触れた部分。を、すべての中学校分。」のうち4校分(中宮中学校、楠葉中学校、山田中学校、渚西中学校) | 不存在 ※6 | 教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室 | |
| 38 | R1. 5. 14 | R1. 5. 28 | 枚方市立〇〇中学校で使用している、平成31年度(令和元年度)の授業時間割表で、公開請求日において現に使用しているもの <対象文書> 令和元年度(2019年度)枚方市立〇〇中学校授業時間割表 | 部分公開 5-1 | 教育委員会 学校教育部 教育指導課 | |
| 39 | R1. 5. 15 | R1. 5. 29 | 枚方市内にある企業主導型保育施設、認可外保育施設設置届出書(添付書類を除く) | 部分公開 5-1 5-3 | 子ども青少年部 子育て事業課 | |
| 40 | R1. 5. 21 | R1. 6. 6 | 45小学校及び19中学校の開閉門作業について ①いつから②何人がかかわっているか③費用④開閉門以外の作業は何か <対象文書> (1)「特別職非常勤職員(学校施設管理人)の採用試験(筆記・面接)実施内容について」(平成16年12月13日部長決裁) (2)特別職非常勤職員(中学校施設管理人)の採用試験実施について(平成14年7月18日教育長決裁) (3)平成31年度予算書 (4)平成29年度決算書 (5)施設管理人の服務等 | 部分公開 5-7 | 教育委員会 総合教育部 教育政策課 | |
| 41 | R1. 5. 21 | R1. 6. 3 | ①別紙Aの保存年限が経過して廃棄されているのであれば、枚方市文書取扱規程第37条に基づく廃棄書類目録の開示を求めます。 ②別紙Bを枚方市道路河川課に送りましたが、この書類が枚方市文書取扱規程に基づき、適切に保管されているかどうかのわかる書類の開示を求めます。 | 不存在 ※7 | 土木部 道路河川管理課 | |
| 42 | R1. 5. 24 | R1. 6. 7 | ・〇〇中学校に於ける検査 (学校保健安全法に基づく調査項目) (1)浮遊粉じん (2)一酸化炭素及び二酸化窒素 (3)照度(教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度の比率) (4)騒音(数値記入の事) (5)換気量-間接測定法 (6)ダニ、ダニアレルゲン(数値記入の事) (7)まぶしさ (8)飲料水等の水質及び飲料水に関する施設・設備 教室の清潔・ネズミ・衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準 (9)排水の施設・設備・浄化槽 (10)水質(プール) プール本体の衛生状況 うちの(1)(2)(4)(9)以外 <対象文書> 環境衛生基準に基づく検査結果(平成30年度分)(〇〇中学校分) | 部分公開 5-1 5-3 | 教育委員会 学校教育部 学務課 | |
| 43 | R1. 5. 24 | R1. 6. 7 | ・〇〇中学校に於ける検査 (学校保健安全法に基づく調査項目) (1)浮遊粉じん (2)一酸化炭素及び二酸化窒素 (3)照度(教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度の比率) (4)騒音(数値記入の事) (5)換気量-間接測定法 (6)ダニ、ダニアレルゲン(数値記入の事) (7)まぶしさ (8)飲料水等の水質及び飲料水に関する施設・設備 教室の清潔・ネズミ・衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準 (9)排水の施設・設備・浄化槽 (10)水質(プール)プール本体の衛生状況 うちの(1)(2)(4)(9) | 不存在 ※8 | 教育委員会 学校教育部 学務課 | |
| 44 | R1. 5. 24 | R1. 6. 7 | 学校徴収金等取扱マニュアル <対象文書> 学校園徴収金等取扱ガイドライン | 公開 | 教育委員会 学校教育部 教職員課 | |
| 45 | R1. 5. 24 | R1. 6. 7 | 学校防災マニュアル | 不存在 ※9 | 教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室 | |
| 46 | R1. 5. 24 | R1. 6. 7 | 〇〇中学校が作成した各種計画 教育委員会が作成した各種ガイドライン <対象文書> 各教科年間指導計画、道徳全体計画・年間指導計画、総合的な学習の時間 年間指導計画、特別活動 全体計画・年間指導計画、食に関する指導の全体計画、学校保健計画、学校安全計画、枚方市中学校部活動方針 | 公開 | 教育委員会 学校教育部 教育指導課 | |

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 決定内容等 | 主管課 | 備考 |
|----|-----------|-----------|---|--------------------|---------------------------|----|
| 47 | R1. 5. 24 | R1. 6. 7 | 道徳教科の評価基準(ガイドライン) | 不存在 ※10 | 教育委員会 学校教育部 教育指導課 | |
| 48 | R1. 6. 4 | R1. 6. 18 | 道の駅の整備についての検討がわかる書類 <対象文書> (1)視察報告書 (2)「道の駅」に関する課題(聞き取った内容) | 部分公開 5-1 5-3 | 産業文化部 農業振興課 | |
| 49 | R1. 6. 6 | R1. 6. 19 | 添付文書(公相第〇〇号)にあるAの国土交通省に連絡問合せ、回答受理に係る文書、国土交通省に連絡したその理由根拠となる文書、Bの根拠文書と判断の基準文書 | 不存在 ※11 | 総務部 総務管理課 | |
| 50 | R1. 6. 6 | R1. 6. 13 | 添付文書(公相第〇〇号)にあるAの国土交通省連絡問合せ、回答受理に係る文書、国土交通省に連絡したその理由根拠となる文書、Bの根拠文書と判断の基準文書 | 不存在 ※12 | 環境部 環境総務課 | |
| 51 | R1. 6. 6 | R1. 6. 18 | 添付文書(公相第〇〇号)にあるAの国土交通省に連絡問合せ、回答受理に係る文書、国土交通省に連絡したその理由根拠となる文書、Bの根拠文書と判断の基準文書 | 不存在 ※13 | 環境部 環境保全課 | |
| 52 | R1. 6. 6 | R1. 6. 13 | ・平成30年度卒業生進路先一覧表(平成31年3月31日現在) ・平成30年度進路指導のまとめ(19校分) | 公開 | 教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室 | |
| 53 | R1. 6. 7 | R1. 6. 21 | H〇〇. 〇〇. 〇〇付け枚方市指令都査第〇〇-〇〇号の開発許可に添付されている図書のうち、造成平面図、造成断面図及びL6、L7、L8擁壁の断面図 | 部分公開 5-1 | 都市整備部 開発指導室 開発調整課 | |
| 54 | R1. 6. 25 | R1. 7. 9 | ①枚方市長が教育再生首長会議への参加及び会員になるにあたっての関係部署での回議書一式 ②上記の参加等のための出張や会費の支出等の必要な経費の内容がわかる起案・決裁等 ③上記の会議等で配布された資料・文書の全てのうち、秘書課所管分 <対象文書> ①特別出張命令書(伺い)(平成31年1月22日市長出張分) ②教育再生首長会議(平成31年1月22日開催)配布資料(4点) ③精算書(平成31年1月22日開催の教育再生首長会議参加費に係るもの) ④精算書(平成31年1月22日開催の教育再生首長会議意見交換会・懇親会参加費に係るもの) ⑤全国市長会(全国市長会議、市長フォーラム等)、教育再生首長会議、全国防災・危機管理トップセミナー、令和元年度「全国手話言語市区長会」総会、全国市長会機関紙「市政」市長座談会等に参加するための特別出張について(令和元年6月5日市長決裁) ⑥教育再生首長会議(令和元年6月11日開催)配布資料(11点) ⑦精算書(令和元年6月11日開催の教育再生首長会議参加費に係るもの) ⑧精算書(令和元年6月11日開催の教育再生首長会議懇親会参加費に係るもの) | 部分公開 5-1 5-3 | 市長公室 秘書課 | |
| 55 | R1. 6. 25 | R1. 7. 9 | ①枚方市長が教育再生首長会議への参加及び会員になるにあたっての関係部署での回議書一式 ②上記の参加等のための出張や会費の支出等の必要な経費の内容がわかる起案・決裁等 ③上記の会議等で配布された資料・文書の全てのうち、教育政策課所管分 <対象文書> ・「教育再生首長会議」の加入について(平成30年5月31日付け総合教育部長決裁) ・支出負担行為決議書(教育再生会議負担金)(令和元年5月27日付け教育政策課長決裁) | 部分公開 5-1 5-3 | 教育委員会 総合教育部 教育政策課 | |
| 56 | R1. 6. 26 | R1. 7. 3 | 星ヶ丘公園他緊急木伐採業務委託 上記業務に係る平成30年度の金入り設計書(代価表含む) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | |
| 57 | R1. 6. 26 | R1. 7. 3 | 北山1丁目地内他支障木伐採緊急委託 上記業務に係る平成30年度の金入り設計書(代価表含む)(変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | |
| 58 | R1. 6. 26 | R1. 7. 3 | 王仁公園緊急伐採業務委託 上記業務に係る平成30年度の金入り設計書(代価表含む) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | |
| 59 | R1. 6. 27 | R1. 7. 9 | 平成31年度 中宮浄水場更新用地土壌汚染調査業務委託 金入り設計書 | 部分公開 5-7 | 上下水道局 上下水道事業部 浄水課 | |
| 60 | R1. 6. 28 | R1. 7. 3 | (1)公園等冬期剪定作業委託(北部A地区) 上記業務に係る平成26年度～30年度の金入り設計書(代価表含む) (2)香里ヶ丘南公園緊急伐採業務委託 上記業務に係る平成30年度の金入り設計書(代価表含む) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | |

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 決定内容等 | 主管課 | 備考 |
|----|-----------|-----------|--|--------------------|----------------------------|----|
| 61 | R1. 7. 9 | R1. 7. 23 | [I]添付別紙にある(写真)組織名(部署名)看板に添架されているマンガ絵の製作、設置(添架)に係る全ての文書 [II]添付別紙にある(写真)の公衆電話図記号に係る全ての文書(製作設置等判明出来るもの) のうち、[I]の設置(添架)に係る文書 <対象文書> ひこぼしくんステッカーの活用について(平成25年3月7日) | 公開 | 総合政策部 ひらかた魅力推進課 | |
| 62 | R1. 7. 9 | R1. 7. 23 | [I]添付別紙にある(写真)組織名(部署名)看板に添架されているマンガ絵の製作、設置(添架)に係る全ての文書 [II]添付別紙にある(写真)の公衆電話図記号に係る全ての文書(製作設置等判明出来るもの) のうち、[I]の製作に係る文書 | 不存在 ※14 | 総合政策部 ひらかた魅力推進課 | |
| 63 | R1. 7. 9 | R1. 7. 19 | [I]添付別紙にある(写真)組織名(部署名)看板に添架されているマンガ絵の制作、設置(添架)に係る全ての文書 [II]添付別紙にある(写真)の公衆電話図記号に係る全ての文書(製作設置等判明出来るもの) | 不存在 ※15 | 総務部 総務管理課 | |
| 64 | R1. 7. 16 | R1. 7. 25 | 公共用地境界確定について(通知)《○○地内》のうち ・回議書 ・境界確定の方針とその内容(個人情報を除く) ・(仮)宅地別求積参考図 ・参考資料 | 公開 | 上下水道局 上下水道経営部 下水道管理課 | |
| 65 | R1. 7. 17 | R1. 7. 30 | 総合文化施設の設計業務委託の契約書(H27. 3. 24分) <対象文書> (仮称)枚方市総合文化施設設計業務委託に係る契約書 | 部分公開 5-3 | 財務部 契約課 | |
| 66 | R1. 7. 26 | R1. 8. 9 | 渚保育所・渚西保育所民営化に係る第1回保護者説明会議事要旨及び説明会での配布資料 <対象文書> (1)第1回渚保育所保護者説明会(要旨) (2)第1回渚西保育所保護者説明会(要旨) (3)渚保育所・渚西保育所の民営化について(説明会資料) (4)公立保育所の民営化に関する主なQ&A | 公開 | 子ども青少年部 子育て事業課 | |
| 67 | R1. 7. 30 | R1. 7. 30 | ①別添資料(写真・地図)にある「案内板と広告看板」に係る道路占用許可 ②別添資料(写真・地図)にある道路上の障害物(ブロック)AとBの設置に係る道路占用許可 | 不存在 ※16 | 土木部 道路河川管理課 | |
| 68 | R1. 7. 31 | R1. 8. 14 | 生涯学習市民センター活動委員会事業報告書(平成30年度) 生涯学習市民センター指定管理事業者の事業費及び人件費の決算書(平成30年度) <対象文書> ・南部生涯学習市民センター、楠葉生涯学習市民センター、津田生涯学習市民センター、御殿山生涯学習美術センター、菅原生涯学習市民センター、さだ生涯学習市民センター、牧野生涯学習市民センターの活動委員会 平成30年度事業報告書 ・楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館、津田生涯学習市民センター・津田図書館、御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館、菅原生涯学習市民センター・菅原図書館、さだ生涯学習市民センター・さだ図書館、牧野生涯学習市民センター・牧野図書館・牧野北分館 平成30年度事業報告書 収支報告書 | 部分公開 5-1 | 産業文化部 生涯学習課 | |
| 69 | R1. 8. 1 | R1. 8. 15 | 1. ひらかたポイント制度の導入の経緯がわかる文書 2. 目標設定と進捗状況について のうち、企画課所管分 <対象文書> ①(平成30年1月17日決裁)枚方市ポイント制度システム構築・運営業務委託に係る発注方式について | 公開 | 総合政策部 企画課 | |
| 70 | R1. 8. 1 | R1. 8. 15 | 1. ひらかたポイント制度の導入の経緯がわかる文書 2. 目標設定と進捗状況について のうち、ひらかた魅力推進課所管分 <対象文書> ①(平成28年11月21日開催)第3回定住促進・人口誘導対策検討委員会資料一式 ※但し、会議資料のうち、ひらかたポイント制度に係る資料に限る ②(平成30年8月17日決裁)枚方市ポイント制度システム構築・運営業務委託の随意契約依頼について ③(平成30年11月22日決裁)ひらかたポイント制度の運用開始について ④ひらかたポイント利用状況報告書 ⑤ひらかたポイント協力店舗一覧表 | 部分公開 5-1 5-3 | 総合政策部 ひらかた魅力推進課 | |
| 71 | R1. 8. 5 | R1. 8. 8 | 新名神枚方スマートIC建設実現に向けての要請書 <対象文書> 新名神高速道路 枚方市区間 スマートインターチェンジ建設に対する要望書(令和○○年(○○年)○○月○○日収受土政第○○号) | 部分公開 5-3 | 土木部 土木政策課 | |

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 決定内容等 | 主管課 | 備考 |
|----|-----------|-----------|---|--------------------|----------------------------|-----|
| 72 | R1. 8. 8 | R1. 8. 22 | 小中学校でのタブレットPC導入に係る文書 ①契約書等、費用のわかる文書 ②契約仕様書 <対象文書> ・次の契約に係る仕様書 ①枚方市立小中学校タブレット型パソコン賃貸借 ②市立小学校コンピュータ教室用機器賃貸借 ③第四中学校先進的ICT環境整備事業機器購入 ④平成29年12月タブレット型パソコン購入(小学校) ⑤平成29年12月タブレット型パソコン購入(中学校) ⑥中学校教育外部系パソコン賃貸借(タブレット64台) ⑦中学校教育外部系パソコン賃貸借(タブレット機器) ・①及び②に係る契約書 ・③、④及び⑤に係る支出命令書 | 部分公開 5-1 5-3 | 教育委員会 総合教育部 教育政策課 | |
| 73 | R1. 8. 8 | R1. 8. 22 | 「メリハリのある給与制度」の概要の管理職手当の見直し(P. 4) 類似団体の状況も踏まえての内容 <対象文書> (6)管理職手当の支給状況について 関係資料 (参考)中核市における管理職手当の状況 | 公開 | 総務部 職員課 | |
| 74 | R1. 8. 13 | R1. 8. 27 | 枚方市が2019年6月14日に発表した、DV被害をうけて市外へ転居した女性の転居先住所が記された所得証明書を、女性の夫に交付してしまった事案に関する「住民基本台帳事務における支援措置申出書」(新規分及び延長分) | 部分公開 5-1 | 市民安全部 市民室 | |
| 75 | R1. 8. 13 | R1. 8. 27 | 「20年度の教科書展示について」等の今年度の教科書展示に関わる文章や決裁 <対象文書> ・決裁(平成32年度使用教科書展示会について(報告)) ・決裁「平成31年度教科書の閲覧に関するアンケート」について ・決裁【改定】「平成31年度教科書の閲覧に関するアンケート」について ・【枚方市】平成32年度使用教科書展示会について(報告) ・(枚方市)平成32年度使用教科書展示会調査 ・令和2年度(2020年度)使用教科書展示会について(申し合わせ事項【改版】) ・教科書の閲覧に関するアンケート(新・旧) ・令和2年度(2020年度)使用教科書展示会に伴う担当調整表 | 公開 | 教育委員会 学校教育部 教育研修課 | |
| 76 | R1. 8. 19 | R1. 8. 29 | 高齢者はり等の施術事業 ①いつから開始されたかがわかる書類 ②廃止の理由がわかる書類 <対象文書> 「枚方市高齢者はり等の施術事業の廃止について(方針)」(平成29年6月12日付け決裁文書) | 公開 | 長寿社会部 長寿社会総務課 | |
| 77 | R1. 8. 20 | R1. 9. 2 | 平成4年度公共下水道工事の施設等の引継についてのうち ・平面図縦断図(雨水) ・雨水取付管(2) ・No.1雨水特殊入孔構造図 ・事務連絡書面 平成5年6月11日 ※個人情報及び印影を除く。 | 公開 | 上下水道局 上下水道経営部 下水道管理課 | |
| 78 | R1. 8. 26 | | ①市長が国に対するお金の要望活動 日程・実績 ②〇〇が何故課長から部長になった理由のうち、① | | 市長公室 秘書課 | 取下げ |
| 79 | R1. 8. 26 | R1. 9. 4 | ①市長が国に対するお金の要望活動 日程・実績 ②〇〇が何故課長から部長になった理由のうち、② | 不存在 ※17 | 総務部 人事課 | |
| 80 | R1. 8. 30 | R1. 9. 13 | 牧野(分館含む)、楠葉生涯学習市民センター平成30年度～最新月まで自主事業計画書と添付資料全て <対象文書> ・牧野生涯学習市民センター(分館含む)平成30年度～最新月 主催事業企画書、自主事業企画書及び添付資料 ・楠葉生涯学習市民センター平成30年度～最新月 事業計画書 | 部分公開 5-1 | 産業文化部 生涯学習課 | |
| 81 | R1. 9. 3 | R1. 9. 17 | 〇〇に対する補助金について 2019年度から上記補助金(国分を含む)を削減した決裁文書一式のうち、市補助金分 <対象文書> 「平成31年度枚方市高齢者能力活用推進事業補助金の交付決定及び支出について」(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け決裁文書) | 部分公開 5-3 | 長寿社会部 長寿社会総務課 | |
| 82 | R1. 9. 3 | R1. 9. 17 | 〇〇に対する補助金について 2019年度から上記補助金(国分を含む)を削減した決裁文書一式のうち、国補助金分 | 不存在 ※18 | 長寿社会部 長寿社会総務課 | |
| 83 | R1. 9. 9 | R1. 9. 24 | 1. 看板(写真)の「駐車厳禁」表示はどのような根拠に基づく表示事項ですか、その根拠となる文書又資料 2. 看板(写真)と同じ全ての看板の設置箇所を示す文書又資料のうち、2について | 不存在 ※19 | 土木部 交通対策課 | |

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 決定内容等 | 主管課 | 備考 |
|----|------------|------------|--|-------------|---------------------------|----------------------------|
| 84 | R1. 9. 9 | R1. 10. 8 | 1. 看板(写真)の「駐車厳禁」表示はどのような根拠に基づく表示事項ですか、その根拠となる文書又資料 2. 看板(写真)と同じ全ての看板の設置箇所を示す文書又資料のうち、1について | 不存在 ※20 | 土木部 交通対策課 | |
| 85 | R1. 9. 10 | R1. 9. 20 | 平成21、24、27、30年度の路線価算定表 (調整評点が0以外の路線とその主要な街路のものに限る) <対象文書> 路線価算定表 | 公開 | 財務部 資産税課 | |
| 86 | R1. 9. 18 | R1. 10. 1 | 平成30年度来庁者自転車駐車場に係る枚方シルバー人材センターとの契約書及び仕様書の写し <対象文書> ・来庁者自転車駐車場管理委託に係る業務委託契約書(平成30年度) ・来庁者自転車駐車場管理委託仕様書(平成30年度) | 部分公開 5-3 | 総務部 総務管理課 | |
| 87 | R1. 9. 19 | R1. 9. 26 | 運行日誌(〇〇班)(平成30年1月1日～令和元年9月1日) | 公開 | 市民安全部 危機管理室 | |
| 88 | R1. 9. 20 | R1. 10. 1 | 渚保育所・渚西保育所民営化に係る第2回保護者説明会議事要旨及び説明会での配布資料 <対象文書> (1) 第2回渚保育所保護者説明会(要旨) (2) 第2回渚西保育所保護者説明会(要旨) (3) 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査結果(走谷保育所) (4) 新園舎建設予定地について (5) 第1回説明会での意見及び対応 | 公開 | 子ども青少年部 子育て事業課 | |
| 89 | R1. 9. 24 | R1. 10. 1 | 来庁者自転車駐車場(枚方市シルバー人材センターへの)管理委託仕様書 最新分 <対象文書> 来庁者自転車駐車場管理委託仕様書(平成31年度) | 公開 | 総務部 総務管理課 | |
| 90 | R1. 9. 24 | R1. 10. 8 | ・公園等夏期剪定作業委託(北部地区) ・公園等夏期剪定作業委託(中部地区) ・公園等夏期剪定作業委託(南部地区) ・北部地区街路樹剪定委託 ・中部地区街路樹剪定委託(当初) ・中部地区街路樹剪定委託(変更) ・南部地区街路樹剪定委託(当初) ・南部地区街路樹剪定委託(変更) 上記業務に係る令和元年度の金入り設計書(代価表含む) (変更があれば変更分も)(消費税のみの場合はいない) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | |
| 91 | R1. 10. 10 | R1. 10. 24 | ・添付資料の自動販売機の届出(書) ・事業者へ届出を促す書類 ※最新版 ※個人情報及び印影を除く のうち、事業者へ届出を促す書類 <対象文書> 事業者へ届出を促す書類(令和元年7月22日付け環保第1073号) | 公開 | 環境部 環境保全課 | |
| 92 | R1. 10. 10 | R1. 10. 24 | 1 添付資料の自動販売機の届出(書) 2 事業者へ届出を促す書類 ※最新版 ※個人情報及び印影を除く のうち、添付資料の自動販売機の届出(書) | 不存在 ※21 | 環境部 環境保全課 | |
| 93 | R1. 10. 16 | R1. 10. 24 | 添付資料にある自動販売機の届出書 | 不存在 ※22 | 環境部 環境保全課 | |
| 94 | R1. 10. 17 | | 別紙丸囲み場所のボーリング柱状図 ※現存分のみ ※個人情報及び印影を除く | | 環境部 環境指導課 | 取下げ |
| 95 | R1. 10. 18 | R1. 11. 18 | 岡東中央公園内に自動販売機(3台)設置に係る申請、許可の文書 <対象文書> 公園施設設置許可書(令和元年9月20日付け土み第1364号) | 公開 | 土木部 みち・みどり室 | 決定期間 延長決定 R1. 10. 30 |
| 96 | R1. 10. 21 | R1. 10. 30 | 香里小学校敷地内に存在していた地下構造物の状況写真 <対象文書> 地下構造物の写真 | 公開 | 教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 | |
| 97 | R1. 10. 24 | R1. 10. 31 | 公園等冬期剪定作業委託(中部B地区) 上記業務に係る平成30年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | |
| 98 | R1. 11. 1 | R1. 11. 12 | 添付資料にある自動販売機の設置に係る届出書 | 不存在 ※23 | 環境部 環境保全課 | |
| 99 | R1. 11. 1 | R1. 11. 14 | 1) 道路(路面)標示「終日車両通禁」とする根拠となる文書 2) 1)の道路標示施行の工事に係る設計図面と仕様書 のうち、2) <対象文書> 施工箇所図、標準仕様書、特記仕様書 | 公開 | 土木部 交通対策課 | |

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 決定内容等 | 主管課 | 備考 |
|-----|------------|------------|---|---------------------------|---------------------------|----|
| 100 | R1. 11. 1 | R1. 11. 14 | 1)道路(路面)標示「終日車両通禁」とする根拠となる文書 2)1)の道路標示施行の工事に係る設計図面と仕様書のうち、1) | 不存在 ※24 | 土木部 交通対策課 | |
| 101 | R1. 11. 5 | R1. 11. 19 | 添付資料1～2にある自動販売機の設置に係る届出書 | 不存在 ※25 | 環境部 環境保全課 | |
| 102 | R1. 11. 5 | R1. 11. 19 | 各小学校の修学旅行の1人当り費用と行き先(45) 「修学旅行等(小学校)」(平成30年度) <対象文書> 平成30年度 小学校修学旅行等実施許可願一覧表 | 公開 | 教育委員会 学校教育部 教育指導課 | |
| 103 | R1. 11. 7 | R1. 11. 20 | 公共下水道山田池東町マンホールポンプ設置工事 金額入り設計書 内訳書の全て | 部分公開 5-7 | 上下水道局 上下水道事業部 污水整備課 | |
| 104 | R1. 11. 7 | R1. 11. 21 | 工事名:平成30年度 サダ雨水貯留管整備工事(ポンプ設備)に係る金 入り設計書 開札年月日:2018年8月8日 | 部分公開 5-7 | 上下水道局 上下水道事業部 雨水整備課 | |
| 105 | R1. 11. 8 | R1. 11. 28 | 添付資料1～2に依る自動販売機の設置に係る届出書 のうち、添付資料1の届出書 <対象文書> 自動販売機設置届出書(表・裏) | 部分公開 5-1 | 環境部 環境保全課 | |
| 106 | R1. 11. 8 | R1. 11. 28 | 添付資料1～2に依る自動販売機の設置に係る届出書のうち、添付資料 2の自動販売機の届出書 | 不存在 ※26 | 環境部 環境保全課 | |
| 107 | R1. 11. 12 | R1. 11. 26 | 添付資料1～4に依る自動販売機の設置に係る届出書のうち、 添付資料1、4の届出書 <対象文書> 自動販売機設置届出書(〇〇-〇〇、〇〇-〇〇、〇〇-〇〇) | 公開 | 環境部 環境保全課 | |
| 108 | R1. 11. 12 | R1. 11. 26 | 添付資料1～4に依る自動販売機の設置に係る届出書のうち、 添付資料2、3の届出書 | 不存在 ※27 | 環境部 環境保全課 | |
| 109 | R1. 11. 13 | R1. 11. 27 | 今年の教科書採択についての市民アンケート <対象文書> 教科書採択についての市民アンケート(令和元年6月～7月実施分)(48 件) | 部分公開 5-1 | 教育委員会 学校教育部 教育研修課 | |
| 110 | R1. 11. 15 | R1. 11. 19 | 枚方市が〇〇に契約、発注した金額又は予算額(概算) 1. 2018年度部門別発注予算額(又は決算額) 2. 2019年度部門別発注予算額 <対象文書> ・平成30年度委託事業 ・平成31年度受託(予定)事業 | 公開 | 長寿社会部 長寿社会総務課 | |
| 111 | R1. 11. 15 | R1. 11. 20 | 社会的妥当性を逸脱した苦情等への対応マニュアル | 公開 | 総務部 コンプライアンス 推進課 | |
| 112 | R1. 11. 19 | R1. 11. 21 | 社会的妥当性を逸脱した苦情等への対応マニュアル | 公開 | 総務部 コンプライアンス 推進課 | |
| 113 | R1. 11. 20 | R1. 11. 29 | 「生き生きマイレージ」事業の委託料(H27～H31)の契約書 <対象文書> 平成27年度～令和元年度 業務委託契約書及び業務委託変更契約書 | 部分公開 5-3 | 長寿社会部 地域包括ケア推進 課 | |
| 114 | R1. 11. 28 | R1. 12. 4 | 枚方市総合福祉センター指定管理者応募に関する提出書類のうち、 1 事業計画書(様式第2号)一式(申請団体①・②分) 2 指定申請書添付書類⑤前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又 はこれらに類するもの(申請団体②のみ) ・指定候補者選定における各委員の採点表 ・枚方市総合福祉センター指定管理者選定基準 <対象文書> 枚方市総合福祉センター指定管理者選定に関する書類 (1)事業計画書 様式第2号(申請団体①) (2)事業計画書 様式第2号(申請団体②) (3)決算報告書(申請団体②) (4)採点表 (5)枚方市総合福祉センター指定管理者選定基準(案) | 部分公開 5-1 5-3 5-7 | 長寿社会部 長寿社会総務課 | |
| 115 | R1. 11. 29 | R1. 12. 11 | 令和2年4月1日から5年間の指定期間とする「枚方市総合福祉センター 指定管理者候補」となる「株式会社ビケンテクノ」が市に提出した申請 書類一式のうち、指定申請書、事業計画書、収支予算書 <対象文書> 枚方市総合福祉センター指定管理者応募に関する書類 (1)指定申請書(様式第1号) (2)事業計画書(様式第2号) (3)収支予算書(様式第3号) (4)【別紙1】事業計画 確認事項一覧 | 部分公開 5-1 5-3 | 長寿社会部 長寿社会総務課 | |

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 決定内容等 | 主管課 | 備考 |
|-----|------------|------------|---|---------------------------|---------------------------|-------------------|
| 116 | R1. 11. 29 | R1. 12. 13 | 添付資料(写真)と文書No公相〇〇号にある自動販売機(1台)の設置に係る届出書 <対象文書> 自動販売機設置届出書(〇〇-〇〇) | 公開 | 環境部 環境保全課 | |
| 117 | R1. 11. 29 | R1. 12. 13 | 添付資料(写真・地図)A～Cにある自動販売機について設置に係る届出書 | 不存在 ※28 | 環境部 環境保全課 | |
| 118 | R1. 11. 29 | R1. 12. 13 | 市内全域に設置されている全自動販売機の設置業者名(企業名)リスト <対象文書> 市内設置事業者一覧(令和元年度) | 公開 | 環境部 環境保全課 | |
| 119 | R1. 11. 29 | R1. 12. 10 | ひらかた生き生きマイレージ 契約金額内容(人件費、研修費用、ポイント還元費用、ボランティア保険等)(平成29年度) <対象文書> 平成29年度介護予防ポイント事業決算書 | 部分公開 5-1 | 長寿社会部 地域包括ケア推進課 | |
| 120 | R1. 12. 4 | R1. 12. 18 | くずは合同宿舎跡地の不動産鑑定士による調査報告書 <対象文書> 調査報告書 | 部分公開 5-1 5-3 | 都市整備部 都市計画課 | |
| 121 | R1. 12. 4 | R1. 12. 18 | くずは合同宿舎跡地に関して、9月19日に、近畿財務局に提出した設計図 <対象文書> 国家公務員合同宿舎(楠葉花園町)跡地利用の協議終了について | 非公開 5-3 | 都市整備部 都市計画課 | |
| 122 | R1. 12. 4 | R1. 12. 18 | くずは合同宿舎跡地に関して、近畿財務局と枚方市が交渉・検討したすべての資料文書 <対象文書> (1)楠葉花園町近財用地売却について(平成28年2月9日協議) (2)楠葉花園町近財用地売却について(平成28年3月17日協議) (3)楠葉花園町近財用地売却について(平成28年3月28日協議) (4)楠葉花園町地内近財用地売却スケジュールと都市計画手続きについて(平成28年4月20日協議) (5)楠葉花園町地内近財用地売却に係る事業者ヒアリングについて(平成28年5月20日協議) (6)楠葉花園町地内近財用地売却に係る事業者ヒアリングについて(平成28年7月15日協議) (7)第5回国有財産の有効活用促進連絡会議(平成29年2月2日開催) (8)楠葉花園町の国有地に関する本市の取り組みについて(平成29年6月29日協議) (9)楠葉花園町の国有地の地区計画について(平成29年12月21日協議) (10)楠葉花園町の国有地の地区計画案について(平成30年10月23日協議) (11)国家公務員合同宿舎(楠葉花園町)跡地利用について(令和元年6月26日協議) (12)国家公務員合同宿舎(楠葉花園町)跡地利用の協議終了について(令和元年9月26日協議) (13)未利用地(旧くずは合同宿舎)に関する協議終了について(令和元年10月7日決裁) | 部分公開 5-1 5-3 | 都市整備部 都市計画課 | |
| 123 | R1. 12. 6 | R1. 12. 18 | 次期行政改革実施プランに関する意見聴取会議事録 | 却下 | 総合政策部 行革推進課 | |
| 124 | R1. 12. 9 | R1. 12. 23 | 枚方市〇〇(枝番全て)に関する公共下水道整備事業に関する関係書類一切 | 部分公開 5-1 5-3 5-4 | 上下水道局 上下水道事業部 污水整備課 | |
| 125 | R1. 12. 10 | R1. 12. 16 | 1. 死者、傷者について説明、定義されている文書 2. 交通事故発生状況を把握している手順書 3. 表作成の入力データ | 不存在 ※29 | 土木部 交通対策課 | |
| 126 | R1. 12. 12 | R1. 12. 26 | 枚方市路上喫煙の制限に関する条例について 1. 垂れ幕・看板に「歩きたばこ」とする説明文書または根拠となる文書 2. 看板に「全ての…公共の場所で…」の「全ての」とする規定は条例のどこから出ているか、説明文(解釈含)その根拠文書 3. 看板の作成・製作を決裁した文書 | 不存在 ※30 | 環境部 環境保全課 | |
| 127 | R1. 12. 16 | R1. 12. 27 | 業務名:地盤沈下一級水準測量委託 開札日:2018/08/08 上記業務の設計図書に付いて、積算内訳(金入内訳書、代価表)の公開を求める。 | 却下 | 都市整備部 施設整備室 | 審査請求 R2. 1. 20 |
| 128 | R1. 12. 19 | R1. 12. 27 | 添付資料による(1)と(2)について [I]説明文書、法的根拠となる文書 [II]決裁文書(設置の理由等) | 不存在 ※31 | 土木部 交通対策課 | |

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 決定内容等 | 主管課 | 備考 |
|-----|------------|------------|--|-------------|------------------------------|----------------------------|
| 129 | R1. 12. 23 | R2. 1. 8 | ・枚方市駅前花壇他管理委託 ・樟葉駅前花壇等管理委託 ・御殿山・牧野駅前花壇等管理委託 ・関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その1) ・関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その2) ・関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その3) ・天野川緑道管理業務委託 ・岡東中央公園他管理業務委託 ・車塚公園管理業務委託 ・公園等草刈作業委託(北部A地区) ・公園等草刈作業委託(北部B地区) ・公園等草刈作業委託(中部A地区) ・公園等草刈作業委託(中部B地区) ・公園等草刈作業委託(南部A地区) ・公園等草刈作業委託(南部B地区) ・北部道路除草委託 ・中部道路除草委託 ・南部道路除草委託 ・小規模公園草刈作業委託(中部地区) ・津田・枚方公園駅前花壇等管理委託 上記業務に係る令和元年度の金入り設計書(代価表含む) (変更があれば変更分も)(消費税のみの場合はいない) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | 決定期間 延長決定 R2. 12. 26 |
| 130 | R1. 12. 23 | R2. 1. 17 | 楠葉台場跡史跡公園管理業務委託 上記業務に係る令和元年度の金入り設計書の全て(代価表含む) (変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 教育委員会 社会教育部 文化財課 | 決定期間 延長決定 R2. 1. 6 |
| 131 | R1. 12. 23 | R2. 1. 9 | ・除草作業委託(南部) ・除草作業委託(北部) 上記業務に係る令和元年度の金入り設計書の全て(代価表含む) (変更があれば変更分も)(消費税増税による変更のみは除く) | 部分公開 5-7 | 上下水道局 上下水道事業部 浄水課 | 決定期間 延長決定 R2. 1. 6 |
| 132 | R1. 12. 23 | R1. 12. 27 | ・新安居川他除草委託 ・枚方1号水路他除草委託 ・出口排水路他除草委託 ・北谷川他除草委託 ・水面廻廊樹木管理委託 上記業務に係る令和元年度の金入り設計書の全て(代価表含む) (変更があれば変更分も)(消費税増税による変更のみは除く) | 部分公開 5-7 | 上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課 | 決定期間 延長決定 R1. 12. 25 |
| 133 | R1. 12. 24 | R2. 1. 8 | ・公園等春期剪定作業委託(北部B地区) ・公園等春期剪定作業委託(中部B地区) 上記業務に係る令和元年度の金入り設計書の全て(代価表含む) (変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | 決定期間 延長決定 R1. 12. 26 |
| 134 | R1. 12. 24 | R2. 1. 14 | ・川越小学校他5校除草作業委託 ・渚西中学校他4校除草作業委託 上記業務に係る平成31年度の金入り設計書の全て(代価表含む) (変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 | 決定期間 延長決定 R1. 12. 25 |
| 135 | R1. 12. 25 | R2. 1. 8 | 公園等春期剪定作業委託(南部A地区)に係る令和元年度の金入り設計書の全て(代価表を含む)(変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | 決定期間 延長決定 R1. 12. 27 |
| 136 | R1. 12. 25 | R2. 1. 14 | 高陵小学校他4校除草作業委託に係る平成31年度の金入り設計書の全て(代価表を含む)(変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 | 決定期間 延長決定 R1. 12. 27 |
| 137 | R1. 12. 25 | R1. 12. 27 | 北部調整槽用地他除草剪定委託に係る令和元年度の金入り設計書の全て(代価表を含む) | 部分公開 5-7 | 上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課 | |
| 138 | R1. 12. 25 | R2. 1. 8 | ・公園等害虫防除作業委託(南部地区) ・公園等春期剪定作業委託(北部A地区) 上記業務に係る令和元年度の金入り設計書の全て(代価表を含む)(変更があれば変更分も)(消費税のみの場合はいない) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | 決定期間 延長決定 R1. 12. 27 |
| 139 | R1. 12. 25 | R2. 1. 14 | ・枚方中学校他5校除草作業委託 ・香里小学校他5校除草作業委託 上記業務に係る平成31年度の金入り設計書の全て(代価表を含む)(変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 | 決定期間 延長決定 R1. 12. 27 |
| 140 | R1. 12. 25 | R2. 1. 14 | ・西牧野小学校他5校除草作業委託 ・第二中学校他5校除草作業委託 上記業務に係る平成31年度の金入り設計書の全て(代価表を含む)(変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 | 決定期間 延長決定 R1. 12. 27 |
| 141 | R1. 12. 27 | R2. 1. 8 | 〇〇より市長宛に提出された小地域ネットワーク活動補助金について(要望)という文書(〇〇月〇〇日)とその回答書 <対象文書> ・小地域ネットワーク活動補助金について(要望) ・「小地域ネットワーク活動補助金について(要望)」について | 部分公開 5-1 | 福祉部 福祉総務課 | |

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 決定内容等 | 主管課 | 備考 |
|-----|-----------|-----------|--|--------------------|------------------------------|----|
| 142 | R2. 1. 6 | R2. 1. 20 | 請求日現在において営業所の所在地を枚方市〇〇、名称を〇〇として営業している居酒屋に関し、同業者が枚方保健所に提出している営業許可申請書及び同営業許可申請に対し枚方保健所がなした営業許可証等の文書 <対象文書> ・回議書「食品営業許可申請について(〇〇-〇〇)」(平成〇〇年〇〇月〇〇日決裁) ・食品営業許可証(原本は業者が所持しているため、参考としてシステムから出力したもの。) ・営業許可復命修正(システムから出力したもの。) | 部分公開 5-1 5-3 | 健康部 保健所 保健衛生課 | |
| 143 | R2. 1. 6 | R2. 1. 20 | 〇〇校区コミュニティ協議会組織図及び名簿(H26・H27・H28) ただし、住所、氏名、連絡先を除く <対象文書> (1)平成26年度〇〇校区コミュニティ協議会組織図及び名簿 (2)平成27年度〇〇校区コミュニティ協議会組織図及び名簿 (3)平成28年度〇〇校区コミュニティ協議会組織図及び名簿 ※住所、氏名及び連絡先を除く | 公開 | 市民安全部 市民活動課 | |
| 144 | R2. 1. 9 | R2. 1. 22 | ・公園等害虫防除作業委託(中部地区) ・小規模公園草刈作業委託(北部地区) 上記業務に係る平成31年度の金入り設計書の全て(代価表を含む)(変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | |
| 145 | R2. 1. 9 | R2. 1. 20 | 平成31年度 楠葉台場跡史跡公園内大堀除草委託の当初金入り設計書 平成31年度 楠葉台場跡史跡公園内大堀除草委託の変更金入り設計書 | 部分公開 5-7 | 上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課 | |
| 146 | R2. 1. 9 | R2. 1. 22 | ・公園等春期剪定作業委託(中部A地区) ・公園等春期剪定作業委託(南部B地区) ・小規模公園草刈作業委託(南部地区) 上記業務に係る平成31年度の金入り設計書(代価表を含む)(変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | |
| 147 | R2. 1. 9 | R2. 1. 16 | 淀川河川敷グラウンド(磯島・牧野)草刈業務委託 上記業務に係る平成31年度の金入り設計書の全て(代価表を含む)(変更があれば変更分も) | 不存在 ※32 | 教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課 | |
| 148 | R2. 1. 10 | R2. 1. 22 | ・公園等害虫防除作業委託(北部地区) 上記業務に係る平成31年度の金入り設計書の全て(代価表含む) (変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | |
| 149 | R2. 1. 10 | R2. 1. 24 | ・香陽小学校他5校除草作業委託 上記業務に係る平成31年度の金入り設計書の全て(代価表含む) (変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 | |
| 150 | R2. 1. 10 | R2. 1. 24 | ・平成31年度 枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館樹木等管理委託に係る金入り設計書(代価表含む) | 部分公開 5-7 | 教育委員会 社会教育部 文化財課 | |
| 151 | R2. 1. 10 | R2. 1. 15 | ・平成31年度 淀川三樋門除草委託に係る金入り設計書 | 部分公開 5-7 | 上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課 | |
| 152 | R2. 1. 10 | R2. 1. 15 | ・街路樹病害虫防除委託 上記業務に係る平成31年度の金入り設計書の全て(代価表含む) (変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | |
| 153 | R2. 1. 10 | R2. 1. 22 | 「〇〇」「〇〇」の2団体に係る平成30年度(2018年度)実施の事業に関するNPO活動応援基金事業実施状況報告書類一式(添付書類含む) | 部分公開 5-1 5-3 | 市民安全部 市民活動課 | |
| 154 | R2. 1. 14 | R2. 1. 23 | 枚方市行政不服審査会に対する申立について 1) 手続のフローチャート及び申立の要件 2) 申立に係る事務局の権利・義務 <対象文書> ・「行政不服審査法に基づく審査請求に対する事務処理について」の通知の発出について ・審査請求から決裁までの流れ ・逐条解説 行政不服審査法 | 公開 | 総務部 コンプライアンス 推進課 | |
| 155 | R2. 1. 22 | R2. 1. 30 | 枚方市総合福祉センター指定管理者事業計画書一式 指定管理期間 令和2年(2020年)4月1日から5年間の指定候補者選定分の事業計画書、収支予算書((株)ビケンテクノ) <対象文書> 枚方市総合福祉センター指定管理者応募に関する書類 (1) 事業計画書(様式第2号) (2) 収支予算書(様式第3号) | 部分公開 5-1 5-3 | 長寿社会部 長寿社会総務課 | |
| 156 | R2. 1. 16 | R2. 1. 30 | 添付資料1、2の自動販売機設置に係る届出書 | 不存在 ※33 | 環境部 環境保全課 | |
| 157 | R2. 1. 27 | R2. 1. 30 | 添付資料にある「警告、看板」の設置に係る道路占用許可 | 不存在 ※34 | 土木部 道路河川管理課 | |

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 決定内容等 | 主管課 | 備考 |
|-----|-----------|-----------|---|--------------------|------------------------------|----|
| 158 | R2. 1. 27 | R2. 2. 10 | 添付資料にある「宅地造成工事規制区域」に関する看板(同種類含む)の設置箇所が明示された文書(枚方市内全域を対象) <対象文書> 府有財産無償譲渡契約書(平成15年4月1日締結分) | 公開 | 都市整備部 開発指導室 開発審査課 | |
| 159 | R2. 1. 29 | R2. 2. 27 | 平成30年度 市委託事業「手話講習会」会計収支決算書 平成30年度 枚方市「手話ステップアップ講座」応用・通訳会計収支決算書 | 部分公開 5-1 5-3 | 福祉部 障害福祉室 | |
| 160 | R2. 2. 4 | R2. 2. 12 | 添付資料(文書No.公相第〇〇-〇〇号)にある第2項に係る自治体、警察署の特定が出来た根拠資料、文書、情報源となるもの | 不存在 ※35 | 土木部 交通対策課 | |
| 161 | R2. 2. 5 | R2. 2. 12 | 添付文No.公相第〇〇-〇〇号にある4項目に係る「交通事故発生状況(枚方市内)表」作成に当たり警察情報を利用している。その際に枚方警察署に対し①依頼発行した依頼文書②枚方警察署より回答を受けた回答文書 | 不存在 ※36 | 土木部 交通対策課 | |
| 162 | R2. 2. 14 | R2. 2. 21 | 添付資料(事務概要 平成30年度)にある自動販売機設置届出件数の①新規届出②廃止届出③過去5年変更のない自動販売機設置状況確認に送付した自動販売機の一覧 <対象文書> 1.自動販売機設置届出書(〇〇-〇〇~〇〇-〇〇)裏表 計14枚 2.自動販売機設置届出事項・廃止届出書(〇〇月〇〇日收受2件分) 計2枚 3.自動販売機設置届出名簿(12社分)(平成16年度以降分) | 公開 | 環境部 環境保全課 | |
| 163 | R2. 2. 20 | R2. 3. 5 | 添付資料の「駐車厳禁」の看板について ①「この道路」を示す文書(具体的に地図等を含む) ②「駐車厳禁」の規制区域を示す文書(具体的に地図等を含む) ③「駐車厳禁」とする法的根拠の文書 ④「駐車厳禁」とする枚方市全域の箇所とその規制区域を示す文書 <この写真以外の同種看板について> ⑤「駐車厳禁」規制を示す標識の設置箇所を明示している文書<枚方市内の全域について> | 不存在 ※37 | 土木部 交通対策課 | |
| 164 | R2. 3. 6 | R2. 3. 17 | 平成30年度 公共下水道第70工区楠葉雨水流入管整備工事に係る金入設計書 | 部分公開 5-7 | 上下水道局 上下水道事業部 雨水整備課 | |
| 165 | R2. 3. 9 | R2. 3. 23 | 枚方市駅周辺地区第一種市街地開発事業計画(③街区) <対象文書> 東部大阪都市計画 枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 | 公開 | 市駅周辺等活性化 推進部 | |
| 166 | R2. 3. 12 | R2. 3. 17 | 〇〇議員のお休みのための届け書 <対象文書> 本会議の欠席届(令和〇〇年〇〇月〇〇日付け)、本会議の欠席届(令和〇〇年〇〇月〇〇日付け)、本会議の欠席届(令和〇〇年〇〇月〇〇日付け) | 部分公開 5-1 | 市議会事務局 | |
| 167 | R2. 3. 24 | R2. 4. 6 | 高齢者お出かけ推進事業の実施について(平成31年2月22日付け決裁) | 公開 | 長寿社会部 長寿社会総務課 | |
| 168 | R2. 3. 26 | R2. 4. 7 | ・車塚公園管理業務委託 ・公園等春期剪定作業委託(北部地区) ・公園等春期剪定作業委託(南部地区) ・公園等草刈作業委託(北部A地区) ・公園等草刈作業委託(北部B地区) ・公園等草刈作業委託(中部A地区) ・公園等草刈作業委託(中部B地区) ・公園等草刈作業委託(南部地区) ・小規模公園草刈作業委託(北部地区) ・小規模公園草刈作業委託(中部地区) ・関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その1) ・関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その2) ・関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その3) ・天野川緑道管理業務委託 ・枚方市駅前花壇他管理委託 ・岡東中央公園年間管理委託 ・津田・枚方公園駅前花壇等管理委託 ・御殿山・牧野駅前花壇等管理委託 ・樟葉駅前花壇等管理委託 上記業務に係る令和2年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | |
| 169 | R2. 3. 26 | R2. 4. 7 | ・除草作業委託(南部) ・除草作業委託(北部) 上記業務に係る令和2年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 上下水道局 上下水道事業部 浄水課 | |
| 170 | R2. 3. 26 | R2. 3. 30 | ・水面廻廊樹木管理委託 ・出口排水路他除草委託 ・枚方1号水路他除草委託 ・新安居川他除草委託 ・北谷川他除草委託 上記業務に係る令和2年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課 | |

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 決定内容等 | 主管課 | 備考 |
|-----|-----------|-----------|---|-------------|---------------------------|--------------------------|
| 171 | R2. 3. 26 | R2. 3. 30 | ・北部地区街路樹管理委託 ・中部地区街路樹管理委託 ・南部地区街路樹管理委託 ・北部道路除草委託 ・中部道路除草委託 ・南部道路除草委託 上記業務に係る令和2年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 土木部 みち・みどり室 | |
| 172 | R2. 3. 26 | R2. 4. 9 | 道路用地除草委託業務に係る令和2年度の金入り設計書の全て(代価表含む) | 部分公開 5-7 | 土木部 道路河川整備課 | |
| 173 | R2. 3. 26 | R2. 4. 9 | ・枚方中学校他5校除草作業委託 ・明倫小学校他5校除草作業委託 ・高陵小学校他4校除草作業委託 ・第一中学校他4校除草作業委託 ・第三中学校他5校除草作業委託 ・中宮中学校他5校除草作業委託 ・さだ小学校他5校除草作業委託 ・開成小学校他5校除草作業委託 上記業務に係る令和2年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更があれば変更分も) | 部分公開 5-7 | 教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 | |
| 174 | R2. 3. 26 | R2. 5. 15 | 史跡楠葉台場跡史跡公園管理業務委託 上記業務に係る令和2年度の金入り設計書の全て(代価表含む) | 部分公開 5-7 | 教育委員会 社会教育部 文化財課 | 決定期間 延長決定 R2. 4. 2 |
| 175 | R2. 3. 26 | R2. 4. 2 | 香里受水場無停電電源装置更新工事の金入設計書の第1～6号内訳書 | 部分公開 5-7 | 上下水道局 上下水道事業部 浄水課 | |

不存在の理由

- ※1 ○○に対する国の補助金は、市を介さずに○○が直接国に交付請求を行っていることから、市は当該補助金に関する文書の收受、作成を行っていないため。○○に対する市の補助金は、枚方市補助金等交付規則に基づき交付しており、別途手続きに関する要綱等の制定は行っておらず、マニュアル等も作成していないため。
- ※2 委託料に関しては複数業者からの見積りを参考にし総価を算出しており、設計書は作成していないため。
- ※3 本請求に係る変更分については、平成28・29年度に設計変更が実施されたが、受注者と協議の上、委託打合せ簿などで事実確認を行ったのみで変更設計書を作成していないため。
- ※4 本委託では、仕様書に示した各項目全体での総価を算出することを求めており、設計を行っていない。予定価格は、これまでの実績に基づいて算出しており、設計をする必要はない。
- ※5 A-1:公開済みの文書以外は作成していないため。A-2:文書を作成していないため。A-3:証明書類の提出は求めておらず、また、実際に提出を受けていないため。B-1:公表事案発生時に合わせて関係機関に相談を行ったが、先行事案発生時には、通報や相談を行っていないため。B-2:事業者への訪問調査、枚方市から書類の提出を求める調査は行っていないため。また、面談調査は行ったが、文書を作成していないため。B-3:特段の根拠をもって、申出を受け入れたものではないため。B-4:特段の理由をもって、先行事案を非公表としたものではないため。また、公表基準はないため。B-5:特段の理由をもって、報道発表資料において、部位が違うことの記載を省略したものではないため。B-6:○○から收受した報告文書を元に判断したものであり、部分公開済みの文書以外は作成していないため。C-1の一部:当該文書における「大阪府消費生活センターから報告」は、不明な点を確認するため質問を行ったものであり、法的根拠を要しない行為手続であるため。C-4:公開済みの文書以外は作成していないため。D-2:部分公開済みの文書以外は作成していないため。
- ※6 本請求に係る文書は作成していないため。
- ※7 ①廃棄書類目録は保存年限が経過し、廃棄したため。②枚方市文書取扱規程に基づき、閲覧に供し、廃棄したため。
- ※8 該当する項目については、検査要件に該当せず、検査を実施していないため。
- ※9 該当するマニュアルを作成していないため。
- ※10 本請求に係る文書は作成していないため。
- ※11 電話で問合せを行い、記録文書は作成していないため。インターネット検索の結果に従って問合せ先を決定したものであり、そのことを記録した文書は取得していないため。枚方市の回答の根拠は、電話での国交省の回答から判断したものであり、該当する文書は作成していないため。基準については、市の基準はないため。国交省の回答根拠及び判断基準については、問合せに対する回答を得るにあたって該当する文書を取得していないため。
- ※12 本請求に係る回答については、総務管理課が代表して問合せ及び回答案の作成を行い、当課は問合せ等を行っていないため。枚方市の回答の根拠は、電話での国交省の回答から判断したものであり、該当する文書は作成していないため。基準については、市の基準はないため。
- ※13 本請求に係る回答については、総務管理課が代表して問合せ及び回答案の作成を行い、当課は問合せ等を行っていないため。枚方市の回答の根拠は、電話での国交省の回答から判断したものであり、該当する文書は作成していないため。基準については、市の基準はないため。
- ※14 業者発注ではなく職員手製のものであるため、文書を作成していない。
- ※15 [I]:設置にあたって、書類等の作成は行われていないため。[II]:当課で保有している文書等の中で本請求に係る文書がないため。
- ※16 ①道路占用許可申請がないため。②道路占用許可申請がないため。
- ※17 個々の職員について、異動・昇格に至った理由に関する文書は作成していないため。
- ※18 センターに対する国の補助金は、同センターが直接国に交付請求を行っており、市においての文書の收受、作成は行っていないため。
- ※19 設置箇所を記した文書は作成していないため。
- ※20 表示内容に関する根拠を示す文書が無いため。
- ※21 本請求に係る届出については、提出されていないため。
- ※22 本請求に係る届出については、提出されていないため。
- ※23 本請求に係る届出については、提出されていないため。
- ※24 当課が保有している文書の中で道路(路面)標示「終日車両通禁」とする根拠となる文書がないため。
- ※25 本請求に係る届出については、提出されていないため。
- ※26 本請求に係る届出については、提出されていないため。
- ※27 本請求に係る届出については、提出されていないため。
- ※28 本請求に係る届出については、提出されていないため。
- ※29 表示内容に関する根拠を示す文書が無いため。
- ※30 1,2:過去に作成していたかどうか自体が不明であるが、現に保有していないため。3:本請求に係る文書は保存年限を超過しているため。
- ※31 現に保有している文書の中に、請求に対応するものがないため。
- ※32 予定金額は、業者の見積りや過去の実績額を元に算出しており、設計していないため。
- ※33 本請求に係る届出については、提出されていないため。
- ※34 道路占用許可申請がないため。
- ※35 請求に対応するものがないため。
- ※36 請求に対応するものがないため。
- ※37 本件請求に対応する文書は作成していないため。

2. 情報公開の申出の内容等

| 番号 | 申出日 | 回答日 | 申出内容又は申出公文書名 | 主管課 | 回答内容等 | 備考 |
|----|-----------|------------|---|----------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 1 | H31. 4. 3 | H31. 4. 16 | 平成30年度磯島取水場～中宮浄水場間導水管整備基本設計委託に係る金入り設計書 | 上下水道局 上下水道事業部 上水道工務課 | 部分公開 5-7 | |
| 2 | H31. 4. 3 | H31. 4. 17 | 都市計画道路中振交野線道路整備事業に伴う污水管実施設計委託、公共下水道茄子作南町地区他污水管実施設計委託に係る金入り設計書 | 上下水道局 上下水道事業部 污水整備課 | 部分公開 5-7 | |
| 3 | H31. 4. 3 | H31. 4. 17 | 枚方元町地区雨水管整備実施設計委託、内野排水路整備基本設計委託、香里園町地区雨水管整備基本設計委託、池之宮1丁目地区雨水管整備実施設計委託、山之上4丁目地区雨水管整備実施設計委託、北中振1丁目地区雨水管整備実施設計委託、東船橋地区雨水管整備基本設計委託に係る金入り設計書 | 上下水道局 上下水道事業部 雨水整備課 | 部分公開 5-7 | |
| 4 | H31. 4. 5 | R1. 5. 20 | <p>NPO法人〇〇の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度福祉介護職員処遇改善加算申請書の一切 ・2017年度福祉介護職員処遇改善加算報告書の一切 ・生活介護事業所開設届及び変更届の一切 ・就B事業所開設届及び変更届の一切 <p>NPO法人〇〇の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業などの事業所開設届及び変更届一切 ・就B事業所の事業所開設届一切 ・居宅介護事業所の事業所開設届及び変更届一切 <p><対象文書></p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届連絡票(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付番号〇〇) ②福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届連絡票(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付番号〇〇) ③福祉・介護職員処遇改善実績報告書(平成29年度)連絡票(受付番号〇〇) ④福祉・介護職員処遇改善実績報告書(平成29年度)連絡票(受付番号〇〇) <p><〇〇分></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受)による届出関係書類一式 ⑥介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受)による届出関係書類一式 ⑦指定障害福祉サービス事業者指定更新申請書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受)に係る申請関係書類一式 ⑧変更届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受)による届出関係書類一式 ⑨変更届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受)による届出関係書類一式 ⑩指定障害福祉サービス事業者変更届(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受福法第〇〇-〇〇号)による届出関係書類一式 ⑪加算届連絡票(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付番号〇〇)に係る届出関係書類一式 ⑫指定障害福祉サービス事業者変更届出(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付)による届出関係書類一式 ⑬指定障害福祉サービス事業者指定申請書(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付)による申請関係書類一式 <p><〇〇分></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑭変更届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付番号〇〇)による届出関係書類一式 ⑮変更届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付番号〇〇)による届出関係書類一式 ⑯指定障害福祉サービス事業者指定更新申請書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受)による申請関係書類一式 ⑰指定障害福祉サービス事業者変更届(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受福法第〇〇-〇〇号)による届出関係書類一式 ⑱加算届連絡票(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付番号〇〇)に係る届出関係書類一式 ⑲指定障害福祉サービス事業者変更届(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付)による届出関係書類一式 ⑳指定障害福祉サービス事業者指定申請書(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付)による申請関係書類一式 | 福祉部 福祉指導監査課 | 部分公開 5-1 5-3 5-5 | 決定期間 延長決定 H31. 4. 19 |

| 番号 | 申出日 | 回答日 | 申出内容又は申出公文書名 | 主管課 | 回答内容等 | 備考 |
|----|------------|------------|--|---------------------------|--------------------|----|
| | | | <〇〇分> ①変更届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付番号〇〇)による届出関係書類一式 ②指定特定相談支援事業者指定更新申請書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受)による申請関係書類一式 ③報酬改定に伴う加算届連絡票兼補正書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受福監第〇〇-〇〇号)に係る届出関係書類一式 ④指定一般相談支援事業者指定申請書(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付)による申請関係書類一式 ⑤加算届連絡票(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付番号〇〇)に係る届出関係書類一式 ⑥指定相談支援事業者変更届(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付)による届出関係書類一式 ⑦障害者自立支援法一変更届連絡票(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付)に係る届出関係書類一式 ⑧指定相談支援事業者指定申請書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受)による申請関係書類一式 <〇〇分> ⑨指定障害福祉サービス事業者指定更新申請書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受)による申請関係書類一式 ⑩変更届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受福監第〇〇-〇〇号)による届出関係書類一式 ⑪変更届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受福監第〇〇-〇〇号)による届出関係書類一式 ⑫指定障害福祉サービス事業者変更届(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付)による届出関係書類一式 ⑬指定障害福祉サービス事業者指定申請書(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付)による申請関係書類一式 <〇〇分> ⑭変更届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受)による届出関係書類一式 ⑮変更届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受)による届出関係書類一式 ⑯報酬改定に伴う加算届連絡票兼補正書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受福監第〇〇-〇〇号)に係る届出関係書類一式 ⑰指定障害福祉サービス事業者変更届(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受福法第〇〇-〇〇号)による届出関係書類一式 ⑱指定障害福祉サービス事業者指定申請書(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付)による申請関係書類一式 ⑲指定障害福祉サービス事業者更新申請書(〇〇年〇〇月〇〇日受付)による申請関係書類一式 ⑳指定障害福祉サービス事業者変更届(〇〇年〇〇月〇〇日受付)による届出関係書類一式 ㉑指定障害福祉サービス事業者変更届(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付)による届出関係書類一式 ㉒加算届連絡票(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付)に係る加算関係書類一式 ㉓指定障害福祉サービス事業者変更届(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付)による届出関係書類一式 ㉔指定障害福祉サービス事業者指定申請書(平成〇〇年〇〇月〇〇日受付)による申請関係書類一式 | | | |
| 5 | H31. 4. 9 | H31. 4. 16 | 中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く | 都市整備部 開発指導室 開発調整課 | 公開 | |
| 6 | H31. 4. 23 | R1. 5. 7 | 平成30年度高度浄水施設粒状活性炭入替整備委託に係る金入り設計書 | 上下水道局 上下水道事業部 浄水課 | 部分公開 5-7 | |
| 7 | R1. 5. 7 | R1. 5. 21 | ・市長および代理人が参加した教育再生首長会議の配布資料 ・会費、参加費等を公費支出をしているのであれば、それがわかる資料 <対象文書> ・市交際費及び各種会議負担金精算書一式 ・1月22日開催教育再生首長会議配布資料一式 | 市長公室 秘書課 | 部分公開 5-1 5-3 | |
| 8 | R1. 5. 9 | R1. 5. 21 | 昭和32年から平成5年までに新築及び改築された枚方市立枚方小学校体育館の設計図書等で使用された建材の種類が記載されているもの <対象文書> ・市立枚方小学校体育館新設工事 ・特記仕様書(1)(2)(3)及び仕上表 | 教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 | 公開 | |
| 9 | R1. 5. 13 | R1. 5. 17 | 公共下水道茄子作南町地区他汚水管実施設計委託、公共下水道津田南町2丁目地区汚水管実施設計委託、公共下水道津田駅前2丁目地区他汚水管実施設計委託、公共下水道春日野2丁目地区汚水管実施設計委託に係る金入り設計書 | 上下水道局 上下水道事業部 汚水整備課 | 部分公開 5-7 | |
| 10 | R1. 5. 13 | R1. 5. 24 | 香里園町地区雨水管整備基本設計委託、山之上4丁目雨水管整備実施設計委託、枚方元町地区雨水管整備実施設計委託、池之宮1丁目地区雨水管整備実施設計委託、養父元町地区雨水管整備実施設計委託に係る金入り設計書 | 上下水道局 上下水道事業部 雨水整備課 | 部分公開 5-7 | |

| 番号 | 申出日 | 回答日 | 申出内容又は申出公文書名 | 主管課 | 回答内容等 | 備考 |
|----|-----------|-----------|--|-------------------------|---------------------------|----|
| 11 | R1. 5. 14 | R1. 5. 27 | 中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び附近見取図 ※個人情報及び印影を除く | 都市整備部 開発指導室 開発調整課 | 公開 | |
| 12 | R1. 5. 14 | R1. 5. 21 | 枚方市内全ての事業所の旅館業法の営業許可に関する事項 <対象文書> 旅館許可情報一覧 | 健康部 保健所 保健衛生課 | 公開 | |
| 13 | R1. 5. 17 | R1. 5. 27 | ・住居表示台帳 ・住居新築届受付簿(写) ※平成31年2月1日から平成31年4月30日までに新たに住居番号が付番された住所の一覧(受付簿など)と該当の住居表示台帳 | 市民安全部 市民室 | 公開 | |
| 14 | R1. 5. 28 | R1. 6. 11 | 平成29、30年度の〇〇、〇〇の補助金事業(宿泊訓練等)にかかる書類一式 <対象文書> (1)平成29年度 重症心身障害者宿泊訓練補助事業実施に係る協議書の受理について(平成〇〇年〇〇月〇〇日決裁)、 (2)平成29年度 枚方市重症心身障害者宿泊訓練補助金の交付決定及び通知について(平成〇〇年〇〇月〇〇日決裁) (3)「枚方市重症心身障害者宿泊訓練補助金交付事業」の実施について(平成〇〇年〇〇月〇〇日決裁) (4)平成29年度 枚方市重症心身障害者宿泊訓練補助事業補助金交付額の確定について(平成〇〇年〇〇月〇〇日決裁) (5)平成30年度 重症心身障害者宿泊訓練補助事業実施に係る協議書の受理について(平成〇〇年〇〇月〇〇日決裁) (6)平成30年度 枚方市重症心身障害者宿泊訓練補助金の交付決定及び通知について(平成〇〇年〇〇月〇〇日決裁) (7)重症心身障害者宿泊訓練補助事業について(平成〇〇年〇〇月〇〇日協議) (8)軽微な変更届について(平成〇〇年〇〇月〇〇日受理) (9)軽微な変更届について(平成〇〇年〇〇月〇〇日受理) (10)「枚方市重症心身障害者宿泊訓練補助金交付事業」の実施について(平成〇〇年〇〇月〇〇日決裁) (11)平成30年度 枚方市重症心身障害者宿泊訓練補助事業補助金交付額の確定について(平成〇〇年〇〇月〇〇日決裁) | 福祉部 障害福祉室 | 部分公開 5-1 5-3 5-5 | |
| 15 | R1. 5. 28 | R1. 6. 12 | 株式会社〇〇の所在地における水濁法の特定施設の届出 施設の種類、位置、使用する有害物質の分かるもの(過去に使用していたもの含む) <対象文書> 特定施設変更届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受 環指第〇〇号)鑑、別表1-1、別表1-2、別図1-1 特定施設変更届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受 環公セ第〇〇号)鑑 特定施設設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受 環公セ第〇〇号)鑑、N〇2/9図 特定施設使用廃止届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受 環公セ第〇〇号)鑑 特定施設設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受 環公指第〇〇号)鑑 届出施設使用届出書(昭和〇〇年〇〇月〇〇日收受 経由第〇〇号)鑑、別紙1 | 環境部 環境指導課 | 部分公開 5-1 5-3 | |
| 16 | R1. 6. 4 | R1. 6. 13 | 旅館許可情報一覧(令和元年5月31日現在内容)(許可番号、施設名称、施設所在地、施設ビル名、施設電話番号、開設者(申請者)、許可決定年月日、許可条件、代表者指名、申請者所在地、申請者ビル名、営業の種類及び部屋数(合計)に限る) | 健康部 保健所 保健衛生課 | 公開 | |
| 17 | R1. 6. 12 | R1. 6. 19 | 中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び附近見取図 ※個人情報及び印影を除く | 都市整備部 開発指導室 開発調整課 | 公開 | |
| 18 | R1. 6. 25 | R1. 7. 1 | 平成31年度枚方市市民公益活動補償保険の保険証券及び仕様書 ※明細書を含む、約款及び特約を除く、個人情報及び印影を除く <対象文書> (1)賠償責任保険証券(約款及び特約を除く)(印影を除く) (2)平成31年度枚方市市民公益活動補償保険仕様書 | 市民安全部 市民活動課 | 公開 | |
| 19 | R1. 6. 25 | R1. 7. 9 | 市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品に係る動産総合保険に係る保険証券及び仕様書 ※明細書を含む、約款及び特約を除く、個人情報及び印影を除く <対象文書> ・市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品に係る動産総合保険証券 ※明細書を除く※約款及び特約を除く ・市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品に係る動産総合保険仕様書 ※所蔵作品一覧を除く | 産業文化部 生涯学習課 | 公開 | |
| 20 | R1. 6. 25 | R1. 7. 5 | 平成31年度枚方子どもいきいき広場事業 公益活動及びコーディネーター災害補償保険に係る保険証券及び仕様書 ※印影、約款及び特約を除く | 子ども青少年部 子ども青少年政策課 | 部分公開 5-3 | |

| 番号 | 申出日 | 回答日 | 申出内容又は申出公文書名 | 主管課 | 回答内容等 | 備考 |
|----|-----------|-----------|---|----------------------------|--------------------|----|
| 21 | R1. 6. 25 | R1. 7. 9 | 保険証券及び仕様書 (1) (仮称) 枚方市立児童発達支援センター各種保険委託に係るもの (契約日：平成31年(2019年)4月1日) (2) 市立ひらかた子ども発達支援センター医師賠償責任保険に係るもの (契約日：平成31年(2019年)4月8日) (3) 市立ひらかた子ども発達支援センター各種保険委託(訪問系)に係るもの (契約日：平成31年(2019年)4月26日) ※保険証券について明細書含む、約款及び特約を除く、印影を除く | 子ども青少年部 ひらかた子ども発達支援センター | 公開 | |
| 22 | R1. 6. 25 | R1. 7. 2 | 有価証券取扱総合保険 ※明細書を含む、約款及び特約を除く、個人情報及び印影を除く <対象文書> 運送保険証券 平成31年4月25日契約分(約款、特約及び印影を除く) | 会計課 | 公開 | |
| 23 | R1. 6. 25 | R1. 7. 9 | 学校安全監視ボランティアの損害保険・賠償責任保険の保険証券及び仕様書 ※明細書を含む、約款及び特約を除く、個人情報及び印影を除く <対象文書> ・社会福祉法人大阪府社会福祉協議会「非営利・有償活動団体保険」パンフレット ・非営利・有償活動団体保険加入確認書(兼)保険料領収書 | 教育委員会 総合教育部 学校規模調整課 | 公開 | |
| 24 | R1. 6. 25 | R1. 7. 9 | 「平成31年度交通専従員傷害補償保険」及び「平成31年度交通指導員傷害補償保険」の保険証券及び仕様書 ※約款及び特約を除く、印影を除く | 教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室 | 公開 | |
| 25 | R1. 6. 25 | R1. 7. 5 | ・「放課後子ども教室モデル事業傷害保険」の保険証券及び仕様書 ※印影、約款及び特約を除く ・「平成31年度枚方市日本語・多文化共生教室コーディネーター傷害保険」の保険証券、明細書及び仕様書 ※個人情報、印影、約款及び特約を除く | 教育委員会 社会教育部 社会教育課 | 公開 | |
| 26 | R1. 6. 25 | R1. 7. 8 | 「平成31年度留守家庭児童会入室児童にかかる傷害保険」の保険証券、明細書及び仕様書 ※印影、約款及び特約を除く | 教育委員会 社会教育部 放課後子ども課 | 公開 | |
| 27 | R1. 7. 4 | R1. 7. 16 | 事業報告書等提出書(特定非営利活動法人〇〇・平成29年度報告分(添付資料を除く)) | 市民安全部 市民活動課 | 部分公開 5-3 | |
| 28 | R1. 7. 5 | R1. 7. 19 | 〇〇町〇〇における以下の文書 ・「土地の利用履歴等調査(自主調査)結果報告書」(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、環公セ第〇〇号)の病院棟部分(添付されている報告書の根拠資料を除く) ・「土壌汚染状況調査結果報告書(自主調査)」(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、環公セ第〇〇号)(添付されている各報告書のうち添付資料を除く) ・「土壌汚染対策結果報告書(自主対策)」(平成〇〇年〇〇月〇〇日環公セ第〇〇号)の鑑及び竣工図 | 環境部 環境指導課 | 部分公開 5-1 5-3 | |
| 29 | R1. 7. 10 | R1. 7. 22 | 中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く | 都市整備部 開発指導室 開発調整課 | 公開 | |
| 30 | R1. 7. 22 | R1. 8. 13 | 「枚方市立伊加賀スポーツセンター」における指定管理者ミズノグループ、平成30年応募時の事業計画書及び収支計画書 <対象文書> 枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者事業計画及び収支計画 | 教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課 | 部分公開 5-1 5-3 | |
| 31 | R1. 8. 5 | R1. 8. 14 | 令和元年度(2019年度)自治会等代表者名簿(縦覧用) 令和元年(2019年)7月8日発行分 ※町名、番地、電話番号は除く | 市民安全部 市民活動課 | 公開 | |
| 32 | R1. 8. 5 | R1. 8. 19 | 令和元年5月1日から令和元年5月31日までに新規で食品衛生営業許可を取得した施設の一覧 全業種 希望項目：営業所名称、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日 <対象文書> 食品営業許可情報一覧(令和元年(2019年)5月1日から令和元年(2019年)5月31日)(上記項目に限る) | 健康部 保健所 保健衛生課 | 部分公開 5-1 | |
| 33 | R1. 8. 14 | R1. 8. 19 | 中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く | 都市整備部 開発指導室 開発調整課 | 公開 | |
| 34 | R1. 8. 15 | R1. 8. 27 | 枚方市財産及び公の施設使用許可申請書(平成31年4月1日以降に〇〇から提出されたものに限る)(個人情報及び印影を除く) | 教育委員会 総合教育部 学校規模調整課 | 公開 | |
| 35 | R1. 8. 15 | R1. 8. 27 | 〇〇が小学校の施設利用にあたって市に提出した申込書(平成31年4月1日以降)(個人情報及び印影を除く) <対象文書> 学校体育施設開放使用申込書(平成31年4月1日以降提出分) | 教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課 | 公開 | |

| 番号 | 申出日 | 回答日 | 申出内容又は申出公文書名 | 主管課 | 回答内容等 | 備考 |
|----|-----------|------------|---|-------------------------|---------------------------|----|
| 36 | R1. 8. 19 | R1. 8. 26 | ・住居表示台帳 ・住居新築届受付簿(写) ※平成31年5月1日から平成31年7月31日までに新たに住居番号が付番された住所の一覧(受付簿など)と該当の住居表示台帳 | 市民安全部 市民室 | 公開 | |
| 37 | R1. 8. 23 | R1. 8. 30 | 枚方市総合福祉センター 1. 基本仕様書 2. 定期点検各業務における再委託先及び再委託金額(年額・税抜) ※再委託金額の確認書類は、金額が確認できる箇所だけで可 ※受注者が社名変更されていても、再委託金額がわかれば可 <対象文書> (1)平成30年度枚方市総合福祉センター再委託状況一覧 (2)業務委託契約書鑑文(枚方市総合福祉センター建物及び建築設備維持管理業務委託) (3)業務委託契約書鑑文(枚方市総合福祉センター清掃業務委託) (4)業務委託契約書鑑文(枚方市総合福祉センター警備業務委託) (5)一般廃棄物処理契約書 (6)〇〇保守業務委託契約書 | 長寿社会部 長寿社会総務課 | 部分公開 5-3 | |
| 38 | R1. 9. 11 | R1. 9. 19 | 中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び附近見取図 ※個人情報及び印影を除く | 都市整備部 開発指導室 開発調整課 | 公開 | |
| 39 | R1. 9. 17 | R1. 10. 1 | 平成30年基準年度 固定資産評価事務取扱要領(土地編) 平成30年基準年度 固定資産税土地評価マニュアル(土地評価細目事項及び評価要領運用上の留意事項) | 財務部 税務室 資産税課 | 部分公開 5-1 5-2 5-3 | |
| 40 | R1. 10. 8 | R1. 10. 23 | 管轄内の以下の要許可施設一覧(前月末時点で許可を有している施設で、都道府県の場合中核市の施設を除く) ・食品営業法に基づく要許可施設(34業種で、露店・自動車・自動販売機・催事を除くもの) 施設名称、施設所在地、施設電話番号、営業者名、許可年月日、許可満了日、営業種別 ・旅館業法営業許可施設(簡易宿所は除く) 施設名称、施設所在地(あれば〒)、施設電話番号、営業者名(法人の場合は名称及び代表者名)、許可年月日 ・公衆浴場法営業許可施設 施設名称、施設所在地、施設電話番号、営業者名(法人の場合は名称及び代表者名)、許可年月日 ・理容所 施設名称、施設所在地、施設電話番号、検査確認日、開設者氏名(法人の場合は名称及び代表者名) ・美容所 施設名称、施設所在地、施設電話番号、検査確認日、開設者氏名(法人の場合は名称及び代表者名) <対象文書> (1)食品営業施設一覧(令和元年(2019年)9月末現在) (2)旅館届出情報一覧(令和元年(2019年)9月末現在) (3)公衆浴場届出情報一覧(令和元年(2019年)9月末現在) (4)理容所届出情報一覧(令和元年(2019年)9月末現在) (5)美容所届出情報一覧(令和元年(2019年)9月末現在) | 健康部 保健所 保健衛生課 | 公開 | |
| 41 | R1. 10. 9 | R1. 10. 11 | 中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び附近見取図 ※個人情報及び印影を除く | 都市整備部 開発指導室 開発調整課 | 公開 | |
| 42 | R1. 10. 9 | R1. 10. 23 | ・健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止対策について中央安全衛生会議における議論、検討に係る文書(平成31年1月からの勤務時間内禁煙、4月の庁舎ベランダ等に設置していた建物内喫煙所の撤去等の検討過程・決定事項について) ・本庁ブロック労働安全衛生委員会(第1衛生委員会)における健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止対策(敷地内禁煙の実施等)に係る議論の内容・経緯が分かる文書(議事録・資料等) <対象文書> ・中央安全衛生会議の資料・議事録のうち受動喫煙防止対策に係る文書(平成30年8月21日・平成30年10月30日・平成31年2月28日開催分) ・第1衛生委員会の資料・議事録のうち受動喫煙防止対策に係る文書(平成30年8月23日・平成30年9月26日・平成31年2月27日開催分) | 総務部 職員課 | 公開 | |
| 43 | R1. 10. 9 | R1. 10. 21 | ・別館東側屋外に設置している来庁者用の喫煙スペースの移設(2018年2月)・設備寄贈、今後の取り扱いの検討等の一連の過程におけるJTとの接触の際に作成・取得した文書(問い合わせ、打ち合わせ記録、覚書、寄附申込書、受領書、その他) <対象文書> ・本庁舎来庁者用喫煙スペースの移設について ・喫煙場所の整備に関する日本たばこ産業株式会社との覚書の締結について ・覚書 ・喫煙設備の寄付の収受について | 総務部 総務管理課 | 部分公開 5-1 5-3 | |

| 番号 | 申出日 | 回答日 | 申出内容又は申出公文書名 | 主管課 | 回答内容等 | 備考 |
|----|------------|------------|---|---------------------------|--------------------|----|
| 44 | R1. 10. 11 | R1. 10. 23 | 枚方市財産及び公の施設使用許可申請書(令和元年10月26日以降に〇〇が利用するものに限る)(個人情報及び印影を除く) | 教育委員会 総合教育部 学校規模調整課 | 公開 | |
| 45 | R1. 10. 11 | R1. 10. 18 | 〇〇が小学校の施設利用にあたって市に提出した申込書(令和元年10月26日以降)(個人情報及び印影を除く) <対象文書> 学校体育施設開放使用申込書(令和元年10月26日以降提出分) | 教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課 | 公開 | |
| 46 | R1. 10. 15 | R1. 10. 25 | 枚方市市民公益活動災害補償保険についての下記文書 ・平成31年度の実施要綱・災害補償規定等(平成30年度と同じ場合は除く) ・平成31年度契約時の仕様書 ・平成31年度契約時の入札及び見積り合わせ等の結果 ・平成31年度契約の保険証券及び特約・明細書等(保険約款不要)(印影を除く) ・平成28、29、30年度契約の事故件数及び支払保険金額(被害者に支払った保険金額) <対象文書> (1)平成31年度市民公益活動補償保険のご案内 (2)平成31年度枚方市市民公益活動補償保険仕様書 (3)枚方市市民公益活動補償保険実施要領 (4)指名競争入札(委託)執行調書 (5)賠償責任保険証券(保険約款、印影を除く) (6)賠償責任保険(市民活動総合保険特約条項付)特約明細書 (7)平成28、29、30年度契約の事故件数及び支払い保険金額 | 市民安全部 市民活動課 | 公開 | |
| 47 | R1. 10. 16 | R1. 10. 24 | 平成28年に募集が行われた枚方市民会館の指定管理者募集において、(株)ケイミックスによる提出書類のうち、以下の情報 ・事業計画書(様式第2号) ・収支予算書(同第3号) ・事業計画書 確認事項一覧 <対象文書> (1)平成29～31年度 枚方市市民会館指定管理者募集にかかる事業計画書 (2)平成29～31年度 枚方市市民会館指定管理者募集にかかる収支予算書(様式第3号) (3)平成29～31年度 枚方市市民会館指定管理者募集にかかる事業計画書確認事項一覧 | 産業文化部 文化振興課 | 部分公開 5-1 5-3 | |
| 48 | R1. 10. 18 | R1. 10. 25 | 土対法上有害物質を使用している水濁法における特定施設の届出に関する事業者の名称及び所在地(平成30年度末時点) <対象文書> 水質施設関係対象事業所基礎情報(平成30年度末時点) ※土対法上有害物質を使用している水濁法における特定施設の届出をしている事業者名称及び所在地に限る | 環境部 環境指導課 | 公開 | |
| 49 | R1. 10. 28 | R1. 10. 30 | 社会的妥当性を逸脱した苦情等への対応マニュアル | 総務部 コンプライアンス 推進課 | 公開 | |
| 50 | R1. 11. 12 | R1. 11. 19 | 食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 [地域]枚方市全域 [対象]飲食店営業(令和元年10月1日～令和元年10月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業、廃業及び露店を除く) [内容]施設名、施設電話番号、施設所在地、代表者氏名、初許可年月日 <対象文書> 飲食店営業一覧(10月新規) | 健康部 保健所 保健衛生課 | 公開 | |
| 51 | R1. 11. 13 | R1. 11. 19 | 中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び附近見取図 ※個人情報及び印影を除く | 都市整備部 開発指導室 開発調整課 | 公開 | |
| 52 | R1. 11. 13 | R1. 11. 20 | 社会的妥当性を逸脱した苦情等への対応マニュアル | 総務部 コンプライアンス 推進課 | 公開 | |
| 53 | R1. 11. 19 | R1. 11. 26 | ・住居表示台帳 ・住居新築届受付簿(写) ※令和元年8月1日から令和元年10月31日までに新たに住居番号が付番された住所の一覧(受付簿など)と該当の住居表示台帳 | 市民安全部 市民室 | 公開 | |

| 番号 | 申出日 | 回答日 | 申出内容又は申出公文書名 | 主管課 | 回答内容等 | 備考 |
|----|------------|------------|--|---------------------------|--------------------|----------------------------|
| 54 | R1. 11. 25 | R2. 1. 6 | 2019年10月31日時点において、枚方市で保有している食品営業許可、届出事業者の一覧について、以下のデータ項目を含む開示可能な範囲の情報 項目：許可番号、営業所__都道府県名、営業所__市区町村名、営業所名称、営業所名称__カナ、営業の種類、業態、営業所所在地、営業所方書、営業所__緯度、営業所__経度、営業所電話番号、法人名、法人番号、初回許可年月日、許可年月日、許可開始日、許可満了日、廃業年月日、申請区分、許可条件、備考 ※当該時点で営業中のものであり、廃業済みの事業者は含まない ※業種は、食品衛生法施行令第35条にて定める34の営業の分類と、各地方公共団体における条例で定めた分類の中から該当するもの全て ※希望するデータ項目のうち、枚方市で保有しているもののみ <対象文書> 飲食店営業一覧(2019年10月31日現在) | 健康部 保健所 保健衛生課 | 公開 | 決定期間 延長決定 R1. 12. 6 |
| 55 | R1. 11. 26 | R1. 12. 24 | ・指定管理者募集 枚方市立総合スポーツセンター 平成30年公募 指定管理者 枚方体育協会・アシックスジャパン共同事業体 ・指定管理者募集 枚方市立市民体育館(渚市民体育館) 平成30年公募 指定管理者 渚スポーツコミュニティ共同事業体 上記に係る以下の文書 ①様式第2号 事業計画書(全指定期間) ②様式第3号 収支計画書(平成31・32・33・34・35年度) ③別紙1 事業計画確認事項一覧 | 教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課 | 部分公開 5-1 5-3 | 決定期間 延長決定 R1. 12. 10 |
| 56 | R1. 12. 2 | R1. 12. 11 | 食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 (地域)枚方市全域 (対象)飲食店営業(令和元年11月1日～令和元年11月30日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、廃業及び露店を除く) (内容)施設名、施設電話番号、施設所在地、代表者氏名、許可年月日 <対象文書> 飲食店営業一覧(11月新規) | 健康部 保健所 保健衛生課 | 公開 | |
| 57 | R1. 12. 6 | R1. 12. 16 | ダイオキシン法における特定施設を使用している届出に関する下記の情報(平成30年度末時点) ・事業者名称 ・所在地 <対象文書> ・DXN関係対象事業所基礎情報(平成30年度末時点) ※ダイオキシン法における特定施設を使用している届出をしている事業者名称及び所在地に限る | 環境部 環境指導課 | 公開 | |
| 58 | R1. 12. 11 | R1. 12. 17 | 中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び附近見取図 ※個人情報及び印影を除く | 都市整備部 開発指導室 開発調整課 | 公開 | |
| 59 | R1. 12. 16 | R2. 1. 6 | ①土地・家屋課税台帳の電磁的記録 ②①が存在しない、又は開示が不可能の場合は、課税台帳以外の文書で、枚方市内の土地・家屋の登記情報のうち、登記名義人、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年月日の情報を含む一覧の電磁的記録 <対象文書> ①土地・家屋課税台帳 ②税システムにあるもの | 財務部 税務室 資産税課 | 非公開 5-2 5-7 | |
| 60 | R1. 12. 23 | R1. 12. 27 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日に申請が行われた都市計画法第32条協議(都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び公共公益施設整備協議(都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付図面 (現況平面図、土地利用計画図、造成計画図、造成計画断面図2、公共施設面積図、道路縦断面図2) | 都市整備部 開発指導室 開発調整課 | 公開 | |
| 61 | R1. 12. 26 | R2. 1. 9 | 社会的妥当性を逸脱した苦情等への対応マニュアル | 総務部 コンプライアンス 推進課 | 公開 | |
| 62 | R2. 1. 6 | R2. 1. 9 | 食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 (地域)枚方市全域 (対象)飲食店営業(令和元年12月1日～令和元年12月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、廃業及び露店を除く) (内容)施設名、施設電話番号、施設所在地、営業者氏名(法人の場合は代表者氏名)、許可年月日 <対象文書> 飲食店営業一覧(12月新規) | 健康部 保健所 保健衛生課 | 公開 | |
| 63 | R2. 1. 7 | R2. 1. 9 | 枚方市財産及び公の施設使用許可申請書(令和2年1月1日以降に〇〇が利用するものに限る)(個人情報及び印影を除く) | 教育委員会 総合教育部 学校規模調整課 | 公開 | |
| 64 | R2. 1. 7 | R2. 1. 10 | 〇〇が小学校の施設利用にあたって市に提出した申込書(令和2年1月1日以降)(個人情報及び印影を除く) <対象文書> 学校体育施設開放使用申込書(令和2年1月1日以降提出分) | 教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課 | 公開 | |

| 番号 | 申出日 | 回答日 | 申出内容又は申出公文書名 | 主管課 | 回答内容等 | 備考 |
|----|-----------|-----------|---|---------------------------|--------------------|---------------------------|
| 65 | R2. 1. 10 | R2. 2. 13 | 平成30年に公募された枚方市市民体育館で指定管理者に申請した①シンコースポーツ・日本管財グループ②渚スポーツコミュニティ共同事業体③枚方SSKクリーン工房共同事業体の3団体が提出した事業計画書(提案書)及び収支計画書 <対象文書> (1)(シンコースポーツ・日本管財グループ)事業計画書(提案書) (2)(シンコースポーツ・日本管財グループ)収支計画書 (3)(渚スポーツコミュニティ共同体)事業計画書(提案書) (4)(渚スポーツコミュニティ共同体)収支計画書 (5)(枚方SSKクリーン工房共同事業体)事業計画書(提案書) (6)(枚方SSKクリーン工房共同事業体)収支計画書 | 教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課 | 部分公開 5-1 5-3 | 決定期間 延長決定 R2. 1. 24 |
| 66 | R2. 1. 15 | R2. 1. 20 | 中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び附近見取図 ※個人情報及び印影を除く | 都市整備部 開発指導室 開発調整課 | 公開 | |
| 67 | R2. 1. 17 | R2. 1. 27 | 都市計画課が所管する生産緑地地区の指定に関するデータのうち、地番及び面積 <対象文書> 生産緑地台帳(町名、地番、面積に限る) | 都市整備部 都市計画課 | 公開 | |
| 68 | R2. 1. 30 | R2. 2. 13 | 枚方市内の歯科技工所一覧(歯科技工所名称、郵便番号、所在地) <対象文書> 歯科技工所台帳 (歯科技工所名称、郵便番号、歯科技工所所在地に限る)(廃止事業所を除く) | 健康部 保健所 保健企画課 | 公開 | |
| 69 | R2. 2. 3 | R2. 2. 13 | 食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 (地域)枚方市全域 (対象)飲食店営業(令和2年1月1日~令和2年1月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、廃業及び露店を除く) (内容)施設名、施設電話番号、施設所在地、営業者氏名(法人の場合は代表者氏名)、許可年月日 <対象文書> 飲食店営業一覧(1月新規) | 健康部 保健所 保健衛生課 | 公開 | |
| 70 | R2. 2. 12 | R2. 2. 18 | 中高層建築物の建築に係る標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び附近見取図 ※個人情報及び印影を除く 対象期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日~令和〇〇年〇〇月〇〇日 | 都市整備部 開発指導室 開発調整課 | 不存在 ※1 | |
| 71 | R2. 2. 14 | R2. 2. 25 | 枚方市財産及び公の施設使用許可申請書(令和2年2月29日以降の〇〇による利用に係るものに限る)(個人情報及び印影を除く) | 教育委員会 総合教育部 学校規模調整課 | 公開 | |
| 72 | R2. 2. 14 | R2. 3. 6 | 〇〇が小学校の施設利用にあたって市に提出した申込書(令和2年2月29日以降)(個人情報及び印影を除く) <対象文書> 学校体育施設開放使用申込書(令和2年2月29日以降提出分) | 教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課 | 公開 | |
| 73 | R2. 2. 18 | R2. 2. 25 | ・住居表示台帳 ・住居新築届受付簿(写) ※令和元年11月1日から令和2年1月31日までに新たに住居番号が付番された住所の一覧(受付簿など)と該当の住居表示台帳 | 市民安全部 市民室 | 公開 | |
| 74 | R2. 2. 18 | R2. 2. 26 | 楠葉中之芝土地地区画整理事業に係る、施行地区位置図、換地図(従前の宅地及び換地)、新旧地番対照表 <対象文書> ・位置図 ・東部大阪都市計画事業 楠葉中之芝土地地区画整理事業 従前の土地図 ・東部大阪都市計画事業 楠葉中之芝土地地区画整理事業 換地図 ・換地明細書 | 都市整備部 都市計画課 | 公開 | |

| 番号 | 申出日 | 回答日 | 申出内容又は申出公文書名 | 主管課 | 回答内容等 | 備考 |
|----|-----------|-----------|---|----------------------------|--------------------|--------------------------|
| 75 | R2. 2. 21 | R2. 3. 17 | 平成30年度 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(個人の届出者を除く) | 環境部 環境総務課 | 部分公開 5-1 5-3 | 決定期間 延長決定 R2. 3. 6 |
| 76 | R2. 3. 2 | R2. 3. 9 | 食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 (地域)枚方市全域 (対象)飲食店営業(令和2年2月1日～令和2年2月29日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、廃業及び露店を除く) (内容)施設名、施設電話番号、施設所在地、営業者氏名(法人の場合は代表者氏名)、許可年月日 <対象文書> 飲食店営業一覧(2月新規) | 健康部 保健所 保健衛生課 | 公開 | |
| 77 | R2. 3. 5 | R2. 3. 13 | 枚方市指令都査第〇〇-〇〇号の申請における以下の資料 (1)擁壁展開図1・2 (2)ボーリング調査位置 (3)ボーリング柱状図 (4)擁壁タイプ3500(スラブ跳ね出し)の構造計算書 (5)擁壁タイプ4500(スラブ跳ね出し)の構造計算書 (6)地盤改良工事検討書 | 都市整備部 開発指導室 開発調整課 | 部分公開 5-1 | |
| 78 | R2. 3. 11 | R2. 3. 18 | 中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く | 都市整備部 開発指導室 開発調整課 | 公開 | |
| 79 | R2. 3. 12 | R2. 3. 26 | 令和2年3月12日現在の枚方市におけるあん摩鍼灸柔道整復師の許可の一覧 項目:施設名称、施設所在地、施設電話番号、営業者氏名、許可年月日、業種 <対象文書> 施術所台帳(施術所名称、施術所所在地、施術所電話番号、業務種類、開設者に限る)(廃止は除く) | 健康部 保健所 保健企画課 | 公開 | |
| 80 | R2. 3. 12 | R2. 3. 26 | 令和2年3月12日現在の枚方市における食品衛生法、旅館業法及び住宅宿泊事業法、理容師法、美容師法、環境衛生(クリーニング業)に基づく許可の一覧(食品衛生に関して全業種。ただし、臨時、露店、自動販売機、自動車営業を除く) 項目:施設名称、施設所在地、施設電話番号、営業者氏名、許可年月日、業種 <対象文書> 食品営業許可施設一覧(R2. 3. 12)、旅館許可情報一覧(R2. 3. 12)、住宅宿泊事業法届出情報一覧(R2. 3. 12)、理容所届出情報一覧(R2. 3. 12)、美容所届出情報一覧(R2. 3. 12)、クリーニング所届出一覧(R2. 3. 12) | 健康部 保健所 保健衛生課 | 公開 | |
| 81 | R2. 3. 12 | R2. 3. 17 | 下水道管理課所管 工事完了図書 ファイルNo.18-050 No.2 ・照会通知又は依頼書 ・図面 春日皿池排水路整備事業 平面図1/19、平面図1/5、縦断図2/19、横断図3/19、横断図4/19、横断図5/19、U1000×1200標準部配筋図7/19、□1000×1000標準部配筋図15/19、□1000×1000φ600人孔部配筋図16/19、□1000×1000φ900人孔部配筋図17/19 ・財産区財産の使用について(昭和59年7月17日) ・土地所在図 ・土地所在図 地積測量図(その一)(その二) | 上下水道局 上下水道経営部 下水道管理課 | 公開 | |

| 番号 | 申出日 | 回答日 | 申出内容又は申出公文書名 | 主管課 | 回答内容等 | 備考 |
|----|-----------|----------|---|---------------------------|---------------------------|----|
| 82 | R2. 3. 18 | R2. 4. 1 | <p>枚方市の令和元年度包括外部監査人候補者の選定に関し、下記内容を含む一切の文書</p> <p>(1) 包括外部監査人候補者の人数及び各候補者の氏名、資格 (2) 包括外部監査人候補者選定の経過 (3) 包括外部監査人候補者選定の基準(評価項目、各項目の配点等) (4) 各候補者の評価点(各評価項目ごとの点数等を含む) (5) 包括外部監査人候補者として選定された者の氏名、生年月日、資格、所属、経歴、包括外部監査に係る経歴 (6) (5)の者を選定した具体的理由</p> <p><対象文書> ○令和元年度(2019年度)第1回枚方市包括外部監査人選定審査会会議録 【添付資料】 ・次第 ・令和2年度(2020年度)枚方市包括外部監査人募集要項(案) ・提案書(案) ・令和2年度(2020年度)包括外部監査人選考評価表(案) ・令和2年度(2020年度)包括外部監査人面接審査要領(案) ・関係法令(抜粋) ○令和元年度(2019年度)第2回枚方市包括外部監査人選定審査会会議録 【添付資料】 ・次第 ・包括外部監査人候補者提案書 ・包括外部監査人候補者提案書の概略 ・包括外部監査人選考評価表 ・面接審査要領 ・包括外部監査人2次選考(面接審査)タイムスケジュール ○令和元年度(2019年度)第3回枚方市包括外部監査人選定審査会会議録 【添付資料】 ・次第 ・包括外部監査人2次選考(面接審査)配席図・タイムスケジュール ・包括外部監査人2次選考(面接審査)要領(加筆版) ○令和2年度(2020年度)枚方市包括外部監査人候補者の確定について(令和元年(2019年)12月27日市長決裁) 【添付資料】 ・包括外部監査人選定審査会答申 ・監査委員意見聴取 ・議案原稿 ・選考結果通知(内定者) ・選考結果通知(落選者) ○議案(包括外部監査契約締結)の提出依頼について(令和2年(2020年)1月30日付部長決裁) 【添付資料】 ・議案の提出依頼 ・議案原稿 ・令和2年度(2020年度)枚方市包括外部監査人候補者の確定について</p> | 総務部 コンプライアンス 推進課 | 部分公開 5-1 5-3 5-7 | |
| 83 | R2. 3. 26 | R2. 4. 9 | <p>平成30年度京阪本線(寝屋川市・枚方市)連続立体交差事業道路予備修正設計等業務委託に係る以下の文書</p> <p>・平面図(4) 4/127 ・走谷北中振線縦断図(1) 14/127 ・横断図(29)～(35) 53/127～59/127</p> | 都市整備部 連続立体交差推進 室 | 公開 | |
| 84 | R2. 3. 25 | R2. 4. 7 | <p>・不良箇所一覧表(小学校) ・検査結果表5-1(小学校)</p> | 教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 | 公開 | |

不存在の理由

※1 申出に係る期間中に中高層建築物の建築に係る標識設置届出がなかったため。

3. 自己情報開示等の請求の内容等

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 主管課 | 決定内容等 | 備考 |
|----|------------|------------|---|------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| 1 | H31. 4. 9 | H31. 4. 15 | DV面接相談記録 | 市長公室 人権政策室 | 開示 | |
| 2 | H31. 4. 15 | H31. 4. 22 | 土地・家屋名寄台帳 | 財務部 税務室 資産税課 | 開示 | |
| 3 | H31. 4. 15 | H31. 4. 22 | 土地・家屋名寄台帳 | 財務部 税務室 資産税課 | 開示 | |
| 4 | H31. 4. 19 | R1. 5. 7 | ①主治医意見書 ②認定調査票 | 長寿社会部 介護保険課 | 開示 | |
| 5 | H31. 4. 23 | R1. 5. 7 | 住民票の写し等職務上請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 6 | R1. 5. 7 | R1. 5. 16 | 請求者の入院について第3者から枚方市保健所に提出された申請書とこれに対する回答 | 健康部 保健所 保健予防課 | 不存在 ※1 | |
| 7 | R1. 5. 13 | R1. 5. 16 | 住民票の写し等交付請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 8 | R1. 5. 20 | R1. 5. 28 | 物件一覧表(固定資産課税台帳 抄) | 財務部 税務室 資産税課 | 開示 | |
| 9 | R1. 5. 20 | R1. 5. 24 | 戸籍の附票の請求書 | 市民安全部 市民室 | 不存在 ※2 | |
| 10 | R1. 5. 21 | R1. 5. 30 | 住民票交付申請書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 11 | R1. 5. 22 | R1. 6. 4 | 住民票交付のお願い | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 12 | R1. 5. 27 | R1. 6. 10 | 被相続人に係る ①高額介護/支援サービス費支給決定通知書 ②高額医療合算介護(予防)サービス費等支給決定通知書 | 長寿社会部 介護保険課 | 開示 | |
| 13 | R1. 5. 27 | R1. 6. 10 | 被相続人に係る ①介護保険からの支給内容の内訳 ②高額介護サービス費の支給内容等 ③高額医療・高額介護合算療養費の支給内容等 | 長寿社会部 介護保険課 | 却下 | |
| 14 | R1. 5. 28 | R1. 6. 10 | ①住民票の写し等職務上請求書 ②戸籍謄本等職務上請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-4 | |
| 15 | R1. 6. 3 | R1. 6. 10 | 〇〇が提出した申請書類一式(請求者の名前が記載されたもの) | 福祉部 福祉指導監査課 | 部分開示 15-1-2 | |
| 16 | R1. 6. 4 | R1. 6. 17 | 給与支払報告書 | 財務部 税務室 市民税課 | 開示 | |
| 17 | R1. 6. 6 | | 同行援護サービス提供実績記録票 | 福祉部 障害福祉室 | | 取下げ |
| 18 | R1. 6. 10 | R1. 6. 13 | 住民票の写し等職務上請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 19 | R1. 6. 10 | R1. 7. 1 | ①病棟の大部屋入室データ ②①に関するデータのログ ③市立ひらかた病院の入院時の料金に関する規定 | 市立ひらかた病院 事務局 医事課 | 部分開示 15-1-2 | 決定期間 延長決定 R. 1. 6. 24 |
| 20 | R1. 6. 20 | R1. 6. 26 | 市長への提言 | 市長公室 広聴相談課 | 開示 | |
| 21 | R1. 6. 27 | R1. 7. 5 | 住民票の写し交付申請書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 22 | R1. 6. 28 | R1. 7. 8 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-4 | |

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 主管課 | 決定内容等 | 備考 |
|----|-----------|-----------|--|---------------------------|------------------------------------|---------------------------|
| 23 | R1. 7. 1 | R1. 7. 10 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-4 | |
| 24 | R1. 7. 2 | R1. 7. 10 | 住民票の写し等職務上請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-4 | |
| 25 | R1. 7. 3 | R1. 7. 12 | 請求者が〇〇について保健企画課に調査を依頼した件に関する結果書類 | 健康部 保健所 保健企画課 | 不存在 ※3 | |
| 26 | R1. 7. 8 | R1. 7. 11 | 住民票の写し等職務上請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-4 | |
| 27 | R1. 7. 10 | R1. 7. 24 | 〇〇が提出した申請書類一式(請求者の名前が記載されたもの) | 福祉部 福祉指導監査課 | 部分開示 15-1-2 | |
| 28 | R1. 7. 12 | R1. 7. 25 | ①請求者について相談に来た者の記録文書 ②保健予防課の訪問に関する文書 | 健康部 保健所 保健予防課 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 15-1-8 | 審査請求 R1. 8. 16 |
| 29 | R1. 7. 12 | R1. 7. 25 | 請求者について会議した記録 | 健康部 保健所 保健予防課 | 不存在 ※4 | |
| 30 | R1. 7. 12 | R1. 7. 26 | ①請求者について相談に来た者の記録文書 ②請求者について会議した記録 | 福祉部 障害福祉室 | 存否応答 拒否 15-1-2 15-1-4 | 審査請求 R1. 8. 16 |
| 31 | R1. 7. 12 | R1. 7. 23 | 住民票の写し等交付申出書および誓約書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 32 | R1. 7. 16 | | 自身の離婚届 | 市民安全部 市民室 | | 取下げ |
| 33 | R1. 7. 22 | R1. 7. 31 | 戸籍、住民票、印鑑証明、税関係に関する証明書の請求書 | 市民安全部 市民室 | 開示 | |
| 34 | R1. 7. 26 | R1. 7. 26 | 住民票等の交付について | 市民安全部 市民室 | 開示 | |
| 35 | R1. 7. 30 | R1. 8. 5 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-4 | |
| 36 | R1. 8. 1 | R1. 8. 13 | ①戸籍謄本等職務上請求書 ②住民票の写し等職務上請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 37 | R1. 8. 5 | R1. 8. 16 | 戸籍謄本等職務上請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-4 | |
| 38 | R1. 8. 7 | R1. 8. 13 | 住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 | |
| 39 | R1. 8. 8 | R1. 9. 20 | いじめに関する報告書等 | 教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室 | 部分開示 15-1-2 15-1-8 | 決定期間 延長決定 R1. 8. 22 |
| 40 | R1. 8. 15 | R1. 8. 22 | 保健所での医療相談に関する記録 | 健康部 保健所 保健企画課 | 開示 | |
| 41 | R1. 8. 23 | R1. 9. 6 | 復職協議書 | 総務部 職員課 | 開示 | |
| 42 | R1. 8. 26 | R1. 9. 3 | ①要介護認定結果等再通知書 ②認定調査票 ③主治医意見書 | 長寿社会部 介護保険課 | 開示 | |
| 43 | R1. 8. 26 | R1. 8. 28 | 住民票の写し等交付請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-4 | |
| 44 | R1. 8. 29 | R1. 9. 12 | 要介護認定結果等再通知書 | 長寿社会部 介護保険課 | 開示 | |

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 主管課 | 決定内容等 | 備考 |
|----|------------|------------|--|---------------------------|--------------------------|-----|
| 45 | R1. 9. 2 | R1. 9. 9 | 住民票の写し等交付請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-4 | |
| 46 | R1. 9. 2 | R1. 9. 9 | 住民票交付のお願い | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 47 | R1. 9. 10 | R1. 9. 19 | ①要介護認定結果等再通知書 ②主治医意見書 ③認定調査票 | 長寿社会部 介護保険課 | 部分開示 15-1-2 | |
| 48 | R1. 9. 12 | R1. 9. 17 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-4 | |
| 49 | R1. 9. 25 | R1. 10. 8 | 保健予防課の相談記録 | 健康部 保健所 保健予防課 | 開示 | |
| 50 | R1. 9. 25 | R1. 10. 7 | 事業所による障害者虐待に関する記録 | 福祉部 障害福祉室 | 開示 | |
| 51 | R1. 10. 4 | R1. 10. 16 | ①要介護認定結果等再通知書 ②認定調査票 ③主治医意見書 ④給付費明細通知 | 長寿社会部 介護保険課 | 部分開示 15-1-2 | |
| 52 | R1. 10. 8 | R1. 10. 16 | 要介護認定結果等再通知書 | 長寿社会部 介護保険課 | 開示 | |
| 53 | R1. 10. 11 | | 国民健康保険料の納付相談記録 | 健康部 国民健康保険室 | | 取下げ |
| 54 | R1. 10. 15 | R1. 10. 28 | 要介護認定結果等再通知書 | 長寿社会部 介護保険課 | 開示 | |
| 55 | R1. 10. 17 | R1. 10. 21 | 要介護認定結果等再通知書 | 長寿社会部 介護保険課 | 開示 | |
| 56 | R1. 10. 24 | R1. 10. 24 | 本人に関し〇〇から送られてきた書類 | 教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室 | 開示 | |
| 57 | R1. 10. 29 | R1. 11. 14 | 要介護認定結果等再通知書 | 長寿社会部 介護保険課 | 開示 | |
| 58 | R1. 10. 31 | R1. 11. 1 | 住民票の写し等の交付申請書および誓約書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 59 | R1. 10. 31 | R1. 11. 13 | 学校におけるトラブルについての校長、教育委員会等への告発に対する動きに関する書類 | 教育委員会 学校教育部 教職員課 | 開示 | |
| 60 | R1. 10. 31 | R1. 11. 13 | 学校におけるトラブルについての市長及び秘書課への告発に対する動きに関する書類 | 市長公室 秘書課 | 開示 | |
| 61 | R1. 10. 31 | R1. 11. 5 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-4 | |
| 62 | R1. 11. 1 | R1. 11. 15 | 特定医療費(指定難病)支給認定申請に係る臨床調査個人票 | 健康部 保健所 保健予防課 | 開示 | |
| 63 | R1. 11. 1 | R1. 11. 14 | ①保護決定通知書 ②調剤報酬明細書 ③診療報酬明細書 | 福祉部 生活福祉室 | 開示 | |
| 64 | R1. 11. 18 | R1. 11. 21 | 固定資産税及び都市計画税の記録(名寄台帳) | 財務部 税務室 資産税課 | 不存在 ※5 | |
| 65 | R1. 11. 22 | R1. 11. 26 | 住民票交付のお願い | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 66 | R1. 11. 25 | R1. 11. 27 | 住民票交付申請書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 67 | R1. 11. 28 | R1. 11. 28 | 物件一覧表(固定資産課税台帳 抄) | 財務部 税務室 資産税課 | 開示 | |

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 主管課 | 決定内容等 | 備考 |
|----|------------|------------|------------------------------------|-------------------------|------------------------------------|----|
| 68 | R1. 12. 2 | R1. 12. 17 | 通勤手当申請の却下決定に係る文書 | 教育委員会 総合教育部 教育政策課 | 開示 | |
| 69 | R1. 12. 4 | R1. 12. 6 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 70 | R1. 12. 13 | R1. 12. 18 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 71 | R1. 12. 18 | R1. 12. 27 | ①面接記録票 ②生活保護申請の却下に関する資料 | 福祉部 生活福祉室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 15-1-8 | |
| 72 | R1. 12. 18 | R2. 1. 6 | ①要介護認定結果等再通知書 ②認定調査票 ③主治医意見書 | 長寿社会部 介護保険課 | 開示 | |
| 73 | R1. 12. 23 | R2. 12. 24 | 住民票の写し等交付請求書 | 市民安全部 市民室 | 不存在 ※6 | |
| 74 | R1. 12. 26 | R2. 1. 7 | 住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書 | 市民安全部 市民室 | 開示 | |
| 75 | R1. 12. 27 | R2. 1. 6 | 住民票の写し等交付申出書および誓約書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 76 | R2. 1. 6 | R2. 1. 14 | 健康保険の診療報酬明細書 | 健康部 国民健康保険室 | 不存在 ※7 | |
| 77 | R2. 1. 6 | R2. 1. 20 | ①要介護認定結果等再通知書 ②主治医意見書 ③認定調査票 | 長寿社会部 介護保険課 | 開示 | |
| 78 | R2. 1. 6 | R2. 1. 20 | ①主治医意見書 ②認定調査票 | 長寿社会部 介護保険課 | 不存在 ※8 | |
| 79 | R2. 1. 9 | R2. 1. 15 | 請求者が市長宛てに問い合わせた事項に対する回答書に係る決裁文書 | 市民安全部 市民室 | 開示 | |
| 80 | R2. 1. 9 | R2. 1. 20 | 請求者が市長宛てに問い合わせた事項に対する回答書に係る決裁文書 | 総務部 人事課 | 開示 | |
| 81 | R2. 1. 9 | R2. 1. 17 | 請求者が市長宛てに問い合わせた事項に対する回答書に係る決裁文書 | 総務部 職員課 | 開示 | |
| 82 | R2. 1. 9 | R2. 1. 23 | 請求者が市長宛てに問い合わせた事項に対する回答書に係る決裁文書 | 総務部 総務管理課 | 開示 | |
| 83 | R2. 1. 9 | R2. 1. 16 | 請求者が市長宛てに問い合わせた事項に対する回答書に係る決裁文書 | 土木部 土木政策課 | 開示 | |
| 84 | R2. 1. 9 | R2. 1. 21 | 請求者が市長宛てに問い合わせた事項に対する回答書に係る決裁文書 | 土木部 道路河川管理課 | 不存在 ※9 | |
| 85 | H31. 1. 16 | R2. 1. 21 | 住民票の写しおよび住民票の除票の写し交付申請書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 86 | R2. 1. 21 | R2. 1. 24 | 印鑑証明書発行履歴情報 | 市民安全部 市民室 | 開示 | |
| 87 | R2. 1. 21 | R2. 1. 24 | 印鑑証明書発行履歴情報 | 市民安全部 市民室 | 開示 | |
| 88 | R2. 1. 24 | R2. 1. 29 | 住民票交付のお願い | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 89 | R2. 2. 4 | R2. 2. 10 | 保護費返還対象額積算表 | 福祉部 生活福祉室 | 開示 | |
| 90 | R2. 2. 5 | R2. 2. 12 | 住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 | |

| 番号 | 請求日 | 決定日 | 請求内容又は請求公文書名 | 主管課 | 決定内容等 | 備考 |
|-----|-----------|-----------|---|--------------------------------|--|---------------------------|
| 91 | R2. 2. 10 | R2. 2. 27 | ①住民票発行履歴情報 ②戸籍発行履歴情報 ③「戸籍謄本」の交付について | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-8 | 決定期間 延長決定 R2. 2. 21 |
| 92 | R2. 2. 10 | R2. 2. 27 | 出生記録記載 | 市民安全部 市民室 | 不存在 ※10 | 決定期間 延長決定 R2. 2. 21 |
| 93 | R2. 2. 10 | R2. 3. 25 | ケースファイル一式 | 福祉部 生活福祉室 | 部分開示 15-1-1 15-1-2 15-1-4 15-1-8 | 決定期間 延長決定 R2. 2. 21 |
| 94 | R2. 2. 10 | R2. 3. 25 | ①ケースファイル ②障害者手帳申請書 ③市町村審査会資料 | 福祉部 障害福祉室 | 部分開示 15-1-1 15-1-2 15-1-4 15-1-8 | 決定期間 延長決定 R2. 2. 21 |
| 95 | R2. 2. 18 | R2. 2. 19 | 物件一覧表(固定資産課税台帳 抄) | 財務部 税務室 資産税課 | 開示 | |
| 96 | R2. 2. 19 | R2. 2. 19 | 物件一覧表(固定資産課税台帳 抄) | 財務部 税務室 資産税課 | 開示 | |
| 97 | R2. 3. 2 | R2. 3. 5 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-4 | |
| 98 | R2. 3. 12 | R2. 3. 16 | ①戸籍謄本等職務上請求書 ②住民票の写し等職務上請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-4 | |
| 99 | R2. 3. 16 | R2. 3. 17 | 戸籍謄本等職務上請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-4 | |
| 100 | R2. 3. 23 | R2. 4. 8 | ①要介護認定結果等再通知書 ②主治医意見書 ③認定調査票 | 長寿社会部 介護保険課 | 開示 | |
| 101 | R2. 3. 23 | R2. 3. 26 | 住民票の写し等交付申請書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 102 | R2. 3. 25 | R2. 3. 27 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 | 市民安全部 市民室 | 部分開示 15-1-2 15-1-4 | |
| 103 | R2. 3. 26 | R2. 4. 9 | ①発達検査の評価 ②リハビリ報告書 ③本人に関するカルテ内容 | 子ども青少年部 ひらかた子ども 発達支援センター | 開示 | |
| 104 | R2. 3. 26 | R2. 3. 30 | 印鑑登録履歴情報 | 市民安全部 市民室 | 開示 | |

不存在の理由

※1 請求者の入院に関し、第三者から書類の提出を受けたことはないため。

※2 請求に係る期間中に請求人に係る戸籍の附票の請求及び交付がなかったため。また、それ以前の期間のものについては、保存年限が過ぎており、廃棄済みのため。

※3 調査を実施することで、請求者の名前が対象施設に知られることに繋がる恐れがあることについて請求者の同意が得られなかったため、調査の実施には至らず、結果書類が存在しないため。

※4 職員による請求者についての会議を行っていないため。

※5 保存年限の経過により、本請求に係る文書は廃棄処分済みであるため。

※6 請求に係る期間中に、請求者に係る住民票等の写しの請求及び交付がなかったため。

※7 保存年限を経過し既に廃棄しているため。また、大阪府後期高齢者医療広域連合が所管するものであるため。

※8 システム改修時、旧システムからデータを引き継がなかったため、かつ保存年限5年を経過し、廃棄しているため。

※9 本件回答書は、土木政策課において起案・決裁し、道路河川管理課が合議を行ったものであり、道路河川管理課において決裁文書は作成していないため。

※10 出生届が本市に届出されていないため。その他、戸籍以外で出生に関する情報が記載された書類が存在しないため。

4. 審議会への諮問及び答申の内容等

諮問第615号

条例第8条第3項第5号（本人又はその法定代理人以外のものからの収集）の規定による諮問

| 諮問事項 | 審議日 | 実施機関 | 市長 |
|-----------------------------------|--|------|----|
| プレミアム付商品券販売事務に係る個人情報収集についての収集について | 令和元年（2019年）5月31日 | 実施機関 | 市長 |
| 答申 | 諮問のとおりで異論はない | | |
| 1 目的 | <p>プレミアム付商品券（以下「商品券」といいます。）は、消費税率の引き上げによる低所得者・子育て世帯の消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、令和元年度（2019年度）に販売します。商品券の販売は、販売対象者にあらかじめ購入引換券を交付して行います。販売対象者のうち、虐待等から避難するために施設に入所されている障害者、高齢者、児童等（以下「施設入所者」といいます。）は、自ら購入引換券の交付申請ができるほか、入所している施設の職員等が、まとめて代理申請することも可能です。</p> <p>本諮問は、購入引換券の交付事務において、販売対象者となる施設入所者に関する情報を申請代理人である施設職員等から収集する必要があることに対応するものです。</p> | | |
| 2 収集する個人情報の項目 | 別紙のとおり | | |
| 3 個人情報を収集する相手方 | 申請代理人 | | |

諮問第616号

条例第8条第3項第5号（要配慮個人情報収集）の規定による諮問

| 諮問事項 | 審議日 | 実施機関 | 市長 |
|-------------------------------|---|------|----|
| プレミアム付商品券販売事務に係る要配慮個人情報収集について | 令和元年（2019年）5月31日 | 実施機関 | 市長 |
| 答申 | 諮問のとおりで異論はない | | |
| 1 目的 | <p>プレミアム付商品券（以下「商品券」といいます。）は、消費税率の引き上げによる低所得者・子育て世帯の消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、令和元年度（2019年度）に販売します。商品券の販売は、販売対象者にあらかじめ購入引換券を交付して行います。販売対象者のうち、虐待等から避難するために施設に入所されている障害者、高齢者、児童等（以下「施設入所者」といいます。）は、自ら購入引換券の交付申請ができるほか、入所している施設の職員等が、まとめて代理申請することも可能です。</p> <p>また、購入引換券を施設入所者本人に確実に交付するため、大阪府から枚方市内の施設の施設入所者の情報の提供を受け、申請情報と照らし合わせてその在り確認を行うこととしています。</p> <p>本諮問は、購入引換券の交付事務において、販売対象者となる施設入所者に関する要配慮個人情報を申請代理人である施設職員等及び大阪府から収集する必要があることに対応するものです。</p> | | |
| 2 収集する情報が要配慮個人情報に該当する理由 | <p>申請情報や大阪府から提供を受ける情報に病歴、犯罪により害を被った事実、障害があること等の要配慮個人情報（施設に入所している事実）が含まれるため。</p> | | |

諮問第617号

条例第10条第3項第6号（保有個人情報等の外部提供）の規定による諮問

| 諮問事項 | プレミアム付商品券販売事務に係る保有個人情報の外部提供について | | |
|---------------------------|--|------|----|
| 審議日 | 令和元年（2019年）5月31日 | 実施機関 | 市長 |
| 答申 | 諮問のとおりで異論はない | | |
| 1 目的 | <p>プレミアム付商品券（以下「商品券」といいます。）は、消費税率の引き上げによる低所得者・子育て世帯の消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、令和元年度（2019年度）に販売します。商品券の販売は、販売対象者にあらかじめ購入引換券を交付して行います。販売対象者のうち、虐待等から避難するために施設に入所されている障害者、高齢者、児童等（以下「施設入所者」といいます。）は、自ら購入引換券の交付申請ができるほか、入所している施設の職員等が、まとめて代理申請することも可能です。</p> <p>また、購入引換券を施設入所者本人に確実に交付するため、大阪府から枚方市内の施設の施設入所者の情報の提供を受け、申請情報と照らし合わせてその在所確認を行うこととにも、申請情報を大阪府へ提供し、大阪府から住民票所在自治体に共有されます。</p> <p>本諮問は、購入引換券の交付事務において、販売対象者となる施設入所者に関する情報を大阪府へ提供することに対応するものです。</p> | | |
| 2 保有個人情報の提供先 | 大阪府 | | |
| 3 提供する保有個人情報の項目 別紙のとおり | | | |

5. 審査会答申

情 個 審 答 申 第 5 7 号
令和元年（2019年）8月1日

枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年（2019年）5月28日付け総コ推第136号により諮問のあった保有情報公開決定（平成31年2月8日付け土交第254号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は土木部交通対策課。以下「実施機関」という。）は、本件処分（後述第二の3参照）を取り消し、別表に掲げる文書を特定し、公開するかしないかの決定を行うべきである。

第二 本件審査請求の経過

1 保有情報公開請求

平成31年（2019年）1月29日、審査請求人は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号。以下「公開条例」という。）9条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「①添付資料 公相第〇〇号（平成〇〇年〇〇月〇〇日）及び放置自転車等の処理に関する確認書（昭和62年6月30日）にある「甲」枚方市の管理区分を「公共の場所」と認定した文書（条例第1条2条適用文書）（以下「本件請求情報①」という。）、②同上確認書の管理区分を「自転車放置禁止区域」と認定、指定した告示文書（条例第9条の処置文書）（以下「本件請求情報②」という。）」の公開の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求のうち、本件請求情報①については「放置自転車等の処理に関する確認書（昭和62年6月30日）」（以下「確認書」という。）を特定し、本件請求情報②については「枚方市告示第213号（自転車等放置禁止区域の枚方市駅周辺分）（昭和62年6月10日）」を特定した上で、それらの全てを公開する決定（平成31年2月8日付け）を行い、審査請求人に対してその旨を通知した。

3 審査請求

平成31年2月22日、審査請求人は、2の処分のうち、確認書を公開とした部分（以下「本件処分」という。）を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求情報①に対応する情報の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書、弁明書に対する反論書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答

の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 枚方市自転車等の放置防止に関する条例（昭和61年枚方市条例第30号。以下「放置防止条例」という。）では、公共の場所において、自転車等を放置されるおそれがある場合に、当該地域を自転車等放置禁止区域として指定することができることとされており、私有地を自転車等放置禁止区域として指定することはおかしい。放置防止条例において、私有地を枚方市の管理区分地として条例施行することの記載、規定はなく、また、管理区分の用語の記載、規定もない。

私有地を公共の場所と認定する明文化された基準等がないにもかかわらず、確認書で私有地を公共の場所と認定し、管理区分を設定して税金で管理することは、放置防止条例に矛盾、違反している。

2 本件請求情報①に係る請求は、確認書にある枚方市の管理区分を公共の場所と認定した直接の行為の公文書を求めるものである。確認書の作成及び交換行為の前段階に、私有地を公共の場所とする認定行為があるべきである。本件請求情報①は、その際の公文書を求めている。

3 実施機関は、本件請求情報①の内容を正しく誠実に理解していない。請求趣旨を外れ、異なる文書を公開し、強引に請求者に受理させた。本件請求情報①に対し公開された文書は、文書の目的が異なる。

4 再度、本件請求情報①に該当する公文書の有無を求める。いずれにしても、本件処分
の取消しを求める。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有情報公開決定通知書、弁明書並びに当審査会における説明及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 枚方市では、放置防止条例に基づいて、市内の公共の場所において、自転車等を放置されるおそれがある場合には、当該地域を自転車等放置禁止区域として指定し、放置防止の措置を講じている。

放置防止条例にいう公共の場所とは、公共の用に供される場所をいうもので、私有地も含まれる。私有地については、その所有者と確認書を交換し、敷地のうち市が放置防止の措置を講じるべきエリアを市の管理区分として定め、当該管理区分においては、市が放置自転車の撤去等の放置防止のための措置を講じている。

2 自転車等放置禁止区域は、枚方市駅周辺にも設定されており、私有地についてはその土地所有者と確認書を交換し、市の管理区分を定めて放置防止のための措置を講じている。

保有情報公開請求された枚方市の管理区分を「公共の場所」と認定したことは、確認書を交換した行為で判断することができる。

3 以上のことから、実施機関は本件処分を行った。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件請求に係る保有情報公開請求書（以下「本件公開請求書」という。）において、本件請求情報①は、確認書に記載されている枚方市の管理区分を公共の場所と認定した文書、と表現されている。

審査請求人によると、本件請求情報①は、「確認書に係る私有地を公共の場所と認定するに当たって実施機関が行った何らかの独立した行為に係る文書（以下「認定文書」という。）」をいうとのことである。

これに対し実施機関は、本件請求情報①に対応するものとして、「確認書に係る私有地を実施機関が公共の場所と認定したことが分かる文書」である確認書を特定し、公開している。

そこで、以下、まず確認書以外の認定文書の有無について検討した上、本件処分の是非について検討する。

2 まず、認定文書の有無について、検討する。

実施機関の説明によると、認定文書は保有していないとのことであったが、当審査会として、実施機関に対し、放置防止条例の制定決裁、放置防止条例制定時の議会議事録その他放置防止条例制定当初における制度運用に関する検討の経過が記録され得る文書の中に、放置防止条例にいう公共の場所と私有地の関係について言及した部分がないか、再度確認を行うよう要請したところ、実施機関から、そのような部分はなかったとの報告を受けた。

自転車等放置禁止区域の設定に先立って、何らかの認定行為が行われ、当該行為に関わる文書が作成されたはずであるとする審査請求人の主張も理解できるが、実施機関の説明や報告の合理性を覆すような点はない。よって、実施機関は認定文書を保有していないと推認される。

3 次に、本件処分の是非について、検討する。

確認書は、審査請求人が公開を求めていた認定文書そのものではないものの、実施機関は、実施機関として認定文書を保有していないとの認識に基づき、本件公開請求書における「枚方市の管理区分を公共の場所と認定した文書」との表現を踏まえて、本件請求情報①を広く捉え、これに一定程度対応するものとして確認書を特定したものと理解できる。

公開条例は、市民の知る権利が十分に保障されるよう運用することを理念としているので、請求内容に適確に対応する文書を保有していない場合において、一定程度対応するといえるものを特定することは、合理性があるといえる。

ここからすると、本件請求情報①に対応するものとして確認書を特定し、公開した本件処分は、必ずしも不合理なものとはいえない。

4 なお、本件処分において公開された確認書は、確認書の交換に係る決裁文書の添付書類として作成されたものであるが、実施機関によると、これとは別に、私有地の土地所有者との間で実際に交換した確認書の原本を保有しているとのことであり、当該原本は、3の内容に照らせば、本件請求の対象文書とすべきと考えられるので、本件請求に対応するものとしてこれを特定し、公開するかしないかの決定を行うべきである。

5 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|----------------------|---|
| 令和元年（2019年） 5月28日 | 諮問書の収受 |
| 令和元年（2019年） 6月27日 | 事務局からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から実施機関への質疑応答、審査 |
| 令和元年（2019年） 8月1日 | 審査、答申 |

別表

| |
|---------------------------------|
| 放置自転車等の処理に関する確認書（昭和62年6月30日）の原本 |
|---------------------------------|

情 個 審 答 申 第 5 8 号
令和元年（2019年）9月11日

枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年（2019年）5月21日付け総コ推第298号により諮問のあった保有情報部分公開決定（平成30年10月4日付け都観第313-3号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は都市整備部景観住宅整備課。以下「実施機関」という。）は、本件処分（後述第二 3 参照）の一部を取り消し、別表に掲げる情報を公開すべきである。

第二 本件審査請求の経過

1 保有情報公開請求

平成 30 年（2018 年）8 月 20 日、審査請求人は、枚方市情報公開条例（平成 29 年枚方市条例第 40 号。以下「条例」という。）9 条 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「①枚方市〇〇で行われている〇〇マンション建替事業に関し、マンション建替円滑化法に基づく枚方市の許認可等に関連する一切の資料 ②またこれに係り、〇〇との協議に関連する資料（登記を除く）」の公開の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 決定期間の延長

平成 30 年（2018 年）9 月 4 日、実施機関は、条例 10 条 1 項の規定により同日までとされていた本件請求の決定期間を、同条 2 項の規定により、同年 10 月 4 日までに延長した。

3 実施機関の決定

平成 30 年（2018 年）10 月 4 日、実施機関は、本件請求のうち、①の部分については、「〇〇マンション建替組合設立認可申請書、〇〇マンション事業計画の変更認可申請書、〇〇マンション権利変換計画の認可申請書、〇〇マンション権利変換計画の変更認可申請書」の 4 件の文書（以下「本件文書」という。）を特定し、②の部分については、「〇〇マンション（枚方市〇〇）の建設計画について（平成〇〇年〇〇月〇〇日收受）、見解書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け都査第〇〇号）」の 2 件の文書を特定の上、①及び②の部分ごとに、それらの文書に記録されている情報の一部を非公開とする保有情報部分公開決定を行い、条例 10 条 3 項及び 4 項の規定に基づき、同日付けで、その旨を審査請求人に通知した。

なお、2 件の保有情報部分公開決定のうち、①の部分に係るもの（以下「本件処分」という。）において非公開とされたのは、別紙に記載する情報である。

4 審査請求

平成 30 年（2018 年）12 月 28 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）2 条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件文書及び本件請求に対応する本件文書以外の文書を公開する決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書、弁明書に対する反論書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 ○○マンション（以下「施行マンション」という。）の建替事業（以下「本件建替事業」という。）に関し、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マン建法」という。）に基づき実施機関が行った許認可等に関して一部非公開とされた情報は、本件建替事業が、マン建法やその他関連法令、定款等に基づき公平かつ公正になされたかを判断するために必要不可欠な情報である。

2 本件建替事業は、○○、より一層の透明性をもって公平かつ公正に行われるべきであるが、それには区分所有者（施行マンションの区分所有者をいう。以下同じ。）等のプライバシー侵害や不利益な取扱いとなる部分を除いて漏れなく情報が公開される必要がある。

3 また、本件建替事業は、○○を採用した類例の少ない事例であり、今後、枚方市のみならず、全国的に、○○やマンション建替事例の参考とされるべきものである。

本件建替事業に関して実施機関が保有する情報は、全国の関係者の参考に資する公共性の高い有益な情報と思われる。

4 審査請求人らは、本件建替事業に関し、○○、マン建法により建替組合に対する指導監督権限を持つ実施機関に対し、苦情の申出を行った。

5 この申出に対し、実施機関がどのような対応をしたのか、またどのような審査をして権利変換計画を認可したのか、実施機関による処分の是非について、利害関係を有する市民が自身で検討するためには、本件建替事業に関して実施機関が保有する情報は不可欠である。

実施機関が客観的に公平かつ公正に指導監督をして審査をしたのであれば、情報を隠匿する理由はないのである。

6 本件処分では、条例に定める秘密保持義務を理由として、個人情報を一律に非公開としている。

実施機関は、条例5条1号を根拠に非公開としたと主張するのみで、それらの情報が

いかなる基準で選択されたのか、判断の基礎となった根拠、具体的理由について説明していない。

個人情報保護を理由として一律に保有情報を隠匿することは、行政の裁量権の逸脱乱用に当たる。

- 7 個人情報として公開を拒んでいる情報は、条例5条1号除外事由に該当し、あるいは既に広く知られ得る状態にあり、非公開とすることは違法である。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）では、個人情報であっても「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、公にしても個人的利益が侵害されることはないとして開示される。

また「人の身体、健康、生命又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」についても、こうした利益の保護を優先する観点から開示される。

さらに「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」についても開示されるものとされている。

現実の運用においても、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が職務として行う行為等に関する情報のほか、その他の者の行為に関する情報であっても、権限に基づいて当該法人のために行う契約等に関する情報も不開示情報に当たらないと解されている。

なお、条例にも同様の個人情報除外事由が規定されている。

- 8 このような観点を本件処分で非公開とされた個人情報に当てはめると、区分所有者や建替同意者以外の弁護士や審査委員は、いわゆる有識者であり、極めて社会性があることから、その氏名、資格等は、公開することで名誉毀損やプライバシー侵害になるとは考えられない。

建替組合に関わる弁護士に関しては、実施機関がマン建法に基づき公に認定した団体である建替組合の代表あるいはこれに準ずる地位にあり、公開すべき事柄である。

また、審査委員も、マン建法の規定に基づく権限により、建替組合のために業務を行うものであり、公開すべき事柄である。

これらの個人情報は、情報公開法で規定する個人情報除外事由に該当し、単に条例の規定を根拠に一律に非公開とするのは違法である。

- 9 条例5条3号に規定する法人等に関する情報として非公開とされた情報についても、これらを公開したとしても、法人の権利、競争上の地位その他の利益を害するとは考えられず、むしろ法人の事業実績として公表される場合が多いと考えられる。

法人情報であっても、形式的に営業上、経営上又は財務上の秘密に属する情報に当たれば、その全てが非公開とされると解するのは相当でなく、当該情報の性質、内容、公

にされている情報との関連性、これらを取り巻く具体的情勢などの要素を総合考慮した上でその充足性を判断するのが相当であり、具体的な害悪発生の蓋然性が客観的に認められることが必要である。

1 0 建替組合は、マン建法5条の規定により、施行マンションの良好な居住環境の確保並びに地震によるマンション倒壊その他の被害から区分所有者や居住者の身体、生命及び財産の保護を図ることを目的として、マンション建替えのために、実施機関が公に設立を認可した法人である。

確かに建替組合に関する情報は法人等に関する情報であるが、建替組合は、居住者等の生命、健康や財産を保護するために設立されており、今後、枚方市のみならず、マンション建替えを検討している全国の人々にとって有益となる情報である。

この場合、当該情報を公にしないで保護される法人等の権利や利益と、公にすることにより市民や全国でマンション建替えを検討している人の知見となる利益を比較衡量すれば、公開すべきことは明らかである。

さらに、法人情報に関し「権利、競争上の地位その他正当な利益」を判断すると、先に述べた具体的な害悪発生の蓋然性が客観的に認められず、非公開の要件を満たさない。

実施機関は、この要件に関し具体的理由を記載していない。

1 1 実際、区分所有者たる法人は、自社ホームページで本件建替事業について広告を掲載している。

また、本件建替事業に関して建替組合と契約した法人等も、ホームページや会社経歴書等に記載するか、記載する予定である。

また、区分所有者たる法人や区分所有権以外の権利を有する法人に関しても、マン建法で権利変換の登記をすることが規定されており、広く知られる状態にあり、公開しても正当な利益を害するものではない。

情報公開法による開示対象となる行政文書では、意思形成過程情報は非開示とする場合があるが、建替組合の議案書等は行政機関の意思形成過程情報ではなく、また意思決定された後の情報であり、非公開とすべき理由はない。

したがって、単に法人に関する情報であり、具体的な個別事情も考慮せず、機械的に「競争上の地位、その他正当な利益を害する」として非公開とするのは違法である。

1 2 そもそも実施機関は、専らマン建法に基づき実施機関に提出された書類を対象とすることについて、事前に審査請求人と十分協議を経た上で本件請求を受け付けたと主張しているが、その協議とは半時間にも満たない電話でのやり取り以外になく、審査請求人としては、本件請求の範囲を提出書類に限った覚えはない。

実際に公開された文書の中には、実施機関に提出された文書以外に、審査手続に関する

る文書も含まれており、この点は実施機関の主張と相違している。

- 1 3 審査請求人が本件請求により請求したのは、本件建替事業に関し、マン建法に基づく実施機関の許認可等に関連する一切の資料、すなわち、実施機関がマン建法の実施に際し、実施部署や関連する部署の職員が職務上作成し、又は取得し、保有している情報であって、職務上の権限や責任に基づき行われた指示や命令、通知、報告、照会回答及び外部との折衝や交渉の記録である。そして、その外部とは、建替組合（その代理人等を含む。）及び〇〇をいうものであり、これらの情報について、改めて公開するよう求める。また、マン建法を管轄する国土交通省との法定受託事務に係る文書等も本件請求の対象と解する。

なお、審査請求人の目的は、〇〇と、本件建替事業及びマン建法に基づく実施機関の指導監督責任と処分とについて、審査請求人はもとより、広く市民や全国の関係者にその是非を判断してもらうことである。

したがって、本件請求の対象は、専ら実施機関に提出された書類に限定されるものではない。

対象となる情報をいかなる選定基準を適用して当該情報の公開を行ったか、情報公開請求者において、その記載自体から了知し得る程度に実施機関は説明しなければならない。

- 1 4 審査請求人はこれまで、マンション建替事業に関係した経験がなく、枚方市の情報公開に関与したこともない。したがって、本件建替事業に係る情報にどのようなものがあり、どの部署が保有しているかもわからない。そのような状況で、該当する情報が分厚いファイル7冊以上に及ぶといわれても、どの情報を必要とするかの的確に答えようがない。

大量の情報が存在するならば、まず目録等を作成し、情報公開請求者に提供するなどして、初めて条例3条に規定する「市民の知る権利が十分に保障される」のである。

本件処分のような選定基準で対象となる情報が選択されるのであれば、市民の知る権利が十分に保障されているとはいえず、情報を選択する基準の設定方法自体に瑕疵があり、実施機関の責務を全うしたとはいえない。

- 1 5 さらに、建替組合の役員らが枚方市副市長と面談した議事録が一切公開されておらず、請求対象にもなっていない。

実施機関は、審査請求人との事前協議の際に、面会議事録に類する書類を保有していないことを伝達したと主張している。

しかし、部分公開の席で受けた口頭の説明では、面会議事録は担当部署である景観住宅整備課と別の部署の管轄であるとの説明であり、事前の説明と異なっている。

そもそも副市長が建替組合役員らと面会するに当たり、その議事録等の重要な書類を

保有していないとは考えられない。

保有していない旨主張するのであれば、このような重要な事項は、口頭ではなく事前に正式に文書として説明すべきである。

また、公務員が職務として行った行為に関する情報は、枚方市の「公」に関する情報であり、個人情報であっても「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に相当し、公開しなければならない。

情報公開の目的は、市政に関する情報を広く市民に公開することであり、市政に関する情報の大部分は、特別職を含む公務員の職務の遂行に関する情報である。

このような重要な情報を保存していないことは、情報公開の趣旨に反し、職務に関する情報を隠匿する極めて重大な過失である。

実際、審査請求人らが、〇〇、担当職員と面会協議した際、職員は議事を記録しており、部署全体として情報を共有する意図であったと思われる。ましてや幹部職員が建替組合役員らと面会した際の議事録等を保有しないことなどあり得ない。

実施機関は、どのような基準で特別職を含む職員の面会議事録等を記録保有するのか、その基準を明らかにすべきである。

- 16 実施機関におかれては、情報公開の趣旨に則り、本件処分が適法かつ適正であったか、自ら確認検証していただき、市政に関する市民の知る権利を保障し、市民の理解と信頼を深めるようお願いする。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有情報部分公開決定通知書、弁明書並びに当審査会における説明及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 施行マンションの住民のほか、建替組合に関わる弁護士、審査委員及び事業に係る法人に所属する個人の氏名（これを類推し得る情報を含む。）、住所、部屋番号、個人の印影等は、個人の情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、公開することができない。
- 2 法人代表者印の印影は、法人に関する情報であって、公にすることにより、不正利用のおそれがあり、当該法人の正当な利益を害すると認められるものであるため、公開することができない。
- 3 建替組合総会の議案書及び議事録等は、建替組合内部の意思決定等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、その他正当な利益を害すると認められるものであるため、公開することができない。

- 4 施行マンションの区分所有者である法人の名称が記載された、議案に対する賛否の分かる情報は、当該法人の意思決定等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、その他正当な利益を害すると認められるものであるため、公開することができない。
- 5 施行マンションについて区分所有権以外の権利を有する法人の名称が記載された権利変換計画の同意書のうち、住戸番号、氏名、住所は、当該法人の意思決定に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利その他正当な利益を害すると認められるものであるため、公開することができない。
- 6 なお、本件請求に関しては、専らマン建法に基づいて市に提出された書類を対象とするものであることについて、審査請求人と事前に十分な協議を経た上でこれを受け付けたものであり、副市長との面会議事録に類する書類を保有していないことについても、その際に伝達している。
- 7 以上のことから、実施機関は本件処分を行った。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件処分は、条例5条1号に規定する個人情報と、同条3号に規定する法人等に関する情報の2つを非公開とする保有情報部分公開決定である。
- 2 本件処分についての審査請求人の主張は、非公開とされた情報を公開すべきという部分と、そもそも本件請求の対象文書の特定が不十分であるという部分の、大きく2つに分けることができる。
- 3 このうち、前者の内容は、おおむね次のようにまとめることができる。
 - (1) 個人情報については、条例5条1号のイからハまでの例外的公開事由に言及しつつ、建替組合に関わる弁護士と審査委員の氏名等を特に摘出して、それらの者が高い社会性と公益性を有していることと、法人等を代表する地位又はこれに準ずる地位にあることを理由として、これを公開すべきとしている。
 - (2) 法人等に関する情報については、類例の少ない本件建替事業に関する情報を他のマンション建替事例の関係者等の参考に供することの公益性は非公開とすることにより保護される法人等の権利利益に優ること、公開することにより法人等の具体的な権利

利益が害されることの蓋然性が客観的に認められないこと、非公開とされている情報の中にはインターネット等で既に公にされているものがあること、大きく3つを理由として、これを公開すべきとしている。

4 以下では、まず3の主張について検討した上で、本件請求における対象文書の特定の是非について検討する。

5 なお、本件文書は、全部で4件の文書から成り、それぞれ、建替組合の設立認可、事業計画の変更認可、権利変換計画の認可、権利変換計画の変更認可の4つの手続に係るものである。

各文書は、さらに多くの書類から成るが、おおまかには、事業計画又は権利変換計画の計画本体と、各手続に係る管理組合や建替組合における決議集会の議案書、議事録、採決結果一覧等の総会関係書類の2つ部分から成っている。

6 個人情報について

(1) 本件文書には、区分所有者のほか、建替組合や管理組合と契約を締結した事業者の担当者や、建替組合の顧問弁護士や審査委員等の個人情報が記録されていて、審査請求人は、このうちの建替組合の顧問弁護士と審査委員の氏名等を公開すべきと主張しているため、この点について検討する。

(2) まず、実施機関は、顧問弁護士と審査委員の氏名等は個人情報に該当するとしているが、これらの者は、事業を営む個人として建替組合と契約を締結等する者なので、その氏名等は本来、個人情報ではなく、事業を営む個人の当該事業に関する情報と解すべきものである。

そうであれば、次に問題となるのは、これらの情報が、条例5条3号に規定する情報に該当するかどうかであるが、顧問弁護士と審査委員の氏名等は、これを公開することにより、それらの者が建替組合等と取引関係にある事実が明らかとなる情報である。

顧問弁護士や審査委員の取引先は公にされておらず、そのようにする法令の規定や慣行も存在しないので、本件文書におけるそれらの者の氏名等は、公開することにより、それらの者の取引上の秘密に関する情報が明らかになるものと認められる。

よって、顧問弁護士と審査委員の氏名等は、結果的に、公開すべきとはいえない。

(3) なお、審査請求人は具体的に主張していないが、区分所有者の氏名や住所等は登記事項であり、その限りで本件文書における個人たる区分所有者の情報は、条例5条1号ただし書イに規定する情報に該当するので、以下において、非公開とされた個人たる区分所有者の情報の中に、公開すべきものが含まれるかどうかについて検討する。

(4) 本件文書を見分したところ、区分所有者の情報の多くは、管理組合や建替組合の総会の議案書や議事録のほか、後述する各種決議における賛否一覧、区分所有者各人か

ら徴した回答書や同意書、権利変換計画書中の権利者一覧表等の書類に記録されている。

これらの書類には、個人たる区分所有者の情報のうち、氏名、住所、家屋番号、床面積、階数、持分割合等の登記事項が記録されている。

- (5) しかし、これらの書類における区分所有者の情報は、別表1に掲げるものを除き、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）62条の規定による建替決議に加えて、マン建法9条4項の規定による建替組合の設立同意、同法27条2号の規定による事業計画変更決議、同条7号の規定による権利変換計画の決定及び変更の決議並びに同法136条2項の審査委員の選任の決議に対する区分所有者各人の賛否の別に応じて区分して記録されている。このため、個人たる区分所有者の情報は、仮に登記事項に限定したとしても、これを公開すれば、区分所有者各人の各種決議における賛否という、条例5条1号イに規定する情報以外の情報が明らかとなるため、公開すべきとはいえない。

ただし、別表1に掲げる個人情報については、同表に掲げる理由に照らせば、同号イに規定する情報に該当するものであるため、公開すべきである。

- (6) 非公開とされたその他の個人情報については、条例5条1号ただし書のいずれにも該当しないので、これを公開すべきとはいえない。

7 法人等に関する情報について

- (1) 次に、条例5条3号に規定する法人等に関する情報について検討する。

本件書類を見分すると、本件処分において非公開とされた法人等に関する情報は、法人印の印影のほか、その内容に応じて、本件建替事業に関して建替組合がコンサルタント契約を締結した事業者（以下「コンサル事業者」という。）が作成した資料の内容、管理組合や建替組合の総会の議案書や議事録の内容、第六6(4)で列挙した書類に記録された法人たる区分所有者の名称等の、大きく3つに分けることができる。

審査請求人は、これらの情報を、第六3(2)に列挙する理由によって公開すべきと主張しているため、その当否について以下検討する。

- (2) まず、建替組合の総会添付資料と権利返還計画を主な内容とするコンサル事業者の作成資料については、事業費の見通しや建物設計図面、権利価額の算定手法等の具体的内容が記録されているものであり、コンサル事業者がそのノウハウを駆使して作成したものであることが認められ、その内容を公にされれば当該コンサル事業者の競争上の地位が脅かされるおそれがあると認められる。

よって、コンサル事業者の作成資料は、これを公開すべきとはいえない。

- (3) 次に、管理組合や建替組合の総会の議案書や議事録の内容は、それらの法人における意思形成過程情報であると認められ、高い透明性を確保すべき行政機関の意思形成過程情報と異なり、法人の内部管理情報として、意思決定後であっても、通常公にされることのない情報である。

審査請求人は、これらの情報を公開すべき理由として、マンション建替事業等の関係者の参考に供することの公益性を挙げているが、マンション建替事業は、あくまで民間事業者を実施主体とするものであり、行政機関を実施主体とする事業と同等の公益性があるとは認められない。

よって、総会の議案書や議事録の内容は、別表2に掲げるものを除き、これを公開すべきとはいえない。

ただし、別表2に掲げる情報については、同表に掲げる理由に照らせば、既に公にされているものとして、公開すべきである。

- (4) 最後に、決議等に対する賛否一覧や権利変換計画書中の権利者一覧等に記載された法人たる区分所有者の名称等の情報であるが、区分所有者は、管理組合や建替組合の構成員であり、その内部で開催された会議において表明した賛否の別は、前述の総会議案書や議事録の内容同様、法人の内部管理情報として、通常公にされることのない情報である。

確かに、審査請求人も主張するように、これらの賛否の別は、最終的には、再建マンションの区分所有者として登記されることによって、少なくともその一部が明らかになるものであるが、当該登記はまだ行われておらず、また、登記の内容とその全てが必ず一致するものでもないので、賛否の別は、公にされ、又は公にされることが予定されている情報とはいえない。

よって、賛否一覧等に記載された法人たる区分所有者の名称等の情報は、これを公開すべきとはいえない。

- (5) 加えて、審査請求人は、法人たる区分所有者や、建替組合等と契約を締結した事業者等の名称で、インターネット等で公表されているもの（以下「公表済名称」という。）を公開すべきと主張しているが、本件文書を見分すると、公表済名称のうち、(2)から(4)までにおいて公開すべきとはいえないとした情報に含まれているもの以外は公開されており、公表済名称自体が非公開とされているわけではないことが認められる。

よって、公表済名称のうち、公開されなかったものは、別表2に掲げるものを除き、これを公開すべきとはいえない。

- 8 以上からすると、本件処分において非公開とされた情報については、別表に記載するものを除き、これを公開すべきとはいえない。

なお、本件処分において公開とされた情報の中には、情報公開条例の趣旨に鑑みれば、必ずしも公開すべきとはいえないとも思われるものが散見された。当審査会としては、今後の実施機関による公開判断が、適切に行われることを希望する。

- 9 本件請求における対象文書の特定について

本件請求における対象文書の特定について、実施機関は、事前に審査請求人と十分な

協議を行い、専らマン建法の規定に基づき実施機関に提出された文書を対象とすることについて了解を得るとともに、副市長と建替組合役員との面談記録は保有していない旨を伝達したと主張しているが、審査請求人は、そのような認識はないと主張している。

本件請求に係る保有情報公開請求書の記載と、実施機関の認識とを考慮すると、本件請求の対象文書の範囲が本件文書に止まったこと自体を不合理とすることは難しいが、少なくとも本件文書を公開した席で、本件文書以外の協議録等について審査請求人から言及があったのであれば、その場で別途保有情報公開請求を案内する等の手立ては講じ得たはずで、この点については、条例3条の規定に照らして、当審査会として遺憾とするところである。実施機関においては、この点に関し、今後の裁決等の際に、何らかの善処をされるよう希望する。

10 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|----------------------|--|
| 令和元年（2019年） 5月21日 | 諮問書の收受、事務局からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から実施機関への質疑応答、審査 |
| 令和元年（2019年） 7月18日 | 審査 |
| 令和元年（2019年） 8月22日 | 審査 |
| 令和元年（2019年） 9月11日 | 答申 |

別表1

| 情報の項目 | 公開すべき理由 |
|---|---|
| 施行マンション建替え決議集会第2号議案 区分所有者別賛否一覧表中の部屋番号、区分所有者 | 登記事項であり、かつ、議案に対する賛否の別が類推されるおそれのない情報であるため。 |
| 〇〇マンション建替組合員名簿（平成29年5月27日現在）中の凡例 | 個人情報に該当しないため。 |

別表 2

| 情報の項目 | 公開すべき理由 |
|--|------------------------|
| 建替え決議集会（臨時総会）招集通知書兼議案書の 6(2)中の法人の名称 | インターネットで公表されている ため。 |

情 個 審 答 申 第 5 9 号
令和2年（2020年）2月3日

枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年（2019年）7月12日付け総コ推第233号により諮問のあった保有情報部分公開決定（平成30年10月17日付け財資第263号）及び保有情報公開請求の却下決定（同日付け財資第263号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は財務部税務室資産税課。以下「実施機関」という。）は、処分ア（後述第二 2 参照）を取り消すべきである。実施機関のその余の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有情報公開請求

平成30年（2018年）10月3日、審査請求人は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号。以下「条例」という。）4条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「枚方市〇〇に係る土地分筆申告書及び第二種地成申告書並びにこれらに添付の測量図（印影は除く）」の公開の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年（2018年）10月17日、実施機関は、本件請求に対応する保有情報が記録されている公文書として、「①土地分筆申告書（昭和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号）②土地分筆申告書（昭和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号）③土地分筆申告書（昭和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号）④土地分筆申告書（昭和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号）⑤第二種地成申告書（昭和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号）」の5件の公文書（以下「本件文書」と総称する。）を特定の上、本件文書に記録されている保有情報について、次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる決定を行うとともに、条例10条3項及び4項の規定に基づき、同日付けで、その旨を審査請求人に通知した。

ア ①から④までの公文書それぞれの添付図面に記録されている保有情報 条例21条2項の規定に基づき、保有情報公開請求（当該保有情報に係る部分に限る。）を却下する決定（以下「処分ア」という。）

イ アに掲げる保有情報以外のもの 条例5条3号の規定に基づき、法人印及び法人代表者印の印影を非公開とする保有情報部分公開決定（以下「処分イ」という。）

3 審査請求

平成31年（2019年）2月20日、審査請求人は、処分ア及び処分イ（以下「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件文書を公開する決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 土地分筆申告書とこれに添付されている地積測量図等は合体されたものである。これらは一連でひとつながりのものであり、その上1冊に綴られているものである。今まででも分筆申告書とその地積測量図等は一連のものとしてきてきている。
- 2 土地分筆申告書とその地積測量図等の一連のものを別個に分離すると、その意味が不明確になり、判明しづらい。
- 3 今までに土地分筆申告書とその地積測量図等は分離など全くされずにきているものを、むりやり不明確にするために分離を強要することに不服がある。
- 4 法人印及び法人代表者印の印影も、消されて渡されてきている。
- 5 本件処分は、不正、違法、無効、瑕疵ある決定であり、取消無効のものである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の却下決定通知書及び保有情報部分公開決定通知書、弁明書並びに当審査会における説明及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 処分アについて

地積測量図は、土地分筆申告書に添付されているものであるが、本市では、枚方市手数料条例（昭和13年枚方市条例第2号）2条1号の規定に基づき、手数料を徴して市民の閲覧に供しているもので、本件請求に応じて土地分筆申告書と一体で公開すると、同条例の潜脱を許すこととなる。

このため、土地分筆申告書に添付された地積測量図については、条例21条1項の規定により、処分アを行った。

2 処分イについて

法人印及び法人代表者印の印影は、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるものであり、条例5条3号に規定する情報に該当するものであるため、処分イを行った。

3 適用法令の条項記載及び条文引用の誤り

なお、却下決定通知書及び弁明書において、処分アの根拠法令の条項として、本来、条例21条1項と記載すべきところ、誤って同条2項と記載してしまった。

また、却下決定通知書においては、処分アの根拠法令の条文として、誤って同項のものを引用してしまった。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件処分は、条例21条の規定により本件請求の一部を却下した処分アと、条例5条3号の規定により本件文書に係る申告を行った法人の法人印及び法人代表者印の印影を非公開とした処分イからなるものである。

2 条例21条は、その1項及び2項のそれぞれで規定されている保有情報について、保有情報公開請求に関する条例の規定を適用しないことを定める規定である。

同条1項で規定されているのは、法令や他の条例の規定により閲覧等の手続が定められている保有情報であり、2項で規定されているのは、実施機関が市民の利用に供する目的で管理している保有情報である。

3 その上で、処分アの理由は、却下決定通知書において、次のように記載されている。

「3 決定の理由

土地分筆申告書に添付の図面については、本市資産税課において、市民からの求めに応じ、その全部若しくは一部の写しを交付し、又は閲覧に供しているため、枚方市情報公開条例第21条第2項の規定により、同条例が適用されないため。

※枚方市情報公開条例第21条第2項

枚方市情報公開条例は、実施機関において、市民の利用に供することをその利用の目的とする保有情報であるため。」

また、弁明書中の処分アに係る部分には「…地積測量図は土地分筆申告書に添付されているものであるが、条例第21条第2項の規定により、同条例が適用されない。…」と記載されている。

4 しかし、第五3の実施機関の説明によると、処分アの根拠規定は、本来、条例21条2項ではなく、同条1項とすべきものとのことで、却下決定通知書及び弁明書の記載は、誤りとのことである。

5 行政手続法（平成5年法律第88号）8条1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と規定し、同条2項は「前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。」と規定しているところ、これは、行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、理由を申請者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与える趣旨に出たものというべきであり、このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、付記すべき理由としては、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がされたかを、申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければならない（最判昭和60年1月22日民集39巻1号1頁）ものと解されている。

6 同条と同文同旨の規定である枚方市行政手続条例（平成9年枚方市条例第10号）8条は、処分アに適用されるものである。

実施機関によれば、却下決定通知書及び弁明書には、処分アの根拠法令として、誤った条項や条文が記載されているとのことである。

このことに加え、両書面には、文章が正確でなく、意味が不明確な部分がある。したがって、却下決定通知書や弁明書の記載は、いかなる法規を適用して処分がされたかを請求者に了知させ得るものとは到底いえないので、処分アは、同条に適合しない処分であるといわざるを得ない。

7 よって、処分アは、その余の事情を考慮するまでもなく、取り消されるべきものである。

8 次に、処分イについて、実施機関では、法人印及び法人代表者印の印影は、条例5条3号の法人等に関する情報に該当するものとして、一律に非公開としているとのことである。

9 法人印や法人代表者印が、通常、当該法人が作成した真正な文書であることを示す目的で使用されるものであることと、少なくとも本件文書中の印影については、その内容が公にされているわけではないことを考慮すれば、これを公開することにより、偽造や悪用をされるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることを否定することはできない。

10 よって、本件文書中の印影については、条例5条3号に規定する情報に該当すると認められ、公開すべきものとはいえない。

11 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|----------------------|---|
| 令和元年（2019年） 7月12日 | 諮問書の收受 |
| 令和元年（2019年） 12月9日 | 事務局からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、 審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審査 請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から 実施機関への質疑応答、審査 |
| 令和2年（2020年） 1月27日 | 審査 |
| 令和2年（2020年） 2月3日 | 答申 |

情 個 審 答 申 第 6 0 号
令和2年（2020年）2月3日

枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年（2019年）9月9日付け総コ推第335号により諮問のあった保有情報不
存在決定（平成31年（2019年）4月4日付け土管第832-2号）に対する審査請
求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は土木部道路河川管理課。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有情報公開請求

平成31年（2019年）3月25日、審査請求人は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号。以下「公開条例」という。）4条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「①別紙Aを発するまでの起案書、会議録、決裁書の開示を求めます。（以下「本件請求情報①」という。）②別紙Aの1の手続きの流れについて 手続の流れにも書いてある道路法第32条第5項の協議書を占有申請者（担当者）に所轄の警察署に運搬させている条例、規則、規程、決裁文書（以下条例等という）の開示を求めます。（以下「本件請求情報②」という。）③別紙Aの2の書類の提出方法について 道路許可申請書の3部提出は、枚方市道路占有規則第2条に明記されているが、提出方法では3通共朱肉で押印とあるが、3通共朱肉でなければならない条例等の開示を求めます。（以下「本件請求情報③」という。）④別紙Bの道路占有許可申請書について 申請者の下の欄に（担当者）とあるが、担当者とは誰をさすのか、わかる条例等の開示を求めます。（以下「本件請求情報④」という。）」の公開の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

なお、別紙Aとは、道路占有許可を受けようとする者に対し、その手続を説明するために実施機関が交付している「道路占有の許可申請について」と題する書面をいうもので、その内容は別添1のとおりである。

また、別紙Bとは、道路占有許可を申請する際に実施機関に提出する書式である「道路占有（許可申請・協議）書」をいうもので、その内容は別添2のとおりである。

2 実施機関の決定

平成31年（2019年）4月4日、実施機関は、本件請求に対し、以下の理由に基づき保有情報不存在とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（保有情報不存在の理由）

本件請求情報①については、起案書、決裁書は保存年限が経過したため廃棄し、会議録は作成していないため。

本件請求情報②、本件請求情報③及び本件請求情報④については、条例等がないため。

3 審査請求

令和元年（2019年）7月1日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求に対応する保有情報の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書、弁明書に対する反論書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関が行う業務については、法、条例、規則、規程、決裁書等に基づくことが行政としては当然であり、それを不存在とは信じがたい。開示すれば、不都合が生じるので故意に隠蔽、毀棄していると思えてならない。
- 2 行政が現在も運用している書類について、作成時期が不明で確認できないとは、行政としてあるまじき行為であり、それが日常行われているとは信じがたい。道路占用許可申請者に対して、分かりやすく理解してもらうためとあるが、実施機関の行為は、枚方市文書取扱規程（平成31年枚方市訓令第5号）に基づきなされていると信じているので、決裁書等の開示を求める。
- 3 道路法32条5項の協議書は、道路管理者である実施機関が当該地域を管轄する警察署に提出しなければならない書類である。実施機関は強制力はないというが、現在強制しているのではないか、だから行政として何らかの決裁書等が存在すると思う。
- 4 現在行政が電子申請化を進めている時代に、3部共朱肉でなければならないことを望んでいること自体が時代錯誤である。そもそも申請書は一部提出でよいのであり、あとは実施機関が内部処理のために必要な部数であり、何ら申請者が提出すべきものではないものを、3部共朱肉を強制しているのは、決裁書等に基づいてなされているはずである。
- 5 道路占用許可申請書について、4で述べたように、朱肉3部の提出を担当者と協議しないで申請者に直接求めている事実があるから、担当者とは誰を指すのかの決裁書等があると考えるのが当然である。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有情報不存在決定通知書、弁明書並びに当審査会における説明及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 別紙Aについては、道路占用許可を受けようとする申請者に対して、書類の流れや申請方法についてわかりやすく理解してもらうために、以前より実施機関が作成し、更新、運用している書類である。起案書、会議録及び決裁書については、枚方市文書取扱規程に基づき定めた保存年限を経過し、廃棄したため、保有していない。
- 2 道路法32条5項の協議書を占用申請者が所轄警察に運搬することを定めた条例等は存在しない。1に記載のとおり、別紙Aはあくまで道路占用許可申請者にわかりやすく理解してもらうための資料であるため、強制力はない。
道路上で工事を行うには道路法及び道路交通法に基づき、道路管理者が許可をする道路占用許可と交通管理者が許可をする道路使用許可の両方が必要であり、そのため、本市では、申請者が警察へ道路使用許可申請書と共に協議書を提出することとしている。
- 3 3部とも朱肉でなければならぬことを定めた条例等は存在しない。1に記載のとおり、別紙Aはあくまで道路占用許可申請者にわかりやすく理解してもらうための資料であるため、強制力はない。運用上3部押印としているのは、全ての書類が申請者本人から提出されているものだと確実に証明できる書類の方が望ましいからである。
- 4 担当者とは誰を指すのか明記されている条例等は存在しない。道路占用許可申請書の様式に関しては、国土交通省より通達があり、道路占用許可申請書の内容について国土交通省の様式に準じて作成している。この統一様式の中に、「(担当者)」と記載されているため、本市占用許可申請書にも記載している。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件審査請求は、別紙Aの作成に係る決裁文書等と、別紙A及び別紙Bの一部の内容に係る根拠条例等の不存在決定について提起されたものである。
- 2 実施機関によると、別紙Aの作成に係る決裁文書については、枚方市文書取扱規程に基づき、保存年限を1年と設定した上で既に当該年限に従って廃棄し、会議録については、そもそも作成されなかったとみられるとのことである。

- 3 この点、手続説明用の配布資料という別紙Aの性格やその内容、別紙Aが平成10年頃から使用されているという事情から判断する限り、特段不合理なものとは認められない。
- 4 また、実施機関によると、別紙Aの内容のうち、道路使用許可協議書の警察署への運搬を道路占用許可申請者が担うとする部分と、3通の道路占用許可申請書の全てに申請者が朱肉で押印する部分については、手続の効率と確実性を確保する目的で実施機関において考案したものであり、別紙B中の担当者という用語の意義については、別紙Bが国からの通達に準拠して定められたものであるため、これらの内容や用語の意義を根拠付ける条例等は存在しないとのことである。
- 5 この点についても、協議書の運搬や申請書への押印の求めは、条例等の根拠によることなく考案されたものであり、かつ、強制力があるものでもないとのことなので、条例等の根拠があるべきものともいえず、国通達に準拠して定めた別紙B中の用語の意義にしても同様のことがいえるので、不合理なものとは認められない。
- 6 以上のように、本件請求に対応する文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点はなく、他に対象となる文書の存在を推認させる事情も認めることができない。
- 7 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-----------------------|---|
| 令和元年（2019年） 9月9日 | 諮問書の収受 |
| 令和元年（2019年） 10月21日 | 事務局からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から実施機関への質疑応答、審査 |
| 令和2年（2020年） 1月27日 | 審査 |
| 令和2年（2020年） 2月3日 | 答申 |

情 個 審 答 申 第 6 1 号
令和2年（2020年）3月19日

枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年（2019年）11月15日付け総コ推第304-7号により諮問のあった保有情報部分公開決定（令和元年（2019年）5月7日付け駅活第41号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は市駅周辺等活性化推進部。以下「実施機関」という。）の決定は、結論において妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有情報公開請求

平成31年（2019年）3月19日、審査請求人は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号。以下「条例」という。）4条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「①市駅東地区再整備検討協議会 ②H30年12月市駅周辺地区再開発準備組合の設立会議 ③平成30年2月の地元説明会（新町）の会議録と一切の配布資料」の公開の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年（2019年）5月7日、実施機関は、本件請求のうち、①及び②の部分に対し、「①第1回～第7回枚方市駅東地区再整備検討協議会要点録 ②第1回～第5回枚方市駅東地区再整備検討協議会配布資料 ③枚方市駅周辺地区市街地再開発準備組合設立総会議事録 ④枚方市駅周辺地区市街地再開発準備組合設立総会配布資料」の4件の文書（以下「本件文書」という。）を特定の上、以下の理由に基づき、その一部の公開をする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（保有情報部分公開の理由）

<本件文書のうち、①>

- ・条例5条1号に該当

個人の氏名、役職は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。

<本件文書のうち、①及び②>

- ・条例5条3号に該当

発言した法人の名称と各社の検討内容は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものであるため。

- ・条例5条4号に該当

事業についての検討内容を記した配布資料は、本市の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、法人における通例として公にしないとの条件を付することが合理的であると認められるものであるため。

- ・条例5条6号に該当

事業についての検討内容は、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせると認められるも

のであるため。

<本件文書のうち、③>

- ・ 条例 5 条 3 号に該当

準備組合の組合員及びオブザーバーの名称（本市及び大阪府住宅供給公社の名称（これらを類推し得るものを含む。）を除く。）並びに議事及び挨拶の内容は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものであるため。

<本件文書のうち、④>

- ・ 条例 5 条 3 号に該当

事業についての準備組合の検討内容は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものであるため。

- ・ 条例 5 条 4 号に該当

事業についての準備組合の検討内容を記した配布資料は、本市の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提出されたものであって、法人における通例として公にしないと条件を付することが合理的であると認められるものであるため。

- ・ 条例 5 条 6 号に該当

事業についての検討内容は、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせると認められるものであるため。

なお、本件請求のうち、③の部分に対しては、別途保有情報部分公開決定が行われている。

3 審査請求

令和元年（2019年）6月28日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求に対応する保有情報の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書、弁明書に対する反論書、再弁明書に対する再反論書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例 1 条は、「市の保有する情報を公開することにより、市政に関する市民の知る権

利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し」とうたっている。

この条の趣旨について、市が作成した情報公開条例の改正に関する研修資料では、各条項の解釈、運用は、常に本条に照らして行わなければならない、とされている。

また、この条の解説として、同資料では、「情報公開制度は『情報は行政と市民の共有財産』との基本姿勢に立つものであるから、保有情報は公開することを原則とするものである」「情報の公開は、市民が行政の在り方を考え、市政に参加するための基礎的な条件である」「市民と行政の間の情報の流れを幅広く豊かなものにし、市民の必要とする情報を市民の求めに応じて、あるいは市自ら積極的に提供することが、市政全般に対する市民の理解と信頼を深めることになる」とされている。

実施機関は、事業者の個別事業についての検討の内容は、公益性や現時点での公表の状況を考慮してもなお非公開とすべきと主張するが、この条の規定からすると、市民の知る権利を保障することこそが、市政運営が円滑に進むことを保障するというべきである。

2 なお、この「研修資料」は、市民に明らかにされていないものである。審査請求人が研修資料の提供を受けたのは2019年8月15日であり、「条例の手引き」はまだ完成していない。研修資料の条例5条の解説には、条例1条に反する様々な問題点があることを指摘しておく。

3 現在検討が進められている、「市駅周辺整備・新庁舎整備計画（素案）」の一部である第3街区の事業は、京阪グループが社を挙げて進めようとしている事業である。

全体の事業費は1400億円（うち、市税の投入は216億円）という莫大なものであり、このうち第3街区部分には、75億円の市税を投入するとしている。

市の将来を決する重大な事業であり、市駅周辺の在り方は、枚方市駅周辺地区市街地再開発準備組合（以下「準備組合」という。）に参加している地権者だけのものではなく、市民のものでもある。

公益性の観点から、公平、透明性のある事業を進めるべきであるし、また、税金の有効で公平な使われ方という視点からも、事業に関する情報は公開されるべきである。

4 加えて、市街地再開発事業には、容積率の大幅な緩和や、多額の公金の投入が伴う。再開発事業に関する情報は、市民、周辺住民、自治体の命運を変える社会的な情報であり、企業のプライベートな情報ではない。社会的な情報はつまびらかにして、それほどの「開発」が必要なのか、「公共の福祉」に資するものなのかどうかについて周辺住民や地権者が判断できるよう、市が保有している情報は、公開されなければならない。

5 今回の計画で区画道路が敷設されることになっている天の川沿いは、浸水が予測され

る地域とされている。また、第3街区については、高層の商業施設やマンションの建設が内容に盛り込まれている。

市民には、区画道路の敷設予定地に危険な場所が含まれていることや、高層建築物ができることによって一帯の車の往来が激しくなり、渋滞や騒音の問題が生じるおそれがあることについて、きちんと話し合われているかどうか知る権利がある。

- 6 第3街区の事業については、2019年7月31日の枚方市都市計画審議会、同年8月5日の大阪府都市計画審議会で決定され、都市計画決定への意思形成は終了している。

実施機関は、都市計画審議会の議を経たとはいえ、まだ途上にあると弁明するが、何が途上にあるのか明らかにすべきであるし、都市計画審議会の決定はひとつの区切りであり、意思形成過程は終わっていると解すべきである

また、国土交通省が作成した都市計画運用指針によると、都市計画は、都市の将来像を実現するためのものであるが、その決定に住民の理解が得られ、その内容がルールとして受け入れられるためには、住民が、都市の将来像が望ましいものであること、その実現のために総合的、一体的に都市計画を進める必要があること、具体の都市計画の目的、内容等が適切であることについて理解することが必要であり、そのためには、都市計画における情報開示を促進し、住民が都市の将来像と具体の都市計画を常に確認、理解する機会を得ることを可能とすることが必要とされている。

- 7 京阪ホールディングスは、2018年3月には、経営統括室幹部がインタビューに応じるという形で、インターネット上で事業の説明、宣伝を行っている。また、2015年1月には経営計画を発表し、市駅周辺事業に力を入れることを公表し、宣伝している。

実施機関は、非公開としたのは、これらの宣伝活動によってもまだ公にされていない情報であると、あいまいで抽象的な表現で主張しているが、どのような情報なのか項目だけでも公開しないと市民は納得できず、企業の利益擁護のために情報を非公開にしているとしか思えない。

- 8 実施機関は、情報を公開することにより、競合他社に類似事業を展開され、検討されていた個別事業が施行できなくなり、あるいは円滑に施行できなくなると抽象的に主張するが、市駅周辺には第3街区のようなまとまった土地は存在しない。

また、令和元年9月定例会議会において「東部大阪都市計画枚方市駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」が制定され、この条例で定められている様々な基準、禁止事項は、今後、第3街区以外の市駅周辺整備のひとつの目安になるため、競合他社の類似事業の展開は考えにくい。

9 実施機関は、内容の非公開を条件に提供を受けたからと主張するが、このようなことを許せば、準備組合の構成事業者に関する全ての情報は非公開になる。市は、事業者優先で、市民に公開しないで密室で事業推進を狙っているとしか考えられない。

10 枚方市駅東地区再整備検討協議会（以下「協議会」という。）は、市が主導して活動しているものである。その活動に関する情報は、条例1条の目的に沿って公開すべきである。

まして、市が大きく関わっている準備組合の設立総会（以下単に「設立総会」という。）について、その議案名までを非公開にすることは、条例の目的を逸脱するものである。

11 情報を非公開にすることは、準備組合が市民に隠れて好き勝手な再開発事業をすることを市が許し、市自身がそれを追認することになる。

その結果、被害を受けるのは市民である。

12 このほかにも、市駅周辺再開発事業は、市民にとって重大な影響を受ける問題をはらんでいる。

新聞報道によると、神戸市では、大都市で林立する高層タワーマンションを巡る問題点を整理の上、その立地の一部規制に踏み込む条例を制定した。

高層タワーマンションの林立によって、短期間に人口が増加し、小学校や子育て施設の不足が各地で生じている。また、大規模災害時にエレベーターが停止したり、水道、電気、ガスの供給がストップしたりした場合、被災した多数の居住者への対応に問題が生じるおそれがあると指摘している。

市駅周辺でも、第3街区に100メートル程度の高層ビルが検討されているといわれているがはっきりとは公表されていない。駅前の第4街区には、200メートルの超高層マンションや100メートルの高層マンションが計画されているが、詳細はわからない。

これらは、事業者だけの問題ではなく、市民の生活の問題でもあり、条例5条1号ロにいう「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とも思われる。

13 実施機関には、市民の立場に立って市街地再開発事業を推進することを強く求めるとともに、市民の立場に立った「市街地再開発事業に関する情報公開を行う条例」の制定を行うよう提言する。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有情報部分公開決定通知書、弁明書、再弁明書並びに当審査会における説明及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 協議会の要点録（以下単に「要点録」という。）及び設立総会の議事録（以下単に「議事録」という。）における法人からの出席者の氏名、役職は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例5条1号に該当するものとして非公開とした。
- 2 要点録において、施設の計画検討（第5、6、7回）、法人の経営検討（第6、7回）に関する情報は、法人等の保有する資産活用上の情報であり、かつ、経営方針等の事業活動を行う上で内部管理に属する情報であって、公にすることにより市場評価への影響や事業機会の逸失及び契約者に不安感を与えるといった事態が発生するなど、事業活動が損なわれるおそれがあることから、条例5条3号に該当するものとして非公開とした。
- 3 各法人から提出された配布資料については、土地利用計画や建物利用計画など、それぞれの法人にとって独自の検討情報が含まれており、公にしないことを条件に任意で提出されたものであって、公開することにより、市場評価への影響、事業機会の逸失及び契約者に不安感を与えるといった事態が発生するなど、法人の事業活動が損なわれると認められることから、条例5条4号に該当するものとして非公開とした。
- 4 協議会は、枚方市駅周辺再整備ビジョンに即した土地利用計画や整備手法等について、率直な意見交換による協議、検討を行うことを目的としており、当該情報を公開することにより、今後、率直な意見交換ができなくなるなど、市の進めるまちづくりが停滞するおそれがあるため、条例5条6号に該当するものとして非公開とした。
- 5 準備組合は、事業化を図るため権利を有する法人及び事業を営む個人により構成されており、そこでの協議、検討は販売上、事業収益性等の事業化に当たっての情報であり、公にすることにより市場評価への影響や事業機会の逸失、契約者に不安感を与えるといった事態が発生するなど、当該事業活動が損なわれると認められることから、条例5条3号に該当するものとして非公開とした。
- 6 準備組合に関する情報は、事業の認可を目指した諸検討を含む意思形成過程での情報であり、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、公開することにより、市場評価への影響や事業機会の逸失、契約者に不安感を与えるといった事態が発生するなど、法人等の事業活動が損なわれると認められることから、条例5条4号に該当する

ものとして非公開とした。

- 7 準備組合は、枚方市駅周辺再整備ビジョンに即したまちづくりのため、率直な意見交換による事業の実現化に向けた協議、検討をしており、当該情報を公開することにより、今後、率直な意見交換ができなくなるなど、市の進めるまちづくりが停滞するおそれがあることから、条例5条6号に該当するものとして非公開とした。
- 8 審査請求人も主張するとおり、市街地再開発事業は、多額の公金が投入されるとともに、その施行に当たって様々な特例が適用されるものであり、対象事業区域の地権者だけのものではなく、幅広い市民の関心を集める公益性のある事業である。また、京阪ホールディングスは、インタビュー等において、一定の情報を公開している。
- 9 しかし、協議会や準備組合において現に検討され、今後、それらの団体の構成員である民間事業者が主体となって施行される事業に関する、まだ公になっていない情報を公開すると、事業対象区域の近隣で競合他社に類似事業を展開されることによって、検討されていた個別事業を施行できなくなり、ひいては市街地再開発事業自体を円滑に施行することができなくなる等の事態が生じるおそれがある。
- 10 このため、本件処分においては、構成事業者の名称等を含む個別事業についての検討の内容は、市街地再開発事業の公益性や事業者による公表の状況を考慮してもなお、条例5条3号の規定により非公開とすべきと判断したものである。
- 11 また、構成事業者から事業についての検討に必要な情報の提供を受けるに当たって、その内容を非公開とすることを条件としたことも、前述の他社との競合性等を考慮すれば合理的なものであると認められるので、条例5条4号の規定により非公開としたものである。
- 12 加えて、事業についての検討は、都市計画審議会の議を経たとはいえ、まだ途上にあり、現時点での内容は未成熟であることから、これを公開すると、市民の間に無用な混乱を招き、契約者にも不安感を与えるなど、事業活動が損なわれ、ひいては構成事業者間で率直な意見交換ができなくなるなど、市の進めるまちづくりが停滞する可能性があることから条例5条6号の規定により非公開としたものである。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件文書は、第1回から第7回までの協議会と設立総会の、8つの会議の議事録と配付資料から成るものである。

2 協議会は、枚方市駅東地区における再整備に関して協議、検討を行うため、当該地区の地権者を構成員として、市の呼びかけにより設立された会議体である。

準備組合は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定による正式な市街地再開発組合の設立準備を行う地権者等が組織した、任意団体である。

3 本件処分における非公開情報は、条例5条1号の個人情報、同条3号の法人等に関する情報、同条4号の任意提供情報及び同条6号の審議、検討等情報であるが、審査に当たり、実施機関に対し、非公開部分を適用条項ごとに区分して説明するよう求めたところ、その回答が不明確であったため、全ての非公開部分を適用条項ごとに再度精査するよう求めた。

そうしたところ、おおむね次のような回答を得られたので、以下では、この内容を基に検討を進める。

(1) 条例5条1号に該当するもの

- ・ 要点録及び議事録並びに設立総会の配布資料に記録されている、民間事業者の担当者氏名と役職名

(2) 条例5条3号に該当するもの

- ・ 第1回及び第4回を除く協議会の要点録中の発言の一部

(3) 条例5条4号に該当するもの

- ・ 要点録及び議事録中の発言者の名称と、これを類推し得る発言
- ・ 議事録中の民間事業者である出席者の名称
- ・ 設立総会の配布資料

(4) 条例5条6号に該当するもの

- ・ 第2回協議会に係る要点録中の発言の一部

4 条例5条1号該当情報について

審査会において本件文書を見分したところ、条例5条1号の個人情報として非公開とされているのは、要点録及び議事録並びに設立総会の配布資料に記録されている、民間事業者の担当者氏名と役職名であることが認められた。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例5条1号に該当する情報と認められるので、公開すべき情報であるとはいえない。

5 条例5条3号該当情報について

- (1) 次に、条例5条3号の法人等に関する情報として非公開とされているのは、第1回及び第4回を除く協議会の要点録中の発言の一部である。

これらの発言を個別に見分したところ、その内容は、本件市街地再開発事業についての構成員の意向や判断、あるいはその理由に当たるものであることが認められた。

- (2) 審査請求人が主張し、実施機関も認めるとおり、本件市街地再開発は、幅広い市民の関心を集める、公益性のある事業であるが、仮に本件市街地再開発が事業化された場合、その施行には、民間事業者を含む協議会の構成員が当たることになる。
- (3) 対象事業区域の地権者に民間事業者が含まれる場合、当該民間事業者は、その事業化に当たっては、近隣住民、他の地権者、取引先、競合他社、投資家等、様々な関係者の利害への影響を、慎重に見極めながら取組みを進める必要に迫られる。
- (4) このような事業の性質を考慮すれば、本件市街地再開発事業についての構成員の意向や判断、あるいはその理由に当たる内容は、これを公開することにより、関係者の利害に予期しない影響を与え、このことによって事業化への取組みが円滑に進まなくなるおそれがあるものと認められる。

よって、要点録中の本件市街地再開発事業についての構成員の意向や判断、あるいはその理由に当たる内容は、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものであり、条例5条3号に該当するものであるため、公開すべきものとはいえない。

6 条例5条4号該当情報について

- (1) 次に、条例5条4号の任意提供情報として非公開とされた情報については、大きく次の4つに分類することができる。

ア 要点録中の発言者の名称と、その内容から発言者を類推できる発言

イ 協議会の配付資料のうち、構成員から提供を受けたもの

ウ 議事録の議事要旨中の議案番号と枚方市挨拶以外の内容

エ 設立総会の配布資料

これらの情報の非公開理由について、実施機関は次のように説明している。

- ① 要点録や構成員提供資料は、その会則で会議の非公開が定められているので、全体として、公にしないと条件で任意に提供された情報に当たるものであるが、本件処分に当たっては、協議会が、市の主導で組織されたものであることを踏まえ、ア及びイ並びに条例5条1号、3号及び6号に該当する情報を除き、公開することとした。
- ② 会議録や設立総会の配布資料は、公にしないと取り決めた上で提供を受けたものであり、要点録や構成員提供資料と同じく、全体として、公にしないと条件で任意に提供された情報に当たり、かつ、準備組合については、地権者の発意によって任意に組織された団体であることから、ウ及びエを除く情報に限り、公開すること

とした。

- (2) 民間事業者が参画して施行される市街地再開発事業の性質については5(3)に述べたとおりであり、そうであれば、少なくとも市街地再開発組合が発足していない段階において、構成員が、協議会や準備組合における協議や検討の内容が公にされないよう望み、かつ、市に情報を提供するに当たって、これを公にしないよう条件を付することは、合理的であるといえる。

よって、6(1)のアからエまでの情報は、法人等に関する情報のうち、実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであるため、条例5条4号の情報の該当し、したがって公開すべきものとはいえない。

7 条例5条6号該当情報について

- (1) 最後に、条例5条6号の審議等に関する情報とされたのは、第2回協議会の要点録中の発言の一部で、実施機関は、この部分を公にすると、率直な意見の交換が妨げられあるいは今後の意思決定の中立性が損なわれ、ひいては市が目指すまちづくりの推進が困難になると主張している。

審査会で該当する発言を個別に見分したところ、その内容は、構成員が、再開発後のまちのイメージについて具体的に言及し、あるいは市の提示した資料の内容について率直な意見を述べたものであることが認められた。

- (2) 協議会は、構成員が第三者との利害関係を離れて率直な意見を交換することができるようにするため、その会議を非公開とする旨を定める会則の下に実施機関が組織したものであり、このような協議会の性質や、5(3)の性質を踏まえるならば、該当する発言は、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるものであるため、条例5条6号に該当し、したがって公開すべきものとはいえない。

- 8 以上のように、本件処分により非公開とされた情報の中に、公開すべきといえるものは含まれていないと認められる。

しかし、本件処分については、3の回答において、保有情報部分公開決定通知書において適用するとされた条項が特段の説明もなく除かれていたり、あるいは同通知書において、個人情報として条例5条1号を当然に適用すべき箇所が脱落していたりと、非公開条項の選択と適用が不正確といわざるをえない部分があった。

実施機関においては、今後、非公開条項の選択と適用を、より適正に行うよう要望する。

- 9 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-----------------------|---|
| 令和元年（2019年） 11月15日 | 諮問書の收受 |
| 令和元年（2019年） 11月18日 | 事務局からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から実施機関への質疑応答、審査 |
| 令和2年（2020年） 2月20日 | 審査 |
| 令和2年（2020年） 3月19日 | 審査、答申 |

6. 条例及び施行規則

枚方市情報公開条例

平成29年9月13日
条例第40号

枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 保有情報の公開（第4条—第13条）
- 第3章 救済手続（第14条・第15条）
- 第4章 情報の公開の総合的な推進（第16条）
- 第5章 雑則（第17条—第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、保有情報を公開することにより、市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会の議長をいう。

2 この条例において「保有情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（第19条第1項において「官報等」という。）を除く。以下「公文書」という。）に記載され、又は記録されている情報をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市政に関する市民の知る権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合においては、個人に関する情報が正当な理由なく公開されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に努めなければならない。

第2章 保有情報の公開

（公開請求権等）

第4条 次に掲げるもの（以下「公開請求権者」という。）は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する保有情報の公開（第6号に掲げるものにあつては、そのものが有する利害関係に係る保有情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内の学校に在学する者
 - (5) 市税の納税義務を有する者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- 2 公開請求権者の代理人は、当該公開請求権者に代わつて同項の規定による請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。

3 実施機関は、公開請求権者及びその代理人以外のものから保有情報の公開の申出（以下「公開申出」という。）があつた場合においても、次条から第12条までの規定に準じて保有情報の公開に努めるものとする。

（保有情報の公開義務）

第5条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る保有情報に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、当該公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該保有情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する

独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法令等の規定により、公にすることができない旨が明示されている情報
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

- (6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすること。

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すること。

ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすこと。

ニ 独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害すること。

(部分公開)

第6条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合において、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しななければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意な情報が含まれていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る保有情報に前条第1号に掲げる情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にすることも、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該保有情報を公開することができ。

(保有情報の存否に関する情報)

第8条 公開請求に対し、当該公開請求に係る保有情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該保有情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求の手続)

第9条 公開請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(第4条第1項第2号の法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 公開請求に係る保有情報の内容その他当該保有情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 公開請求権者の代理人は、公開請求をしようとするときは、前項の請求書を提出する際、当該代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出しなければならない。

3 実施機関は、公開請求をしようとするものに対し、当該公開請求に係る保有情報の特定に関し参考となる情報の提供その他当該公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

4 実施機関は、第1項の規定による請求書の提出があつた場合において、その記載事項に不備があり、又は第2項に規定する資料の提出がないと認めるときは、速やかに、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をするときは、当該決定の日と公開を行う日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該決定後直ちに、当該意見書（第15条第3項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、当該決定の内容及びその理由並びに公開を行う日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第12条 実施機関は、第10条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、当該保有情報の公開を行わなければならない。

2 保有情報の公開は、次の各号に掲げる保有情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

（1） 文書又は図画に記載されている保有情報 保有情報が記載されている文書又は図画の閲覧又は写しの交付

（2） 電磁的記録に記載されている保有情報 保有情報が記録されている電磁的記録の種類別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

3 実施機関は、前項各号に定める方法による保有情報の公開を行うことにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第6条の規定による保有情報の公開を行うときその他相当の理由があると認めるときは、同項各号に定める方法とは異なる方法により保有情報の公開を行うことができる。

第13条 保有情報の公開に係る手数料は、次に定めるとおりとする。

- | | |
|----------|-----------|
| （1） 公開請求 | 無料 |
| （2） 公開申出 | 1件につき300円 |

2 公開請求者又は公開申出を行ったものは、公文書の写し（前条第2項第2号又は第3項（第4条第3項の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。）に規定する方法により公開を行うこと）によって交付することとなるものを含む。以下同じ。）の交付により保有情報の公開を受ける場合においては、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

第3章 救済手続

（審理員による審理手続に関する適用除外）

第14条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。

（審査会への諮問等）

第15条 前条の審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政庁である実施機関は、当該審査請求が明らかに不適法であり、却下するときを除き、遅滞なく、枚

ない。

（公開請求に対する決定及び通知）

第10条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日から起算して15日以内に、次に掲げるいずれかの決定（以下「公開決定等」という。）をしなければならぬ。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

（1） 当該公開請求に係る保有情報の全部の公開をする旨の決定

（2） 当該公開請求に係る保有情報の一部の公開をする旨の決定

（3） 当該公開請求に係る保有情報の全部の公開をしない旨の決定

（4） 第8条の規定による公開請求を拒否する旨の決定

（5） 公開請求に係る保有情報を保有していないため公開をすることができない旨の決定

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等をするることができないときは、公開請求があつた日から起算して45日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（公開決定等をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を公開請求者に書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、公開決定等をしたときは、速やかに、その内容を公開請求者に書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該公開決定等が第1項第2号から第5号までに掲げる決定であるときは、その理由を併せて書面により通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第11条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者（当該公開請求者が公開請求権者の代理人である場合にあっては、当該公開請求権者）以外のもの（以下この条及び第15条において「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合において、公開決定等をするに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、公開請求に対する前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が含まれている保有情報を公開しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第5条第1号ロ、第3号ただし書又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が含まれている保有情報を第7条の規定により公開しようとするとき。

方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

2 審査会における調査審議の手続は、行政不服審査法第5章第1節第2款の規定の例によるほか、審査会が定める。この場合における提出資料の閲覧等に係る費用負担については、第13条第2項の規定の例による。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。第5項において同じ。）

(2) 公開請求者が前号に掲げる者でない場合にあっては、当該公開請求者

(3) 当該審査請求に係る保有情報の公開について反対意見書を提出した第三者が第1号に掲げる者でない場合にあっては、当該第三者

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する審査会の答申があったときは、これを尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決を行うものとする。

5 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 第10条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に対する第三者からの審査請求に対する裁決（当該決定の全部を取り消す旨の裁決を除く。）

(2) 審査請求に係る第10条第1項第2号から第5号までに掲げる決定を変更し、当該審査請求に係る保有情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 情報の公開の総合的な推進

第16条 実施機関は、この条例に定める保有情報の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるようにその保有する情報の公開の総合的な推進に努めなければならない。

第5章 雑則

(市長の調整)

第17条 市長は、市長以外の実施機関に対し、保有情報の公開に関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

(出資法人への要請)

第18条 市長は、市が出資する法人で規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

(指定管理者の情報公開)

第19条 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、市の条例で定めるところにより行い業務に関し、その従業員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、当該指定管理者

の従業員が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの（官報等を除く。）に記載され、又は記録されている情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項に規定する情報であって実施機関が保有していないものについて公開の求めがあったときその他必要があるときは、当該情報を保有する指定管理者に対し、当該情報が記載され、又は記録された文書、図画又は電磁的記録を実施機関に提出するよう求めるものとする。

(運用状況の公表)

第20条 市長は、毎年度、規則で定めるところにより、この条例の運用状況を公表するものとする。

(他の制度との調整)

第21条 第2章の規定は、法令等の規定によりその閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本若しくは写しの交付の手続が定められている保有情報については、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、第2章の規定は、実施機関において、市民の利用に供することをその利用の目的とする保有情報については、適用しない。

(検索資料の作成等)

第22条 実施機関は、保有情報の公開に必要な検索資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の枚方市情報公開条例第2章の規定は、平成30年3月31日までの間、保有情報のうち、改正前の枚方市情報公開条例第2条第1号に規定する公文書以外に記録されているものについては、これを適用しない。

3 この条例の施行前にされた改正前の枚方市情報公開条例第5条第1項の規定による請求及び同条第2項の規定による申出については、それぞれ公開請求及び公開申出とみなす。

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行前に改正前の枚方市情報公開条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後の枚方市情報公開条例中これらに相当する規定があるときは、同条例の相当規定によってなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

5 枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年枚方市条例第12号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(枚方市市附属機関条例の一部改正)

6 枚方市附属機関条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(枚方市保健所運営協議会条例等の一部改正)

7 次に掲げる条例の規定中「(平成9年枚方市条例第23号)第6条に規定する情報」を「(平成29年枚方市条例第40号)第5条に規定する非公開情報」に改める。

- (1) 枚方市保健所運営協議会条例(平成25年枚方市条例第39号)第8条第1項第1号
- (2) 枚方市社会福祉審議会条例(平成25年枚方市条例第41号)第8条第1項第1号
- (3) 枚方市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会条例(平成26年枚方市条例第36号)第7条第1項第1号
- (4) 枚方市スポーツ推進審議会条例(平成28年枚方市条例第3号)第8条第1項第1号
- (5) 枚方市上下水道事業経営審議会条例(平成28年枚方市条例第4号)第8条第1項第1号

枚方市情報公開条例施行規則

平成29年9月13日
条例第68号

枚方市情報公開条例施行規則(平成10年枚方市規則第53号)の全部を改正する。
(趣旨)

- 第1条 この規則は、枚方市情報公開条例(平成29年枚方市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)
- 第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。
(公開請求の手続)
- 第3条 条例第9条第1項の請求書は、保有情報公開請求書(様式第1号)とするものとする。
- 2 条例第9条第4項の規定による補正の求めは、保有情報公開請求書補正通知書(様式第2号)により行うものとする。
(公開請求に係る決定期間の延長通知)
- 第4条 条例第10条第2項の規定による通知は、保有情報公開決定期間延長通知書(様式第3号)により行うものとする。
(公開請求に係る決定の通知)
- 第5条 条例第10条第3項及び第4項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。
 - (1) 条例第10条第1項第1号に掲げる決定 保有情報公開決定通知書(様式第4号)
 - (2) 条例第10条第1項第2号に掲げる決定 保有情報部分公開決定通知書(様式第5号)
 - (3) 条例第10条第1項第3号に掲げる決定 保有情報非公開決定通知書(様式第6号)
 - (4) 条例第10条第1項第4号に掲げる決定 保有情報存否応答拒否決定通知書(様式第7号)
 - (5) 条例第10条第1項第5号に掲げる決定 保有情報不存在決定通知書(様式第8号)(第三者に対する意見書の提出機会の付与)
- 第6条 実施機関は、条例第11条第1項又は第2項の規定により第三者に対して意見書の提出の機会を与えようとするときは、第三者情報公開請求通知書(様式第9号)によりその旨を当該第三者に通知するものとする。
- 2 第三者情報公開請求通知書を受けた第三者は、前項の意見書を提出しようとするときは、第三者情報公開請求意見書(様式第10号)により行うものとする。
- 3 条例第11条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報公開決定通知書(様式第11号)により行うものとする。
(公開申出の手続等)

第7条 公開申出は、保有情報公開申出書（様式第12号）により行うものとする。
 2 公開申出に対する回答の内容は、保有情報公開申出回答書（様式第13号）により通知するものとする。
 （公開の実施方法等）

第8条 条例第12条第2項又は第3項の規定による保有情報の公開（郵便により公文書の写し（条例第13条第2項）に規定する公文書の写しをいう。以下同じ。）を交付する場合を除く。）は、実施機関が指定する日時及び場所において、当該保有情報を保有する課の担当職員の立会いの上で行うものとする。

2 条例第12条第2項第1号の規定による文書又は図画（以下「文書等」という。）の閲覧は、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) マイクロフィルム以外の文書等 当該文書等の閲覧
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの閲覧
- 3 条例第12条第2項第1号の規定による文書等の写しの交付は、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) マイクロフィルム以外の文書等 当該文書等を複写機により用紙に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの交付

4 条例第12条第2項第2号の規定で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第2号に掲げる方法については、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより当該複写したものを容易に作成することができる場合に限る。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (2) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- (3) 当該電磁的記録を専用機器（公開を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

5 実施機関は、第2項第1号又は前項第3号の方法により現に公開を行っている公文書又は同号の専用機器を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公開を中断し、又は中止することができる。
 （公開申出に係る手数料の納付期限）

第9条 条例第13条第1項第2号に規定する手数料は、条例第4条第3項の規定により準ずることとされる条例第10条第1項に規定する期間内に、市に納付しなければならない。
 （交付部数及び費用負担）

第10条 公文書の写しを交付することにより公開を行う場合における当該交付する公文書の写しの部数は、1部とする。

2 条例第13条第2項の公文書の写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 公文書の写しの作成に要する費用 別表の中欄に掲げる公文書の写しの区分ごとに同表の右欄に定める額

(2) 公文書の写しの送付に要する費用 日本郵便株式会社が定めた郵便料金に相当する額

3 前項の費用の額は、公文書の写しの交付を受けるまでに、市に納付しなければならない。（出資法人）

第11条 条例第18条の市が出資する法人で規則で定めるものは、市が基本金その他これに準じるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。
 （運用状況の公表）

第12条 条例第20条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

- (1) 公開請求及び公開決定等の状況
- (2) 条例第14条の審査請求の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
 附 則
 （施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
 （経過措置）

2 平成30年3月31日までの間、改正後の枚方市情報公開条例施行規則（以下「新規則」という。）様式第1号及び様式第12号の規定の適用については、新規則様式第1号中「

閲覧 視聴 写しの交付（用紙 光ディスク）
郵送希望）」とあるのは「

閲覧 写しの交付（郵送希望）」と、新規則様式第12号中「

閲覧 視聴 写しの交付（用紙 光ディスク）
郵送希望）」とあるのは「

閲覧 写しの交付（郵送希望）」とする。

3 この規則の施行前に改正前の枚方市情報公開条例施行規則の規定によってなされた手続その他の行為は、新規則中これらに相当する規定があるときは、新規則の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第10条関係）

| 項 | 交付する写しの区分 | 費用の額 |
|---|------------------|-----------------------|
| 1 | 用紙に複写し、印刷し、又は出力し | 日本工業規格A列0番の用紙1枚につき50円 |

枚方市個人情報保護条例

枚方市個人情報保護条例（平成9年枚方市条例第24号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 実施機関等における個人情報の取扱い（第4条—第10条）
- 第3章 個人情報の適正管理（第11条—第13条）
- 第4章 保有個人情報の開示等（第14条—第27条）
- 第5章 救済手続（第28条・第29条）
- 第6章 雑則（第30条—第35条）
- 第7章 罰則（第36条—第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における個人情報に関する適正な取扱いに関し必要な事項を定め、並びに保有個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び提供の停止を求める市民の権利の保障に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護と信頼される市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会の議長をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることでき、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

3 この条例において「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

| | |
|-----|-----------------------|
| たもの | 日本工業規格A列1番の用紙1枚につき30円 |
| | 日本工業規格A列2番の用紙1枚につき20円 |
| | 日本工業規格A列3番の用紙1枚につき10円 |
| | 日本工業規格A列4番の用紙1枚につき10円 |
| | 日本工業規格B列4番の用紙1枚につき10円 |
| | 日本工業規格B列5番の用紙1枚につき10円 |
| 2 | 光ディスク1枚につき100円 |

備考 用紙の両面に複写し、印刷し、又は出力する場合にあつては、片面を1枚として費用の額を算定するものとする。ただし、日本工業規格A列4番及びB列5番の用紙の両面又は片面2枚に複写し、印刷し、又は出力する場合には、当該両面又は当該片面2枚を日本工業規格A列3番又はB列4番の用紙1枚とみなして費用の額を算定する。

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

4 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

5 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

6 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

7 この条例において「保有特定個人情報」とは、特定個人情報に該当する保有個人情報をいう。

8 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして規則で定めるもの

9 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

10 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

11 この条例において「受託業務」とは、実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が当該委託を受けた業務をいう。

12 この条例において「指定管理業務」とは、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）が市の条例の定めるところにより行う業務をいう。（適用上の注意）

第3条 この条例の適用に当たっては、事業者及び市民の権利と自由を不当に侵害するよう

なことがあつてはならない。

第2章 実施機関等における個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を保管してはならない。

2 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令又は条例（以下「法令等」という。）の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

（利用目的及び取得項目の明示）

第5条 実施機関は、本人又はその法定代理人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限る。以下この章及び第4章において同じ。）から直接書面（電磁的記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人又はその法定代理人に対し、その利用目的及び取得しようとする項目（以下この条において「取得項目」という。）を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的又は取得項目を本人又はその法定代理人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的又は取得項目を本人又はその法定代理人に明示することにより、実施機関、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的又は取得項目が明らかであると認められるとき。（正確性の確保及び安全確保の措置）

第6条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の規定は、受託者、指定管理者又は受託業務若しくは指定管理業務の全部若しくは一部の委託を受けた者が受託業務又は指定管理業務を行う場合について準用する。（従事者の義務）

第7条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務若しくは指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報収集するときは、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

3 実施機関は、次のいずれかに該当する場合を除き、要配慮個人情報（特定個人情報を除く。）を収集し、又は個人情報（特定個人情報並びに法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する個人情報を除く。）を本人若しくはその法定代理人以外のものから収集してはならない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人又はその法定代理人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、公益上要配慮個人情報収集し、又は個人情報を本人若しくはその法定代理人以外のものから収集する必要があると認めたととき。
- 4 法令等、規則等の規定により実施機関に対して申請、届出その他これらに類する行為があつたときは、前項第2号に該当する場合とみなす。

(利用の制限)

第9条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報にあつては第1号に、保有特定個人情報以外の保有個人情報にあつては第2号から第7号までのいずれかに該当する場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（情報提供等記録であるものを除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 本人又はその法定代理人の同意があるとき。
- (4) 出版、報道等により、当該保有個人情報が公にされているとき。
- (5) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (6) 正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があると実施機関が認めるとき。
- (7) 第2号から前号までに掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用する必要があると実施機関

が認めるとき。

3 実施機関は、前項第5号又は第6号の規定により保有個人情報を自ら利用したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(提供の制限)

第10条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次のいずれかに該当する場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき（法令等により当該保有個人情報を提供することが義務付けられているときを除く。）は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人若しくはその法定代理人の同意があるとき、又は本人若しくはその法定代理人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により、当該保有個人情報が公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (5) 正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があると実施機関が認められる場合において、他の実施機関に提供するとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する必要があると認めたととき。

4 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定により保有個人情報の提供をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

第3章 個人情報の適正管理

(個人情報ファイルの保有等)

第11条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務の名称
- (3) 個人情報ファイルを管理する組織の名称
- (4) 個人情報ファイルの利用目的
- (5) 個人情報ファイルに記録される項目（次項第2号において「記録項目」という。）
- (6) 本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (7) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この項及び次項において「記録情

報」という。)の収集方法

- (8) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (9) 記録情報を経常的に提供する場合(前条第3項第5号の規定により提供する場合を除く。)には、その提供先

(10) 個人情報ファイルが電子計算機による情報処理の用に供されるときは、その旨

(11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

(2) 前項の規定による届出に係る記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該届出に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

(4) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

3 実施機関は、第1項の規定による届出に係る個人情報ファイルの保有をやめ、又は同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、保有をやめようとする旨又は当該変更しようとする事項を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項又は前項の規定による届出があったときは、その内容について、審議会に報告し、及び公表しなければならない。

(委託先等の監督)

第12条 実施機関は、受託業務又は指定管理業務において取り扱われる個人情報等の安全管理が図られるよう、受託者又は指定管理者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託業務又は指定管理業務の全部若しくは一部の委託をする者は、当該委託をする業務において取り扱われる個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(電子計算機の接続の禁止)

第13条 実施機関は、法令等に定めがある場合を除き、実施機関の使用する電子計算機(保有個人情報が記録されている電子計算機であって、当該保有個人情報を実施機関以外の者が随時に取得し得る状態に置かれたものに限る。)と実施機関以外の者が使用する電子計算機との電気通信回線による接続を行ってはならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上当該接続を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

第4章 保有個人情報の開示等

(開示請求権)

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による請求(第3号に掲げる者にあつては、保有特定個人情報に係る請求に限る。)をすることができる。

(1) 本人の法定代理人

(2) 本人(自ら前項の規定による請求をすることができないと認められる者に限る。)の委任による代理人

(3) 本人(前号の本人を除く。)の委任による代理人

3 次に掲げる者は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する死亡した個人を本人とする保有個人情報(第3号に掲げる者にあつては、その者が相続により取得した財産に係るものに限る。)の開示を請求することができる。

(1) 本人の死亡当時における配偶者並びに本人の子及び父母

(2) 前号に掲げる者がいない場合における本人の二親等以内の血族

(3) 本人の相続人

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、前条の規定による請求(以下「開示請求」という。)があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれていない場合を除き、当該開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(前条第2項各号及び第3項各号に掲げる者による開示請求にあつては、当該本人。以下この項、次条第2項及び第25条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行

政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法令等の規定により、開示することができない旨が明示されている情報
- (4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 開示請求者以外の個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、開示請求者以外の個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (6) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報
- (7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (8) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすること。
ロ 個人の評価、判定、診断、選考、相談又は指導に係る事務に関し、率直な意見若しくは必要な内容を記録することを著しくためらわせ、又は当該個人との信頼関係を著しく損なうこと。
ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すること。
ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすこ

と。
ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害すること。

- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上開示しないことが適当であると認めた情報
- 2 前条第3項各号に掲げる者による開示請求に関する前項第1号及び第2号イの規定の適用については、同項第1号中「生命、健康、生活又は財産」とあるのは「名誉又は尊厳」と、同項第2号イ中「予定されている」とあるのは「予定されていた」とする。(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号に掲げる情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
(訂正請求権)

第19条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による請求(第3号に掲げる者にあつては、保有特定個人情報に係る請求に限る。)をすることができる。

- (1) 本人の法定代理人
 - (2) 本人(自ら前項の規定による請求をすることができないと認められる者に限る。)の委任による代理人
 - (3) 本人(前号の本人を除く。)の委任による代理人
- 3 次に掲げる者は、死亡した個人を本人とする保有個人情報(第3号に掲げる者にあつては、

は、その者が相続により取得した財産に係るものに限る。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。

- (1) 本人の死亡当時における配偶者並びに本人の子及び父母
 - (2) 前号に掲げる者がいない場合における本人の二親等以内の血族
 - (3) 本人の相続人
- (保有個人情報の訂正義務)

第20条 実施機関は、前条の規定による請求(以下「訂正請求」という。)があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならぬ。

2 第18条の規定は、訂正請求があった場合について準用する。

(利用停止等請求権)

第21条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかにかつ該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第4条第1項若しくは第3項の規定に違反して保管若しくは保有されているとき、第8条第2項若しくは第3項の規定に違反して収集されているとき又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条第1項から第3項(第5号を除く。)までの規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

(3) 第10条第3項第5号の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止又は消去

(4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記載されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による請求(第3号に掲げる者については、保有特定個人情報に係る請求に限る。)をすることができる。

- (1) 本人の法定代理人
- (2) 本人(自ら前項の規定による請求をすることができないと認められる者に限る。)の委任による代理人
- (3) 本人(前号の本人を除く。)の委任による代理人

3 次に掲げる者は、死亡した個人を本人とする保有個人情報(第3号に掲げる者にあつては、その者が相続により取得した財産に係るものに限る。)が第1項各号のいずれかにかつ該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する

実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 本人の死亡当時における配偶者並びに本人の子及び父母
 - (2) 前号に掲げる者がいない場合における本人の二親等以内の血族
 - (3) 本人の相続人
- (保有個人情報の利用停止等義務)

第22条 実施機関は、前条の規定による請求(以下「利用停止等請求」という。)があった場合において、当該利用停止等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等請求に係る保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止等」という。)をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止等を行うことにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、この限りでない。

2 第18条の規定は、利用停止等請求があった場合について準用する。

(開示等請求の手續)

第23条 開示請求、訂正請求又は利用停止等請求(以下「開示等請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 開示等請求に係る保有個人情報の内容その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示等請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、当該開示等請求に係る保有個人情報の本人、その代理人その他この条例の規定により開示等請求をすることができる者であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示等請求をしようとする者に対し、当該開示等請求に係る保有個人情報の特定に関し参考となる情報の提供その他当該開示等請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

4 実施機関は、第1項の規定による請求書の提出があつた場合において、その記載事項に不備があり、又は第2項に規定する資料の提出若しくは提示がないと認めるときは、速やかに、開示等請求をした者(以下「開示等請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示等請求に対する決定及び通知)

第24条 実施機関は、開示等請求があつたときは、当該開示等請求があつた日から起算して、開示請求にあつては15日以内に、訂正請求又は利用停止等請求にあつては30日以内に、次に掲げるいずれかかの決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期

間に算入しない。

(1) 当該開示等請求に係る保有個人情報の全部の開示、訂正又は利用停止等(以下「開示等」という。)をする旨の決定

(2) 当該開示等請求に係る保有個人情報の一部の開示等をする旨の決定

(3) 当該開示等請求に係る保有個人情報の全部の開示等をしていない旨の決定

(4) 第18条(第20条第2項及び第22条第2項において準用する場合を含む。)の規定による開示等請求を拒否する旨の決定

(5) 開示等請求に係る保有個人情報を保有していないため開示等をする事ができない旨の決定

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等をする事ができないときは、開示等請求があった日から起算して、開示請求にあっては45日を、訂正請求又は利用停止等請求にあっては60日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由(開示決定等をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。)を開示等請求者に書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、その内容を開示等請求者に書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該開示決定等が第1項第2号から第5号までに掲げる決定であるときは、その理由を併せて書面により通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

(開示請求に係る第三者保護に関する手続)

第25条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条及び第29条において「第三者」という。)に関する情報が含まれている場合において、開示決定等をするに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、開示請求に対する前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第15条第2号ロ、第4号ただし書又は第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思表示をした意見書を提出した場合において、前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をするときは、当該決定の日と開示を行う日との間に少な

くとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該決定後直ちに、当該意見書(第29条第3項において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、当該決定の内容及びその理由並びに開示を行う日を書面により通知しなければならない。

(開示等の実施)

第26条 実施機関は、第24条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、当該保有個人情報の開示等を行わなければならない。

2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書又は図面に記載されている保有個人情報 保有個人情報が記載されている文書又は図面の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録に記録されている保有個人情報 保有個人情報が記録されている電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

3 実施機関は、前項各号に定める方法による保有個人情報の開示を行うことにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第16条の規定による保有個人情報の開示を行うときその他相当の理由があるときは、同項各号に定める方法とは異なる方法により保有個人情報の開示を行うことができる。

4 実施機関は、第1項の規定により保有個人情報の訂正又は利用停止等を行ったときは、当該訂正請求又は利用停止等請求をした者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定により保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。)をいう。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(手数料等)

第27条 保有個人情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者は、公文書の写し(前条第2項第2号又は第3項に規定する方法により開示を行うことによつて交付することとなるものを含む。以下同じ。)の交付により保有個人情報の開示を受ける場合においては、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、写しの作成に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 救済手続

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第28条 開示決定等及び開示等請求に係る不作為に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。

（審査会への諮問等）

第29条 前条の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政庁である実施機関は、当該審査請求が明らかに不適法であり、却下するときを除き、遅滞なく、枚方市附属機関条例別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

2 審査会における調査審議の手続は、行政不服審査法第5章第1節第2款の規定の例によるほか、審査会が定める。この場合における提出資料の閲覧に係る費用負担については、第27条第2項及び第3項の規定の例による。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。第5項において同じ。）

(2) 開示等請求者が前号に掲げる者でない場合にあつては、当該開示等請求者

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見を提出した第三者が第1号に掲げる者でない場合にあつては、当該第三者

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する審査会の答申があつたときは、これを尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決を行うものとする。

5 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 第24条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に対する第三者からの審査請求に対する裁決（当該決定の全部を取り消す旨の裁決を除く。）

(2) 審査請求に係る第24条第1項第2号から第5号までに掲げる決定を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第6章 雑則

（市長の助言等）

第30条 市長は、市長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

2 市長は、個人情報の保護の重要性に鑑み、個人情報の取扱いに当たって個人の権利利益を侵害することがないよう、個人情報の保護の重要性に関し事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

（出資法人への要請）

第31条 市長は、市が出資する法人で規則で定めるものに対し、この条例に基づき市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

（運用状況の公表）

第32条 市長は、毎年度、規則で定めるところにより、この条例の運用状況を公表するものとする。

（他の制度との調整）

第33条 第4章の規定は、法令等の規定によりその閲覧若しくは縦覧、謄本、抄本若しくは写しの交付又は訂正、利用の停止、消去若しくは提供の停止（保有特定個人情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本若しくは写しの交付を除く。）の手続が定められている保有個人情報については、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、第4章の規定（保有個人情報の開示に係る部分に限る。）は、市民の利用に供することを利用目的とする保有個人情報については、適用しない。

（事業者に対する指導、勧告等）

第34条 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っているときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、あらかじめ、当該事業者に意見を述べる機会を与えた上で、審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

4 前項の規定による事実の公表は、市民の権利利益が不当に侵害されることを防止するために必要な範囲内において行わなければならない。

（委任）

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第36条 実施機関の職員若しくは職員であつた者、受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録されたその業務に係る個人情報ファイル（第2条第8項第1号に掲げる情報の集合物に係るもの（番号法第48条に規定する特定個人情報ファイルに該当するものを除く。））に限り、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第37条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報（その業務上収集されたものであって、組織的に利用するものとして保管されているもの（番号法第2条第5項に規定する個人番号を除く。））に限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第38条 受託者又は指定管理者である法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰する

ほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項（特定個人情報を除く。）が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 第36条、第37条及び前条の規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第41条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に基づき開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 改正後の枚方市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第11条及び附則第6項 平成29年12月1日
 - (2) 新条例第6条第3項（受託者及び指定管理者に係る部分を除く。）及び第12条第2項並びに附則第3項 平成30年4月1日
（枚方市特定個人情報保護条例の廃止）
 - 2 枚方市特定個人情報保護条例（平成27年枚方市条例第23号）は、廃止する。
（経過措置）
 - 3 附則第1項第2号に掲げる規定は、その施行の日以後に締結した契約又は同日以後にされた枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項の規定による指定に係る受託業務又は指定管理業務について適用する。
 - 4 新条例第4条第2項及び第3項、第9条第1項並びに第10条第2項の規定は、平成29年11月30日までの間、法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）については、これを適用しない。
 - 5 平成29年11月30日までの間、新条例第8条第3項の規定の適用については、同項中「要配慮個人情報」とあるのは、「改正前の枚方市個人情報保護条例第7条第2項本文に規定する個人情報」とする。
 - 6 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての新条例第11条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「附則第1項第1号に掲げる規定の施行後遅滞なく」とする。
 - 7 新条例第4章の規定は、平成30年3月31日までの間、自己又は死亡した個人を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）のうち、改正前の枚方市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第16条第1項に規定する公文書以外に記録されているものについては、これを適用しない。
 - 8 この条例の施行前にされた旧条例第20条第1項に規定する自己情報の開示等の請求及

び附則第2項の規定による廃止前の枚方市特定個人情報保護条例第20条第1項に規定する自己情報の開示等の請求については、それぞれ開示等請求とみなす。

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行前に旧条例及び附則第2項の規定による廃止前の枚方市特定個人情報保護条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、新条例中これらに相当する規定があるときは、それぞれ新条例の相当規定によってなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（枚方市附属機関条例の一部改正）

10 枚方市附属機関条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

枚方市個人情報保護条例施行規則（平成10年枚方市規則第54号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、枚方市個人情報保護条例（平成29年枚方市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

（個人識別符号）

第3条 条例第2条第3項の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

（1）次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換したものの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

（2）旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

（3）国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

（4）道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

（5）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

（6）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号

（7）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

（8）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

（9）介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

（10）健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

（11）健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号、番号及びび保険者番号

（12）船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第35条第1項の被保険者証の記号、番号及びび保険者番号

（13）船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号、番号及びび保険者番号

（14）出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号

（15）出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

（16）私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第1条の7の加入者証の加入者番号

（17）私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証の加入者番号

（18）私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入者番号

（19）国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号及びび保険者番号

（20）国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第89条の組合員証の記号、番号及びび保険者番号

（21）国家公務員共済組合法施行規則第95条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及びび保険者番号

（22）国家公務員共済組合法施行規則第95条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及びび保険者番号

（23）国家公務員共済組合法施行規則第127条の2第1項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及びび保険者番号

（24）地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年／総理府／文部省／自治省／令第1号）第93条第2項の組合員証の記号、番号及びび保険者番号

（25）地方公務員等共済組合法施行規則第100条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及びび保険者番号

（26）地方公務員等共済組合法施行規則第100条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及びび保険者番号

（27）地方公務員等共済組合法施行規則第176条第2項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及びび保険者番号

（28）雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

（29）日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書番号

（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第5項の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする

る記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含む、前号に掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷、その他の心身の変化を理由として、本人に対して、医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人情報ファイル)

第5条 条例第2条第8項第2号の規則で定めるものは、これに含まれる保有個人情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の保有個人情報を容易に検索することができ、ように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

(利用及び提供の手続)

第6条 実施機関は、条例第9条第2項第5号若しくは第6号又は第10条第3項第4号若しくは第5号の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は他の実施機関から提供を受けて利用したときは、当該保有個人情報を利用した課（課に相当する組織を含む。以下同じ。）の長に、保有個人情報目的外利用記録票（様式第1号）を作成させなければならない。

2 保有個人情報目的外利用記録票は、保有個人情報を利用した都度、速やかに作成させなければならない。ただし、1会計年度を通じて継続的に、又は反復して、同一の目的において同一の保有個人情報の項目を利用することが確実であると見込まれるときは、一括して作成させることができる。

3 実施機関は、条例第10条第1項又は第3項の規定により保有個人情報を実施機関以外の

ものに提供する場合において必要と認めるときは、第8条第2項各号に掲げる事項のうち、必要と認めるものについての条件を付さなければならない。

(個人情報ファイルの届出)

第7条 条例第11条第1項の規定による届出は、個人情報ファイル保有届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第11条第3項の規定による届出は、個人情報ファイル（廃止・変更）届出書（様式第3号）により行うものとする。

3 条例第11条第4項の規定による届出に係る事項の公表は、告示により行うものとする。（委託に際して講じるべき措置）

第8条 実施機関は、番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務又は同条第11項に規定する個人番号関係事務の全部又は一部の委託をしようとするときは、条例第6条第2項の規定による措置と同等の措置を講じることができると認める者に委託するものとする。

2 実施機関は、受託業務に係る契約書又は仕様書、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第6条第1項の協定その他これらに類する書類に次に掲げる事項（当該受託業務又は指定管理業務（以下この項において「受託業務等」という。）の性質又は目的により該当のない事項を除く。）を定めるものとする。

(1) 秘密保持の義務に関する事項

(2) 個人情報の取扱場所の制限に関する事項

(3) 個人情報の目的外使用の禁止に関する事項

(4) 個人情報の複製の禁止に関する事項

(5) 個人情報の返却又は消去若しくは廃棄の義務に関する事項

(6) 個人情報の取扱いに従事する者の明確化に関する事項

(7) 個人情報の取扱いに従事する者に対する監督及び教育義務に関する事項

(8) 個人情報の取扱状況に係る検査又は報告の求めに応じる義務に関する事項

(9) 個人情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合における報告義務に関する事項

(10) 個人情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合における損害賠償等の責任に関する事項

(11) 受託業務等において特定個人情報を取り扱われない場合にあつては、受託業務等の委託の禁止又は制限に関する事項

(12) 受託業務等において特定個人情報を取り扱われる場合にあつては、受託業務等の委託をする場合における当該委託を受ける者に対して付するべき当該特定個人情報の取扱いの条件に関する事項

(13) 受託業務等の委託をする場合における当該委託を受ける者に対する監督義務に関する事項

(14) 前号の監督義務の実施状況に係る検査又は報告の求めに応じる義務に関する事項

(15) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

- (16) 前各号に掲げる事項に違反した場合の契約の解除又は枚方市公の施設における指
定管理者の指定の手續等に関する条例第10条第1項の規定による指定の取消し若しく
は業務の停止の命令に関する事項
(開示等請求の手續)
- 第9条 条例第23条第1項の請求書は、保有個人情報開示等請求書(様式第4号)とするも
のとす。
- 2 条例第23条第2項の規則で定める資料は、当該開示等請求をしようとする者(本人の委
任による代理人が法人である場合にあつては、現に開示等請求の任に当たっている者)の
個人番号カード(番号法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)、
運転免許証、旅券その他これらに類するものとして実施機関が認める書類(保有個人情報
開示等請求書を郵便により提出する場合にあつては、これらの書類を複写機により複写し
たもの)のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類(第1号か
ら第3号までに定める書類にあつては、開示等請求をする日前30日以内に作成され、又は
発行されたものに限る。)とする。
- (1) 本人の法定代理人が開示等請求をする場合 戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書、
登記事項証明書その他法定代理人の資格を証する書類として実施機関が認める書類
- (2) 本人の委任による代理人(法人を除く。)が開示等請求をする場合 本人の委任
状(委任状に押印された本人の印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)
- (3) 本人の委任による代理人(法人に限る。)が開示等請求をする場合 前号に定め
る書類及び次に掲げるいずれかの書類
- イ 代理人の代表者の資格を証する書類
- ロ 代理人の委任状(委任状に押印された法人の印鑑及び法人の代表者の印鑑に係る
印鑑証明書が添付されたものに限る。)その他現に開示等請求の任に当たっている
者と代理人との関係を証する書類として実施機関が認める書類
- (4) 死亡した個人を本人とする保有個人情報の開示等請求をする場合 次に掲げる書
類
- イ 本人の除かれた戸籍の謄本その他本人が死亡していることを証するものとして実
施機関が認める書類
- ロ 条例第14条第3項第1号、第19条第3項第1号又は第21条第3項第1号に掲げる
者にあつては、戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書その他本人と開示等請求をしよう
とする者との続柄を証する書類として実施機関が認める書類
- ハ 条例第14条第3項第2号、第19条第3項第2号又は第21条第3項第2号に掲げる
者にあつては、条例第14条第3項第1号、第19条第3項第1号又は第21条第3項第
1号に掲げる者がいないことを証する書類として実施機関が認める書類及びロに掲
げる書類
- ニ 条例第14条第3項第3号、第19条第3項第3号又は第21条第3項第3号に掲げる
者にあつては、開示等請求に係る保有個人情報に係る財産について本人の相続人で
- あることを証する書類として実施機関が認める書類
- 3 条例第23条第4項の規定による補正の求めは、保有個人情報開示等請求書補正通知書
(様式第5号)により行うものとする。
- (開示等請求に係る決定期間の延長)
- 第10条 条例第24条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示等決定期間延長通知書
(様式第6号)により行うものとする。
- (開示等請求に係る決定の通知)
- 第11条 条例第24条第3項及び第4項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に
応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。
- (1) 条例第24条第1項第1号に掲げる決定 保有個人情報開示等決定通知書(様式第
7号)
- (2) 条例第24条第1項第2号に掲げる決定 保有個人情報部分開示等決定通知書(様
式第8号)
- (3) 条例第24条第1項第3号に掲げる決定 保有個人情報非開示等決定通知書(様式
第9号)
- (4) 条例第24条第1項第4号に掲げる決定 保有個人情報存否応答拒否決定通知書
(様式第10号)
- (5) 条例第24条第1項第5号に掲げる決定 保有個人情報不存在決定通知書(様式第
11号)
- (第三者に対する意見書の提出機会の付与)
- 第12条 実施機関は、条例第25条第1項又は第2項の規定により第三者に対して意見書の提
出の機会を与えようとするときは、第三者情報開示請求通知書(様式第12号)によりその
旨を当該第三者に通知するものとする。
- 2 第三者情報開示請求通知書を受けた第三者は、前項の意見書を提出しようとするときは、
第三者情報開示請求意見書(様式第13号)により行うものとする。
- 3 条例第25条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示決定通知書(様
式第14号)により行うものとする。
- (開示等の実施方法等)
- 第13条 条例第26条第2項又は第3項の規定による保有個人情報の開示(郵便により公文書
の写し(条例第27条第2項に規定する公文書の写しをいう。以下同じ。)を交付する場合
を除く。)は、実施機関が指定する日時及び場所において、当該保有個人情報保有する
課の担当職員との立会いの上で行うものとする。
- 2 条例第26条第2項第1号の規定による文書又は図画(以下「文書等」という。)の閲覧
は、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。
- (1) マイクロフィルム以外の文書等 当該文書等の閲覧
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの閲覧
- 3 条例第26条第2項第1号の規定による文書等の写しの交付は、次の各号に掲げる文書等

の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) マイクロフィルム以外の文書等 当該文書等を複写機により用紙に複写したものの交付
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの交付
- 4 条例第26条第2項第2号の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第2号に掲げる方法については、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより当該複写したものを容易に作成することができる場合に限る。
- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - (2) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
 - (3) 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
- 5 実施機関は、第2項第1号又は前項第3号の方法により現に開示を行っている公文書又は同号の専用機器を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該開示を中断し、又は中止することができる。
- 6 条例第26条第4項の規定による通知は、訂正・利用停止等実施通知書（様式第15号）により行うものとする。
- 7 条例第26条第5項の規定による通知は、訂正実施通知書（様式第16号）により行うものとする。

(交付部数及び費用負担)

第14条 公文書の写しを交付することにより開示を行う場合における当該交付する公文書の写しの部数は、1部とする。

2 条例第27条第2項の公文書の写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 公文書の写しの作成に要する費用 別表の中欄に掲げる公文書の写しの区分ごとに同表の右欄に定める額
 - (2) 公文書の写しの送付に要する費用 日本郵便株式会社が定めた郵便料金に相当する額
- 3 前項の費用の額は、公文書の写しの交付を受けるまでに、市に納付しなければならない。
- 4 実施機関は、開示請求者（当該開示請求者が本人の代理人である場合にあつては、当該本人）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、条例第27条第3項の規定により、当該各号に定める額を減額し、又は免除する。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている場合 当該公文書の写しの作成に要する費用に相当する額
 - (2) 経済的困難その他特別の理由が認められる場合（前号に該当する場合を除く。） 実施機関が適当と認める額

(出資法人)

第15条 条例第31条の市が出資する法人で規則で定めるものは、市が基本金その他これに準

じるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。

(運用状況の公表)

第16条 条例第32条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

- (1) 個人情報ファイルの届出の状況
- (2) 開示等請求及び開示決定等の状況
- (3) 条例第28条の審査請求の状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 改正後の枚方市個人情報保護条例施行規則（以下「新規則」という。）第7条並びに様式第2号及び様式第3号 平成29年12月1日
- (2) 新規則第8条第2項（第13号及び第14号に係る部分に限る。） 平成30年4月1日

日

(枚方市特定個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 枚方市特定個人情報保護条例施行規則（平成27年枚方市規則第57号）は、廃止する。（経過措置）

3 平成30年3月31日までの間、特定保有個人情報以外の保有個人情報に係る開示請求についての新規則様式第4号の規定の適用については、同様式中「

| | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 閲覧 | <input type="checkbox"/> 視聴 | <input type="checkbox"/> 写しの交付 | <input type="checkbox"/> 用紙 | <input type="checkbox"/> 光ディスク |
| | | | <input type="checkbox"/> 郵送希望 | |
| | | | <input type="checkbox"/> 写しの作成費用減免希望 | |

」とあるのは、「

| | | |
|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 閲覧 | <input type="checkbox"/> 写しの交付 | <input type="checkbox"/> 郵送希望 |
| | | <input type="checkbox"/> 写しの作成費用減免希望 |

」とする。

4 この規則の施行前に改正前の枚方市個人情報保護条例施行規則（第7条の規定を除く。）及び附則第2項の規定による廃止前の枚方市特定個人情報保護条例施行規則（第2条の規定を除く。）の規定によってなされた手続その他の行為は、新規則中これらに相当する規定があるときは、それぞれ新規則の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第14条関係）

| 項 | 交付する写しの区分 | 費用の額 |
|---|----------------------|---|
| 1 | 用紙に複写し、印刷し、又は出力したものの | 日本工業規格A列0番の用紙1枚につき50円 日本工業規格A列1番の用紙1枚につき30円 日本工業規格A列2番の用紙1枚につき20円 日本工業規格A列3番の用紙1枚につき10円 日本工業規格A列4番の用紙1枚につき10円 日本工業規格B列4番の用紙1枚につき10円 日本工業規格B列5番の用紙1枚につき10円 |
| 2 | 光ディスクに複写したもの | 光ディスク1枚につき100円 |

備考 用紙の両面に複写し、印刷し、又は出力する場合には、片面を1枚として費用の額を算定するものとする。ただし、日本工業規格A列4番及びB列5番の用紙の両面又は片面2枚に複写し、印刷し、又は出力する場合には、当該両面又は当該片面2枚を日本工業規格A列3番又はB列4番の用紙1枚とみなして費用の額を算定する。

枚方市附属機関条例

平成24年9月13日
条例第35号

(設置等)

第1条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

2 附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担当事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

(委員の委嘱)

第2条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合については、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第3条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 附属機関の会議は、会長（会長が定められていない場合には、執行機関）が召集し、会長がその議長となる。

2 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

(会議の公開)

第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(部会)

第7条 会長は、附属機関の担任事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。(関係者に対する協力要請)

第8条 附属機関は、担任事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

1 市長の附属機関

| 名称 | 担任事務 | 委員の定数 | 委員の構成 | 委員の任期 |
|--|-------|---------------------------------------|-------|-------|
| 【略】 | 【略】 | 【略】 | 【略】 | 【略】 |
| 枚方市次に掲げる事項に関する調査審議 情報公開(1) 枚方市個人情報保護条例(平成29年枚方内 開・個人市条例第39号)の規定によりその権限に属させら 情報保れた事項 審議(2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運 営に関する重要事項 会 | 15人以下 | (1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 | 【略】 | |
| 枚方市枚方市情報公開条例第14条及び枚方市個人情報5人 情報保護条例第28条の審査請求についての審査請求内 開・個人に関する審査 情報保 護審査 会 | 5人以下 | 学識経験を有する者 | 【略】 | 【略】 |
| 【略】 | 【略】 | 【略】 | 【略】 | 【略】 |

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 令和元年度(2019年度)

令和2年(2020年)10月

編集・発行 枚方市総務部コンプライアンス推進課

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話 072-841-1294

FAX 072-841-3039

<http://www.city.hirakata.osaka.jp>